官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁六）　二
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（同七）　三
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（同八）　四
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務八）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同九）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同一〇）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同一一）　四〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令（同一二）　四〇
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務六九）　六
○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令（同七〇）　八二
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一七）　八三
〔法規的告示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する告示（デジタル庁・総務二〇～二二）　八四
○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示（環境六三）　八八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（同六四）　九九
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一〇四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一三三
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、令和六年度防衛省共済組合の決算、弁理士登録関係　一三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三九
会社その他
会社決算公告　一四三

デジタル庁令

○デジタル庁令第六号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～十　略］ 十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十四号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。） ［十二～十六　略］ 十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十五号又は第二十五号に規定する事務に係るものに限る。） ［十八～二十三の二　略］ 二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業等給付の支給（番号利用法情報提供省令第百十一条第二号又は第百十四条第一号に規定する事務に係るものに限る。） ［二十五～四十一　略］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第三号、第十号若しくは第十七号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十四号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。） ［十二～十六　同上］ 十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十五号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。） ［十八～二十三の二　同上］ 二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業等給付の支給（番号利用法情報提供省令第百十一条第二号又は第百十四条第二号に規定する事務に係るものに限る。） ［二十五～四十一　同上］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第一号から第四号まで、第十号若しくは第十七号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

○デジタル庁令第七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～四十一　略］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第三号、第十号、第十七号若しくは第十八号又は第十九号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～四十一　同上］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第三号、第十号若しくは第十七号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　同上］

附　則

この庁令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○デジタル庁令第八号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）第四条第一号若しくは第十七号又は第五条第一号若しくは第十七号に規定する事務に係るものに限る。） ［一の二　略］ 二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法情報提供省令第九条第一号、第十二号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。） ［三～六　略］ 七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第八号、第九号、第十三号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十七号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第六号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。）	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）第四条第一号若しくは第十六号又は第五条第一号若しくは第十六号に規定する事務に係るものに限る。） ［一の二　同上］ 二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法情報提供省令第九条第一号、第十一号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。） ［三～六　同上］ 七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第七号、第八号、第十号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号、第二十一号若しくは第二十四号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第六号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。）

八　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法情報提供省令第五十九条第一号、第二号、第七号、第九号、第十一号、第十二号又は第十五号から第十七号までに規定する事務に係るものに限る。）

［九・十　略］

十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十六号又は第二十六号に規定する事務に係るものに限る。）

［十二　略］

十三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の還付（番号利用法情報提供省令第七十一条第九号又は第十号に規定する事務に係るものに限る。）

［十四～十六　略］

十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十七号又は第二十七号に規定する事務に係るものに限る。）

［十八～四十五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十条の八　法別表十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第二条第一項の司法試験若しくは同法第五条第一項の司法試験予備試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務	［新設］

八　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法情報提供省令第五十九条第一号、第二号、第六号、第八号、第十号、第十一号又は第十四号から第十六号までに規定する事務に係るものに限る。）

［九・十　同上］

十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十四号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。）

［十二　同上］

十三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の還付（番号利用法情報提供省令第七十一条第八号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）

［十四～十六　同上］

十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十五号又は第二十五号に規定する事務に係るものに限る。）

［十八～四十五　同上］

二　司法試験法第九条の司法試験又は司法試験予備試験の合格証書の授与に関する事務
三　司法試験法第十条の司法試験又は司法試験予備試験の合格の取消し等に関する事務
四　司法試験法第十一条第一項の司法試験又は司法試験予備試験の受験手数料の納付に関する事務

第十条の九　法別表十九の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条の二第一項の免許状の授与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　教育職員免許法第五条の二第三項の新教育領域の追加の定めの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの免許状の取上げに関する事務
四　教育職員免許法第十三条第一項の公告又は通知に関する事務
五　教育職員免許法第十五条の免許状の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答に関する事務

第十条の十～第十条の十二　［略］

第十七条の三　法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の海事代理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　海事代理士法第十条第一項の海事代理士の新たな事務所の設置の許可若しくは登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　海事代理士法第十一条第一項の海事代理士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　海事代理士法第十二条の海事代理士の登録の抹消に関する事務
五　海事代理士法第十三条の海事代理士の業務の廃止等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
六　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第五条の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十七条の四　［略］

第十八条の六　法別表三十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　出入国管理及び難民認定法第二十条第二項の在留資格の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　出入国管理及び難民認定法第二十一条第二項の在留期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　出入国管理及び難民認定法第二十二条第一項の永住許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の在留資格の取得の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務

［新設］

第十条の八～第十条の十　［同上］

［新設］

第十七条の三　［同上］

［新設］

第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［五～七　略］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務

九　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の任意継続加入者の資格の喪失に関する事務

十～十五　［略］

第二十三条の二の二　法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

九　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の任意継続組合員の資格の喪失に関する事務

十～十二　［略］

第二十三条の四　法別表四十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　調理師法第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三～六　［略］

第二十三条の五　法別表四十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　調理師法第八条の三第一項の調理技術に関する審査の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　調理師法による調理技術に関する審査の認定証書に関する事務

三　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第二十条（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の学科試験又は実技試験の合格の通知に関する事務

四　調理師法施行規則第二十三条第一項（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の技術審査の停止又は技術審査試験の合格の決定の取消しに関する事務

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第二十条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［五～七　同上］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務

［新設］

九～十四　［同上］

第二十三条の二の二　［同上］

［一～七　同上］

八　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

［新設］

九～十一　［同上］

第二十三条の四　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～五　［同上］

［新設］

第三十条の三　［同上］

［一～八　同上］

九　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

十　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第五項の任意継続組合員の資格の喪失に関する事務

十一　［略］

十二　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十三～十七　［略］

第四十条　法別表七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～十一　略

十二　母子保健法による養育医療券に関する事務

十三・十四　［略］

第四十三条の二の四　法別表七十七の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十八条第三項の職業訓練指導員免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許証に関する事務

三　職業能力開発促進法第二十九条の職業訓練指導員免許の取消しに関する事務

四　職業能力開発促進法第三十条第一項の職業訓練指導員試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の職業訓練指導員試験合格証書の交付に関する事務

第四十三条の二の五　法別表七十七の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業能力開発促進法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　職業能力開発促進法第三十条の十九第一項（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のキャリアコンサルタントの登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　職業能力開発促進法第三十条の十九第三項のキャリアコンサルタントの登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタント登録証に関する事務

五　職業能力開発促進法第三十条の二十一第一項（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のキャリアコンサルタントの登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六　職業能力開発促進法第三十条の二十二のキャリアコンサルタントの登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

七　職業能力開発促進法第三十条の二十三（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のキャリアコンサルタントの登録の消除に関する事務

八　職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定の受検の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

［新設］

十　［同上］

十一　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十二～十六　［同上］

第四十条　［同上］

［一～十一　同上］

［新設］

十二・十三　［同上］

［新設］

［新設］

九　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務
十　職業能力開発促進法第五十条第三項の技能士の名称の使用の停止に関する事務
十一　職業能力開発促進法施行規則第六十九条第一項の技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
十二　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知に関する事務
十三　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科試験の停止又は合格の決定の取消しに関する事務

第四十三条の二の六～第四十三条の二の八　［略］

第五十条　法別表百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］
十一　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）
［十二～十四　略］

第六十条　法別表百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務
［四～七　略］
八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療受給者証に関する事務
九　［略］

第六十八条　法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
［二～十八　略］
十九　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用	**第二条**　［同上］

第四十三条の二の四～第四十三条の二の六　［同上］

第五十条　［同上］

［一～十　同上］
十一　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）
［十二～十四　同上］

第六十条　［同上］

［一・二　同上］
三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務
［四～七　同上］
［新設］
八　［同上］

第六十八条　［同上］

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定（同条第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
［二～十八　同上］
十九　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
二十　都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第二十二条で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
		都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二十　都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第二十二条で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
		都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの

				二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。百六十一の項及び百六十二の項、第百六十三条並びに第百六十四条において同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下この条において「外国人生活保護関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第二十二条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下この条において「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの
			医療保険者	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十二条の二で定めるもの
		二十の二　都道府県知事等		
		［略］	［略］	［略］
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって第二十二条の二で定めるもの		
		［略］	［略］	［略］
	二十八　市町村長		都道府県知事等	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第三十条で定めるもの
				［略］
	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの			
	［略］			

			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第二十二条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下この条において「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの
		［同上］	［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］	［同上］
	二十八　市町村長		都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第三十条で定めるもの
				［同上］
	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの			
	［同上］			

［略］	［略］	［略］	［略］
三十四　厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であって第三十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条で定めるもの
三十四の二　都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であって第三十六条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
四十　都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって第四十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第四十二条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
四十二　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第四十四条で定めるもの

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
三十四　厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であって第三十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四十　都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって第四十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第四十二条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四十二　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの

［略］				
五十一　日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であって第五十三条で定めるもの	［略］	［略］	［略］
五十一の二　国土交通大臣	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による海事代理士	法務大臣	［略］	［略］
		戸籍関係情報であって第五十三条で定めるもの	［略］	［略］
		戸籍関係情報であって第五十三条の二で定めるもの		

［同上］				
五十一　日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であって第五十三条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］
		法務大臣	［同上］	［同上］
		戸籍関係情報であって第五十三条で定めるもの	［同上］	［同上］

の登録に関する事務であって第五十三条の二で定めるもの	［略］	［略］	［略］
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	［略］	［略］
		都道府県知事等	［略］	［略］
			生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの	［略］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第五十五条で定めるもの	［略］
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第五十五条で定めるもの	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
五十五　日本税理士会連合会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録に関する事務であって第五十七条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条で定めるもの	［略］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	法務大臣	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの	［略］
		市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの	［略］
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	［同上］	［同上］
		都道府県知事等	［同上］	［同上］
			生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの	［同上］
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの	［同上］
			戸籍関係情報であって第五十七条で定めるもの	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十五　日本税理士会連合会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録に関する事務であって第五十七条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

五十九　文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］
六十三　都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］
六十九　市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	［略］
［略］	［略］	［略］

五十九　文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］
六十三　都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］
六十九　市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

五十九　文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］
六十三　都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］
六十九　市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

五十九　文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］
六十三　都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］
六十九　市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	［略］
［略］	［略］	［略

			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
［略］	［略］	［略］	［略］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	［略］	医療保険者
		［略］	都道府県知事
［略］	［略］	［略］	［略］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	［略］	［略］
		［略］	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］	［略］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	［略］	市町村長

			年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第七十八条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	［略］	医療保険者
		［略］	都道府県知事
［略］	［略］	［略］	［略］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	［略］	［略］
		［略］	都道府県知事等
［略］	［略］	［略］	［略］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	［略］	市町村長

			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	［同上］	医療保険者
		［同上］	都道府県知事
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	［同上］	［同上］
		［同上］	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	［同上］	市町村長

			年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第七十八条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	［同上］	医療保険者
		［同上］	都道府県知事
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	［同上］	［同上］
		［同上］	都道府県知事等
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	［同上］	市町村長

指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの				ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報であって第九十七条で定めるもの
九十五の二　市町村長	母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務であって第九十七条の二で定めるもの	医療保険者		医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第九十七条の二で定めるもの
九十六　市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	［略］	［略］	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第九十八条で定めるもの
		都道府県知事等	［略］	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百十条で定めるもの
百八　市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	［略］	［略］	［略］
百十二　厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	［略］	［略］	［略］
		市町村長	［略］	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの

指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの				ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報であって第九十七条で定めるもの
九十六　市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	［同上］	［同上］	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第九十八条で定めるもの
		都道府県知事等	［同上］	生活保護関係情報であって第百十条で定めるもの
百八　市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］
百十二　厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］
		市町村長	［同上］	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの

［略］	百二十五　都道府県知事等	［略］	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	［略］	［略］	［略］	［略］
					都道府県知事等	［略］	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百二十七条で定めるもの
					市町村長	［略］	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第百二十七条で定めるもの
［略］	百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	［略］	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［略］	都道府県知事等	［略］	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百四十三条で定めるもの

［同上］	百二十五　都道府県知事等	［同上］	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
					都道府県知事等	［同上］	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
					市町村長	［同上］	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
［同上］	百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	［同上］	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	都道府県知事等	［同上］	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
百五十一　文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
百五十五　市町村長	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報又は同法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって第百五十七条で定めるもの	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百五十七条で定めるもの	［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百五十一　文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百五十五　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

百六十一　都道府県知事等	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	［略］	［略］	［略］	［略］
百六十七　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	［略］	［略］	［略］	［略］

百六十一　都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百六十七　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

百六十八　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	都道府県知事等	［略］	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十条で定めるもの	［略］
百六十九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	都道府県知事等	［略］	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十一条で定めるもの	［略］
百七十　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	都道府県知事等	［略］	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十二条で定めるもの	［略］
百七十一　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	都道府県知事等	［略］	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十三条で定めるもの	［略］

百六十八　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	都道府県知事等	［同上］	生活保護関係情報であって第百七十条で定めるもの	［同上］
百六十九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	都道府県知事等	［同上］	生活保護関係情報であって第百七十一条で定めるもの	［同上］
百七十　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	都道府県知事等	［同上］	生活保護関係情報であって第百七十二条で定めるもの	［同上］
百七十一　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	都道府県知事等	［同上］	生活保護関係情報であって第百七十三条で定めるもの	［同上］

百七十二　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十四条で定めるもの
		［略］	［略］
百七十三　都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの
百七十三の二　都道府県知事	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年七月二十四日付け健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知）の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条の二で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条の二で定めるもの

第三条　前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

百七十二　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十四条で定めるもの
		［同上］	［同上］
百七十三　都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

第三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

［二　略］

第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十七　略］

十八　健康保険法施行規則第四十三条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出に係る任意継続被保険者に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

十九～二十六　［略］

第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十八　略］

十九　健康保険法施行規則第四十三条の組合管掌健康保険の任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出に係る任意継続被保険者に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

二十～二十七　［略］

第八条　第二条の表六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～九　略］

十　船員保険法施行規則第三十二条の疾病任意継続被保険者の資格喪失の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出に係る疾病任意継続被保険者に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

十一・十二　［略］

第十五条　第二条の表十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

四　児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

ロ　住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第二項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

［二　同上］

第四条　［同上］

［一～十七　同上］

［新設］

十八～二十五　［同上］

第五条　［同上］

［一～十八　同上］

［新設］

十九～二十六　［同上］

第八条　［同上］

［一～九　同上］

［新設］

十・十一　［同上］

第十五条　［同上］

［一～三　同上］

四　児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

［新設］

［新設］

第二十二条　第二条の表二十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）　次に掲げる情報

［イ～カ　略］

ヨ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更若しくは同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

タ・レ　［略］

二　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～ヲ　略］

ワ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ・ヨ　［略］

三　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　療育給付児童又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

四　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～ワ　略］

カ　助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

ヨ・タ　［略］

［五　略］

六　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～ヲ　略］

ワ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ・ヨ　［略］

［七　略］

八　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～カ　略］

ヨ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

タ・レ　［略］

第二十二条の二　第二条の表二十の二の項で定める事務は、児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務とし、同表二十の二の項で定める情報は、当該申込みを行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報とする。

第二十二条　［同上］

一　［同上］

［イ～カ　同上］

［新設］

ヨ・タ　［同上］

二　［同上］

［イ～ヲ　同上］

［新設］

ワ・カ　［同上］

三　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

四　［同上］

［イ～ワ　同上］

［新設］

カ・ヨ　［同上］

［五　同上］

六　［同上］

［イ～ヲ　同上］

［新設］

ワ・カ　［同上］

［七　同上］

八　［同上］

［イ～カ　同上］

［新設］

ヨ・タ　［同上］

［新設］

第三十条　第二条の表二十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）

ニ・ホ　［略］

第三十六条の二　第二条の表三十四の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　教育職員免許法第五条の二第一項の免許状の授与の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　教育職員免許法第五条の二第三項の新教育領域の追加の定めの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　教育職員免許法第十五条の免許状の書換又は再交付の願出に係る事実についての審査に関する事務　当該願出を行う者に係る戸籍関係情報

第四十二条　第二条の表四十の項で定める事務は、前条に掲げる事務とし、同項で定める情報は、措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

三　外国人生活保護実施関係情報

第四十四条　第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～タ　略］

レ　外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報（第百二十七条及び第百六十三条において「外国人進学・就職準備給付金関係情報」という。）

ソ～ナ　［略］

ラ　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報

ム～コ　［略］

［二・三　略］

四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

第三十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

［新設］

ハ・ニ　［同上］

［新設］

第四十二条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

第四十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～タ　同上］

［新設］

レ～ネ　［同上］

［新設］

ナ～ケ　［同上］

［二・三　同上］

四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第五十三条の二　第二条の表五十一の二の項で定める事務は、海事代理士法第九条第一項の海事代理士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表五十一の二の項で定める情報は、当該申請を行う者に係る戸籍関係情報とする。

第五十五条　第二条の表五十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報及び次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

ロ　児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ハ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

ニ　児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

ホ　年金給付関係情報

ヘ　年金生活者支援給付金関係情報

三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

ロ　外国人生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

四　公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

ロ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

ロ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

六　公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

ロ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

［七　略］

［新設］

第五十五条　［同上］

［一　同上］

二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

［新設］

［新設］

四　公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

［新設］

［新設］

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

［新設］

［新設］

六　公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

［新設］

［新設］

［七　同上］

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
［九　略］
十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

第五十七条の二　第二条の表五十五の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請に係る者に係る年金給付関係情報
二　出入国管理及び難民認定法第二十条第二項の在留資格の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請に係る者に係る年金給付関係情報
三　出入国管理及び難民認定法第二十一条第二項の在留期間の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請に係る者に係る年金給付関係情報
四　出入国管理及び難民認定法第二十二条第一項の永住許可の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
［新設］
［新設］
［九　同上］
十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
［新設］
［新設］
十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
［新設］
［新設］
［新設］

五　出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の在留資格の取得の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該申請に係る者に係る年金給付関係情報

六　出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務　当該取消しに係る外国人又は当該取消しに際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

第五十八条　第二条の表五十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　略］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この条及び次条において同じ。）の任意継続掛金の払込み、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者の任意継続掛金の前納又は私立学校教職員共済法第二十七条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者に係る掛金の徴収に関する事務　当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続加入者又は当該掛金の徴収に係る加入者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

九　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者の資格の喪失の確認に関する事務　当該確認に係る任意継続加入者に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

十・十一　［略］

第六十一条　第二条の表五十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務　保護者等に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

ロ　外国人生活保護実施関係情報

ハ　市町村民税に関する情報

ニ　住民票に記載された住民票関係情報

第六十五条　第二条の表六十三の項で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

［一　略］

二　外国人生活保護実施関係情報

三・四　［略］

第五十八条　［同上］

［一～七　同上］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号及び次条において同じ。）の任意継続掛金の払込み、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者の任意継続掛金の前納又は私立学校教職員共済法第二十七条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者に係る掛金の徴収に関する事務　当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続加入者又は当該掛金の徴収に係る加入者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

［新設］

九・十　［同上］

第六十一条　［同上］

［一　同上］

二　特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　保護者等に係る生活保護実施関係情報

［新設］

ロ　保護者等に係る市町村民税に関する情報

ハ　保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

第六十五条　［同上］

［一　同上］

［新設］

二・三　［同上］

第六十七条　第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十二　略］

十三　国家公務員共済組合法第百条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百二十六条の五第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この条において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務　当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

［十四　略］

十五　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の共済組合の任意継続組合員の資格の喪失の確認に関する事務　当該確認に係る任意継続組合員に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

十六～二十四　［略］

第七十一条　第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～九　略］

十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

［略］

［十一～十八　略］

第七十八条　第二条の表七十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

［イ～ヘ　略］

ト　児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

チ　外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

リ・ヌ　［略］

ル　児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

ヲ　年金給付関係情報

ワ　年金生活者支援給付金関係情報

第六十七条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　国家公務員共済組合法第百条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百二十六条の五第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務　当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

［十四　同上］

［新設］

十五～二十三　［同上］

第七十一条　［同上］

［一～九　同上］

十　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

ホ　［同上］

［十一～十八　同上］

第七十八条　［同上］

一　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［新設］

ト・チ　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ、チ及びヌに掲げる情報

五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで、チ及びヌに掲げる情報

六　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで、リ及びヌに掲げる情報

［七　略］

八　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務　当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

九　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

十　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、リ及びヌに掲げる情報

第八十三条　第二条の表八十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）又は当該請求を行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報

ロ　手当支給児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ハ～リ　［略］

ヌ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父（当該手当支給児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。ルからヨまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当支給児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ル～レ　［略］

［二～三の三　略］

二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ及びチに掲げる情報

五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで及びチに掲げる情報

六　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで、ト及びチに掲げる情報

［七　同上］

八　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務　当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報

九　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報

十　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ト及びチに掲げる情報

第八十三条　［同上］

一　［同上］

［新設］

イ　当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ～チ　［同上］

リ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父（当該手当支給児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。ヌから力までにおいて同じ。）若しくは母（当該手当支給児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ヌ～タ　［同上］

［二～三の三　同上］

四　児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報

ロ～ヌ　［略］

［五　略］

六　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）又は当該届出を行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報

ロ　現況届出児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ハ～リ　［略］

ヌ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父（当該現況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。ルからヨまでにおいて同じ。）若しくは母（当該現況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ル～レ　［略］

［七・八　略］

第八十五条　第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十三　略］

十四　地方公務員等共済組合法第百十四条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百四十四条の二第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この条において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務　当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

［十五　略］

十六　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第五項の共済組合の任意継続組合員の資格の喪失の確認に関する事務　当該確認に係る任意継続組合員に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

十七～二十五　［略］

第九十一条　第二条の表八十九の項で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表八十九の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

五　［略］

四　［同上］

［新設］

イ～リ　［同上］

［五　同上］

六　［同上］

［新設］

イ　当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ～チ　［同上］

リ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父（当該現況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。ヌからカまでにおいて同じ。）若しくは母（当該現況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ヌ～タ　［同上］

［七・八　同上］

第八十五条　［同上］

［一～十三　同上］

十四　地方公務員等共済組合法第百十四条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百四十四条の二第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務　当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

［十五　同上］

［新設］

十六～二十四　［同上］

第九十一条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

四　［同上］

第九十二条　第二条の表九十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

［削る］

［ロ～ニ　略］

［二・三　略］

第九十七条の二　第二条の表九十五の二の項で定める事務は、母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付の支給に関する事務とし、同表九十五の二の項で定める情報は、当該支給の申請に係る未熟児に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報とする。

第九十八条　第二条の表九十六の項で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表九十六の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

五・六　［略］

第百十条　第二条の表百八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

ホ～チ　［略］

［四　略］

第百十四条　第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［削る］

第九十二条　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ～ホ　［同上］

［二・三　同上］

［新設］

第九十八条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

四・五　［同上］

第百十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

ニ～ト　［同上］

［四　同上］

第百十四条　［同上］

一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

ハ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　［同上］

［新設］

三　雇用保険法第六十一条の八第一項の出生時育児休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該申請に係る子に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ハ　当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　雇用保険法第六十一条の十第一項の出生後休業支援給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ニ　当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報
五　雇用保険法第六十一条の十二第一項の育児時短就業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該申請に係る子に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ハ　当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百二十七条　第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報
［イ～タ　略］
レ　外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学・就職準備給付金関係情報
ソ～ナ　［略］
ラ　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報
ム～コ　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

第百二十七条　［同上］
一　［同上］

［イ～タ　同上］
［新設］
レ～ネ　［同上］
［新設］
ナ～ケ　［同上］

［二・三　略］

四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務　要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ト　略］

チ　学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る外国人生活保護実施関係情報

リ～タ　［略］

二　独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ホ　略］

ヘ　猶予申請者に係る外国人生活保護実施関係情報

ト～リ　［略］

［三　略］

四　独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　学資金被貸与者若しくは学資支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る外国人生活保護実施関係情報

ヘ・ト　［略］

［五・六　略］

［二・三　同上］

四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務　要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第百四十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

［新設］

チ～ヨ　［同上］

二　［同上］

［イ～ホ　同上］

［新設］

ヘ～チ　［同上］

［三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

ホ・ヘ　［同上］

［五・六　同上］

第百五十三条　第二条の表百五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ホ及び次号ホにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ～ホ　［略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ～ホ　［略］

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る妊婦に係る次に掲げる情報

イ　戸籍関係情報

ロ　母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

ハ　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報

二　子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務　当該取消しに係る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同じ。）に係る前号に掲げる情報

［三　略］

四　子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る妊婦給付認定者に係る第一号に掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ヲ　略］

ワ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ・ヨ　［略］

［六～十　略］

十一　子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ル　略］

ヲ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

［十二～十七　略］

第百五十三条　［同上］

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ニ及び次号ニにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ～ニ　［同上］

二　［同上］

［イ　同上］

［新設］

ロ～ニ　［同上］

第百五十七条　［同上］

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定（同法第十条の九第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る妊婦に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［新設］

［新設］

二　子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務　当該取消しに係る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［三　同上］

四　子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　［同上］

［イ～ヲ　同上］

［新設］

ワ・カ　［同上］

［六～十　同上］

十一　［同上］

［イ～ル　同上］

［新設］

［十二～十七　同上］

十八　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（同条第一号、第三号ロ及び第四号に掲げるものに限る。）　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業の対象となる妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者に係る同号の相談に関する情報
ハ　［略］

第百六十条　第二条の表百五十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
［一～三　略］
四　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報
イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
ロ　住民票に記載された住民票関係情報

第百六十三条　第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務　生活に困窮する外国人であって同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報
［イ～タ　略］
レ　外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学・就職準備給付金関係情報
ソ～ナ　［略］
ラ　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報
ム～コ　［略］
［二・三　略］
四　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからフまでに掲げる情報
五　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからフまでに掲げる情報
六　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからフまでに掲げる情報

第百六十九条　第二条の表百六十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　［国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］

十八　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第三号ロ及び第四号に掲げるものに限る。）　次に掲げる情報
［イ　同上］
［新設］
ロ　［同上］

第百六十条　［同上］
［一～三　同上］
四　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
［新設］

第百六十三条　［同上］
一　［同上］
［イ～タ　同上］
［新設］
レ～ネ　［同上］
［新設］
ナ～ケ　［同上］
［二・三　同上］
四　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからマまでに掲げる情報
五　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからマまでに掲げる情報
六　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第百六十九条　［同上］
一　［同上］
［イ　同上］

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］
二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］

第百七十条　第二条の表百六十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］
二　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］

第百七十一条　第二条の表百六十九の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号及び第三号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報
二　高等学校等に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
三　［略］

第百七十二条　第二条の表百七十の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者（当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒が主として自己の収入により生計を維持している場合にあっては、当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒。次号及び第三号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
二　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者に係る外国人生活保護実施関係情報
三　［略］

ロ　［新設］
ハ　［同上］
二　［同上］
［イ　同上］
［新設］
ロ　［同上］
［イ　同上］
［新設］
ロ　［同上］
二　［同上］

第百七十条　［同上］
一　［同上］
［イ　同上］
［新設］
ロ　［同上］
［イ　同上］
［新設］
ロ　［同上］
二　［同上］

第百七十一条　［同上］
一　高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報
［新設］
二　［同上］

第百七十二条　［同上］
一　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者（当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒が主として自己の収入により生計を維持している場合にあっては、当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒。次号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
［新設］
二　［同上］

第百七十三条　第二条の表百七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　［略］

二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該届出を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　［略］

第百七十四条　第二条の表百七十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　［略］

二　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該届出を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　［略］

第百七十五条　第二条の表の百七十三の項で定める事務は、「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請又は特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

第百七十五条の二　第二条の表百七十三の二の項で定める事務は、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成十七年四月一日付け健疾発第〇四〇一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療費公費負担受給の申請又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、当該申請等を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

第百七十三条　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　［新設］

ハ　［同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［新設］

ハ　［同上］

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　［新設］

ハ　［同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［新設］

ハ　［同上］

第百七十五条　第二条の表の百七十三の項に規定する事務は、「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請又は医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］

［新設］

○デジタル庁・総務省令第九号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六十八条　法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第六十八条**　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　子ども・子育て支援法第二十七条第一項の施設型給付費、同法第二十八条第一項の特例施設型給付費、同法第二十九条第一項の地域型保育給付費又は同法第三十条第一項の特例地域型保育給付費の支給に関する事務	十二　子ども・子育て支援法第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務
［十三～十七　略］	［十三～十七　同上］
十八　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務	十八　子ども・子育て支援法第三十条の十一の子育てのための施設等利用給付に係る支給に関する事務
十九　子ども・子育て支援法第三十条の十五第一項の乳児等支援給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	［新設］
二十　子ども・子育て支援法による乳児等支援給認定証に関する事務	［新設］
二十一　子ども・子育て支援法第三十条の十七第一項の乳児等支援給付認定の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	［新設］
二十二　子ども・子育て支援法第三十条の十八第一項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務	［新設］
二十三　子ども・子育て支援法第三十条の二十第一項の乳児等支援給付費又は同法第三十条の二十一第一項の特例乳児等支援給付費の支給に関する事務	［新設］
二十四　［略］	十九　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
百五十五　市町村長	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～九　略］

十　子ども・子育て支援法第二十七条第一項の施設型給付費、同法第二十八条第一項の特例施設型給付費、同法第二十九条第一項の地域型保育給付費又は同法第三十条第一項の特例地域型保育給付費の支給に関する事務　当該支給を受ける教育・保育給付認定保護者（同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。第十二号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［十一～十六　略］

十七　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。第十九号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

改正前

第二条　［同上］

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百五十五　市町村長	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第百五十七条　［同上］

［一～九　同上］

十　子ども・子育て支援法第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項の子どものための教育・保育給付の支給に関する事務　当該支給を受ける教育・保育給付認定保護者（同法第二十条第四項の教育・保育給付認定保護者をいう。第八号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［十一～十六　同上］

十七　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項の施設等利用給付認定保護者をいう。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十八　子ども・子育て支援法第三十条の二十第一項の乳児等支援給付費又は同法第三十条の二十一第一項の特例乳児等支援給付費の支給に関する事務　当該支給を受ける乳児等支援給付認定保護者（同法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報	［新設］
十九　［略］	十八　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○デジタル庁・総務省令第十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十条の二　法別表十四の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	**第十条の二**　法別表十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ ［新設］
第十条の十　法別表十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の獣医師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　獣医師法による獣医師免許証に関する事務 三　獣医師法第八条第一項又は第二項の獣医師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務 四　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）第三条第一項の獣医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五　獣医師法施行規則第五条の獣医師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	**第十条の十**　法別表十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　同上］
第十条の十一　法別表十九の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］	**第十条の十一**　法別表十九の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］
第十条の十二　法別表十九の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	**第十条の十二**　法別表十九の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］
第十条の十三　法別表十九の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	

第十五条の二　法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十六　略］

第十五条の三　法別表二十三の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第十五条の四　法別表二十三の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十五条の五　法別表二十三の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十七条の二　法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十七条の三　法別表二十五の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第十八条の二　法別表二十七の二の項の主務省令で定める事務のうち経済産業大臣に係るものは、次のとおりとする。

一　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第三項の高圧ガス製造保安責任者免状（同条第一項の甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に限る。第四号において同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　高圧ガス保安法第三十条の高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の返納に関する事務

三　高圧ガス保安法第三十一条第一項の高圧ガス製造保安責任者試験（同法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は第一種冷凍機械責任者免状に係るものに限る。）の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

四　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第二条第三号の高圧ガス製造保安責任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

2　法別表二十七の二の項の主務省令で定める事務のうち都道府県知事に係るものは、次のとおりとする。

一　高圧ガス保安法第二十九条第三項の高圧ガス製造保安責任者免状（同条第一項の乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に限る。第四号において同じ。）若しくは高圧ガス販売主任者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　高圧ガス保安法第三十条の高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の返納に関する事務

三　高圧ガス保安法第三十一条第一項の高圧ガス製造保安責任者試験（同法第二十九条第一項の乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状に係るものに限る。）若しくは高圧ガス販売主任者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

第十五条の二　法別表二十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十六　同上］

第十五条の三　法別表二十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第十五条の四　法別表二十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十五条の五　法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十七条の二　法別表二十五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十七条の三　法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

［新設］

四　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第二条第三号の高圧ガス製造保安責任者免状若しくは同条第六号の高圧ガス販売主任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条の三～第十八条の六　［略］

第十八条の七　法別表三十一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　出入国管理及び難民認定法第十一条第一項の異議の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

三　出入国管理及び難民認定法第十二条第一項の許可に関する事務

四～八　［略］

第十九条の二　法別表三十二の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の二第一項の耐空検査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　航空法による耐空検査員の証に関する事務

三　航空法第二十二条の航空従事者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　航空法第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明の限定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　航空法第三十条の航空従事者技能証明の取消し又は航空業務の停止に関する事務

六　航空法第七十一条の三第一項の操縦技能審査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　航空法による操縦技能審査員の証に関する事務

八　航空法第七十一条の三第四項の操縦技能審査員の業務の停止又は認定の取消しに関する事務

九　航空法第七十八条第一項の運航管理者技能検定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十　航空法第七十八条第四項において準用する同法第三十条の運航管理者技能検定の合格の取消し又は運航管理者の業務の停止に関する事務

十一　航空法第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二　航空法第百三十二条の五十一第三項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十三　航空法第百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明の限定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十四　航空法第百三十二条の五十三の無人航空機操縦者技能証明の取消し又は効力の停止に関する事務

十五　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十六条の九の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十六　航空法施行規則第十六条の十一の耐空検査員の認定の取消しに関する事務

十七　航空法施行規則第七十一条第一項の航空従事者技能証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条の二～第十八条の五　［同上］

第十八条の六　法別表三十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　同上］

［新設］

二～六　［新設］　［同上］

十八　航空法施行規則第七十二条の航空従事者技能証明書の返納に関する事務
十九　航空法施行規則第百七十一条の二の運航管理者技能検定合格証明書の交付に関する事務
二十　航空法施行規則第二百三十六条の六十六第一項又は第二百三十六条の六十七第一項の無人航空機操縦者技能証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二十一　航空法施行規則第二百三十六条の六十八の無人航空機操縦者技能証明書の返納に関する事務

第十九条の三　［略］

第十九条の四　法別表三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項の酒類の製造免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　酒税法第八条の酒母若しくはもろみの製造免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　酒税法第九条第一項の酒類の販売業免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　酒税法第十二条（同法第十三条において準用する場合を含む。）の酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消しに関する事務
五　酒税法第十四条の酒類の販売業免許の取消しに関する事務
六　酒税法第十六条第一項の酒類、酒母若しくはもろみの製造場若しくは酒類の販売場の移転の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
七　酒税法第十七条第一項の酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許若しくは同条第二項の酒類の販売業免許の取消しの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
八　酒税法第十八条の販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転の申告の受理又はその申告に係る事実についての審査に関する事務
九　酒税法第十九条第一項の酒類製造者、酒母等の製造者若しくは酒類販売業者の相続若しくは事業譲渡の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
十　酒税法第二十条第一項の酒類の製造若しくは販売の継続、同条第二項の酒母若しくはもろみの製造の継続若しくは同条第三項の酒類の販売の継続の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十二条の四　法別表三十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］

第二十七条の二　法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第二項の電気工事士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　電気工事士法第四条第三項第二号若しくは第四項第三号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十九条の二　［同上］
［新設］

第二十二条の四　法別表三十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
［新設］

三　電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第四条第一項の電気工事士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　電気工事士法施行令第五条の電気工事士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十七条の三　法別表五十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　電気工事士法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　電気工事士法第四条の二第三項若しくは第四項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第九条の四第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　電気工事士法施行規則第九条の五第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十七条の四　法別表五十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第二十七条の五　［略］

第三十条　法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　酒税法又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務

［七～三十八　略］

第三十二条の二　法別表六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　中小企業支援法による中小企業診断士登録証に関する事務

三　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第九条第二項において準用する同令第三条第一項の中小企業診断士の更新登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十一条第一項の中小企業の経営診断の業務に従事することを休止する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十二条第一項の中小企業の経営診断の業務に従事することを再開する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第二十七条の二　法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

第二十七条の三　［同上］

第三十条　［同上］

［一～五　同上］

六　酒税法（昭和二十八年法律第六号）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務

［七～三十八　同上］

［新設］

六　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第一項の中小企業診断士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号若しくは第二項の中小企業診断士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十六条第一項の中小企業診断士の再登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第三十八条の二　法別表六十七の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項の主任技術者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第五条第一項の主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第四十三条の二の二　法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第二項第三号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第四項の液化石油ガス設備士免状の返納に関する事務

四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第一項の液化石油ガス設備士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第九十七条第一項の液化石油ガス設備士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第九十八条第一項の液化石油ガス設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第四十三条の二の三　法別表七十六の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第四十三条の二の四～第四十三条の二の九　［略］

第四十六条の二の六　法別表九十一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項の計量士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　計量法第百二十三条の計量士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

三　計量法第百二十五条の計量士国家試験の願書の受理、その願書に係る事実についての審査又はその願書に対する応答に関する事務

［新設］

第四十三条の二の二　法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第四十三条の二の三～第四十三条の二の八　［同上］

四　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第三十条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　計量法施行令第三十一条の計量士資格認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　計量法施行令第三十五条の計量士登録証の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　計量法施行令第三十六条の計量士登録証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第六十八条の計量士国家試験の合格証書の授与に関する事務

九　計量法施行規則第六十八条の二第一項の計量士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第五十二条の二　法別表百五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第九条の弁理士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

二　弁理士法第十一条の試験の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　弁理士法第十三条の合格証書の授与に関する事務

四　弁理士法第十四条第一項の弁理士試験の合格の決定の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務

五　弁理士法第十五条第一項の受験手数料の納付に関する事務

［新設］

第五十二条の三～第五十二条の六　［略］

［同上］

第五十八条　法別表百十五の二の項の主務省令で定める事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導に関する事務とする。

第五十八条の二　法別表百十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）による避難住民及び武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害による被災者の救援の実施に関する事務

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十九条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の実費の弁償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第五十八条の三　法別表百十五の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十四条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集に関する事務

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の提供に関する事務

［新設］

第五十二条の二～第五十二条の五　［同上］

第五十八条　削除

［新設］

第五十八条の四　法別表百十五の五の項の主務省令で定める事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害の補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後			
第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。			
情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
三十四の二　都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であって第三十六条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条の二で定めるもの
三十四の三　農林水産大臣	獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師の免許に関する事務であって第三十六条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条の三で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

改正前			
第二条　［同上］			
情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
三十四の二　都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であって第三十六条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条の二で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
五十五の三　国土交通大臣	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定又は運航管理者技能検定の実施に関する事務であって第五十七条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の三で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
八十七　市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの

五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十七　市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの

八十七の二　経済産業大臣	中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）による中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録に関する事務であって第八十九条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第八十九条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
九十三　都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九十五条で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
九十三の二　経済産業大臣	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による主任技術者免状の交付に関する事務であって第九十五条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第九十五条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

第三十六条の三　第二条の表三十四の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　獣医師法第三条の獣医師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）第三条第一項の獣医師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　獣医師法施行規則第五条の獣医師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

四　獣医師法施行規則第八条第一項の獣医師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第五十七条の三　第二条の表五十五の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　航空法第十条の二第一項の耐空検査員の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

［新設］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十三　都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九十五条で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［新設］

二　航空法第二十二条の航空従事者技能証明の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
三　航空法第七十一条の三第一項の操縦技能審査員の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
四　航空法第七十八条第一項の運航管理者技能検定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
五　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第七十一条第一項の航空従事者技能証明書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
第八十九条の二　第二条の表八十七の二の項で定める事務は、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第二項の中小企業診断士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表八十七の二の項で定める情報は、当該申請に係る者に係る戸籍関係情報とする。	［新設］
第九十五条の二　第二条の表九十三の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	［新設］
一　電気事業法第四十四条第二項の主任技術者免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
二　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第五条第一項の主任技術者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○デジタル庁・総務省令第十一号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十八条の八　法別表三十一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　出入国管理及び難民認定法第六条第二項の上陸の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印又は同法第九条第四項の記録に関する事務

三　出入国管理及び難民認定法第十条第一項の口頭審理に関する事務

四　出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　出入国管理及び難民認定法第十九条の六、第十九条の十五の四第三項、第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第五十条第七項の在留カードの交付に関する事務

六　出入国管理及び難民認定法第十九条の七第一項若しくは第十九条の八第一項の住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七　出入国管理及び難民認定法第十九条の九第一項の新住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八　出入国管理及び難民認定法第十九条の十第一項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

九　出入国管理及び難民認定法第十九条の十一第一項若しくは第二項の在留カードの有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十　出入国管理及び難民認定法第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の在留カードの再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十一　出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の在留カードの返納に関する事務

十二　出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付に関する事務

十三　出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納に関する事務

十四　出入国管理及び難民認定法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十五　出入国管理及び難民認定法第二十条第四項（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）又は第六十一条の二の二第二項の措置に係る在留カードの交付に関する事務

十六　出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項の出国の確認に関する事務

第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

改正前

［新設］

第二十条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［五～九　略］

十　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

十一～十六　［略］

第二十一条の二　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

2　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

3　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

4　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第二十三条の三　法別表四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　国家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第八号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［四・五　略］

六　国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

七～九　［略］

第二十四条の二　法別表四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　国民年金法附則第九条の三の二第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［五～九　同上］

［新設］

十～十五　［同上］

第二十一条の二　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

2　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

3　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

4　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

第二十三条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　国家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［四・五　同上］

［新設］

六～八　［同上］

第二十四条の二　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

第三十条の三　［同上］

［一～十一　同上］

十二　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十三　地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

十四～十八　［略］

第四十六条の二の六　法別表九十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条又は第十六条の三第三項の特別永住者証明書の交付に関する事務

三　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第一項の住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第二項の新住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十一条第一項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十二条第一項若しくは第二項の特別永住者証明書の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の特別永住者証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の特別永住者証明書の返納に関する事務

九　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付に関する事務

十　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納に関する事務

第四十六条の二の七　［略］

［新設］

十三～十七　［同上］

［新設］

第四十六条の二の六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
一　厚生労働大臣	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下この条において「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって次条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の出入国の管理に関する情報（以下この条において「出入国関係情報」という。）、同法による外国人の在留カードの交付に関する情報（以下この

改正前

第二条　［同上］

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
一　厚生労働大臣	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下この条において「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって次条で定めるもの

			条において「在留カード関係情報」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本国の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書の交付に関する情報（以下この条において「特別永住者証明書関係情報」という。）であって次条で定めるもの
二　全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第四条で定めるもの
三　健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの

			［同上］
二　全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
三　健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの

			出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第五条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
五　厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七条で定めるもの
六　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	［略］	［略］
		出入国在留管理庁長官	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
		［略］	［略］
七　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第九条で定めるもの
		［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五　厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
		［同上］	［同上］
六　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	［同上］	［同上］
		［同上］	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
		［同上］	［同上］
七　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］

三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
四十八　市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
	市町村長	出入国在留管理庁長官
	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報又は在留カード関係情報であって第五十条で定めるもの
	［略］	［略］
四十九　都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
	市町村長	出入国在留管理庁長官
	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報であって第五十一条で定めるもの
	［略］	［略］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		戸籍関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］

三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
四十八　市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
	市町村長	［同上］
	［同上］	［同上］
四十九　都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
	市町村長	［同上］
	［同上］	［同上］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		戸籍関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］

五十五の三　出入国在留管理庁長官	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって第五十七条の三で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五十七条の三で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第五十七条の三で定めるもの
五十五の四　国土交通大臣	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定又は運航管理者技能検定の実施に関する事務であって第五十七条の四で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の四で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
五十七　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第五十九条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
五十八　厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下この条において「労働者災害補償関係情報」という。）又は雇用保険法による基本手当、高年齢雇用継続基本給付金若しくは高年齢再就職給付金の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの

五十五の三　国土交通大臣	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定又は運航管理者技能検定の実施に関する事務であって第五十七条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の三で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十七　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十八　厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下この条において「労働者災害補償関係情報」という。）又は雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの

［略］	［略］	［略］
市町村長	［略］	［略］
出入国在留管理庁長官	［略］	［略］
地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第六十七条で定めるもの
［略］	［略］	［略］
市町村長	［略］	［略］
出入国在留管理庁長官	［略］	［略］
出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	出入国関係情報であって第六十九条で定めるもの
［略］	［略］	［略］
市町村長	［略］	［略］
出入国在留管理庁長官	［略］	［略］
出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	失業等給付関係情報であって第六十九条で定めるもの
［略］	［略］	［略］
市町村長	［略］	［略］
厚生労働大臣	［略］	［略］
失業等給付関係情報であって第六十九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの

［同上］	［同上］	［同上］
市町村長	［同上］	［同上］
厚生労働大臣	［同上］	［同上］
地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	失業等給付関係情報であって第六十九条で定めるもの

六十五　国家公務員共済組合
国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの

六十七　国家公務員共済組合連合会
国家公務員共済組合法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十九条で定めるもの

六十九　市町村長又は国民健康保険組合
国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの

		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七十一条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
七十三　厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
八十三　地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第八十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
八十五　地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第八十七条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報であって第八十七条で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第八十七条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七十一条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
七十三　厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十三　地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第八十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十五　地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十七条で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第八十七条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［略］	［略］	［略］	［略］
百七　市町村長	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百九条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百九条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
百十五　後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百十七条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
百二十三　厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であって第百二十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十五条で定めるもの
百二十三の二　出入国在留管理庁長官	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法による特別永住者証明書の交付に関する事務であって第百二十五条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十五条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百七　市町村長	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百九条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百十五　後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百二十三　厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であって第百二十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十五条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

第三条　前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十八号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印、同法第九条第四項の記録又は同法第二十五条第一項の出国の確認に関する情報（以下「出入国関係情報」という。）

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国管理及び難民認定法第十九条の六、第十九条の十第二項（同法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十五の四第三項、第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第五十条第七項の在留カード、同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カード又は同法第二十条第四項（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二の二第二項の措置に係る在留カードの交付に関する情報（以下「在留カード関係情報」という。）

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条、第十一条第二項（同法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条の三第三項の特別永住者証明書又は同法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付に関する情報（以下「特別永住者証明書関係情報」という。）

ト・チ　［略］

［二　略］

百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第三条　［同上］

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ・ホ　［同上］

［二　同上］

第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～四　略］

五　健康保険法第八十七条第一項（同法第百十条第七項において準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による療養費若しくは家族療養費の支給の申請又は同法第百三十二条（同法第百四十条第二項において準用する場合を含む。）の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第十号及び第十一号を除き、以下この条において同じ。）による療養費若しくは家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

六　健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

七　［略］

八　健康保険法第百一条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百三十七条の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

九・十　［略］

十一　健康保険法第百六条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第百三十七条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第百四十四条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

十二～十七　［略］

十八　健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

十九　［略］

第四条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

五　健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第九号及び第十号を除き、以下この条において同じ。）による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

六　［同上］

七　健康保険法第百一条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百三十七条の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

［新設］

八・九　［同上］

十　［同上］

［新設］

十一～十六　［同上］

十七　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

十八　［同上］

二十　健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十一～二十五　［略］

二十六　健康保険法施行規則第百二十条の日雇特例被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十七　［略］

第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

六　健康保険法第八十七条第一項（同法第百十条第七項において準用する場合を含む。）の組合管掌健康保険の被保険者による療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

七・八　［略］

九　健康保険法第百一条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

十・十一　［略］

十二　健康保険法第百六条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

十三～十八　［略］

十九　健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

十九　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

二十～二十四　［同上］

二十五　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

二十六　［同上］

第五条　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

六・七　［同上］

八　健康保険法第百一条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

［新設］

九・十　［同上］

十一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

十二～十七　［同上］

十八　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

二十　［略］

二十一　健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十二～二十八　［略］

第七条　第二条の表五の項で定める事務は、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第二十六条の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十号及び第九条第十三号に掲げる事務を除く。）とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

五　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

六　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

七・八　［略］

第八条　第二条の表六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　船員保険法第六十四条第一項（同法第七十六条第六項において準用する場合を含む。）の療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四～六　［略］

七　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

八・九　［略］

十　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ハ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ニ　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ホ～ト　［略］

十九　［同上］

二十　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

二十一～二十七　［同上］

第七条　第二条の表五の項で定める事務は、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第二十六条の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第九号及び第九条第十二号に掲げる事務を除く。）とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

四・五　［同上］

第八条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～五　［同上］

六　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

［新設］

［新設］

七・八　［同上］

九　［同上］

［イ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ロ～ニ　［同上］

十一　［略］

十二　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ハ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ニ　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ホ～ト　［略］

十三　［略］

第九条　第二条の表七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　船員保険法第六十四条第一項（同法第七十六条第六項において準用する場合を含む。）の療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四～六　［略］

七　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

八～十二　［略］

十三　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト　［略］

十四　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト　［略］

十五～二十四　［略］

第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

十　［同上］

十一　［同上］

［イ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ロ～ニ　［同上］

十二　［同上］

第九条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～五　［同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

［新設］

七～十一　［同上］

十二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

十三　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

十四～二十三　［同上］

第五十条　［同上］

［一・二　同上］

三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号の特定親族特別控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

［四～六　略］

七　地方税法第三百十九条の二第一項の納税通知書の交付に関する事務　納税者に係る出入国関係情報

八～十　［略］

十一　地方税法第三百二十九条第一項の督促に関する事務　納税者に係る出入国関係情報

十二　地方税法第三百三十一条第一項の滞納処分に関する事務　滞納者に係る出入国関係情報

十三～二十七　［略］

二十八　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十一条の届出に係る事実についての審査に関する事務　納税義務者に係る在留カード関係情報

第五十一条　第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十四　略］

十五　地方税法第七百三十九条の五第一項の滞納処分に関する事務　滞納者に係る出入国関係情報

十六　［略］

第五十七条の三　第二条の表五十五の三の項で定める事務は、出入国管理及び難民認定法第十九条の十八第二項の特定技能所属機関による届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表五十五の三の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該届出に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

二　当該届出に係る者に係る失業等給付関係情報

第五十七条の四　第二条の表五十五の四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［四～六　同上］

［新設］

七～九　［同上］

［新設］

十～二十四　［同上］

［新設］

第五十一条　［同上］

［一～十四　同上］

［新設］

十五　［同上］

［新設］

第五十七条の三　第二条の表五十五の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　同上］

第五十九条　第二条の表五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十六条第一項（同法第五十七条第七項において準用する場合を含む。）の私立学校教職員共済制度の加入者による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四・五　［略］

六　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

七　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る出産費の支給の請求に係る事実についての審査又は出産費の支給に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該支給の請求を行う者に係る出入国関係情報

ハ　［略］

八～十七　［略］

十八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

十九　［略］

二十　私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ　当該申請に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該申請に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト・チ　［略］

二十一～二十五　［略］

第六十条　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

第五十九条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三・四　［同上］

五　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

［新設］

六　［同上］

［イ　同上］

［新設］

ロ　［同上］

七～十六　［同上］

［新設］

十七　［同上］

十八　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ・ホ　［同上］

十九～二十三　［同上］

第六十条　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二　厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ホ　略］

ヘ　当該申請等に係る者に係る在留カード関係情報

ト　当該申請等に係る者に係る特別永住者証明書関係情報

チ・リ　［略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

ロ　当該請求を行う者に係る在留カード関係情報

ハ　当該請求を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

2　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

二　厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ト　略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

3　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ホ　同上］

［新設］

ヘ・ト　［同上］

［新設］

2　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ト　同上］

［新設］

3　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二　厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ト　略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

4　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

二　厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ト　略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

第六十七条　第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　国家公務員共済組合法第五十六条第一項（同法第五十七条第七項において準用する場合を含む。）の共済組合の組合員による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四～六　［略］

七　国家公務員共済組合法第六十一条第一項の共済組合の組合員による出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

八　国家公務員共済組合法第六十一条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

九～十七　［略］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ト　同上］

［新設］

4　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ト　同上］

［新設］

第六十七条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～五　［同上］

［新設］

六　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

七～十五　［同上］

十八　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該申告に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該申告に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

十九　国家公務員共済組合法施行規則第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十～二十六　［略］

第六十九条　第二条の表六十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る者に係る出入国関係情報

二　平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に関する事務　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

第七十一条　第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　国民健康保険法第五十四条第一項又は第五十四条の三第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

三～十　［略］

十一　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ヘ　略］

ト　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

チ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報

十二～十九　［略］

十六　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

十八～二十四　［同上］

第六十九条　第二条の表六十七の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表六十七の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

［新設］

第七十一条　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～九　［同上］

十　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［新設］

［新設］

十一～十八　［同上］

第七十五条　第二条の表七十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該届出に係る者に係る出入国関係情報

ホ　当該届出に係る者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該届出に係る者に係る特別永住者証明書関係情報

二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請等に係る者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請等に係る者に係る特別永住者証明書関係情報

［略］

［三～五　略］

六　国民年金法附則第九条の三の二第一項の脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

ロ　当該請求を行う者に係る在留カード関係情報

ハ　当該請求を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

第八十五条　第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　地方公務員等共済組合法第五十八条第一項（同法第五十九条第七項において準用する場合を含む。）の共済組合の組合員による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

［四～七　略］

八　地方公務員等共済組合法第六十三条第一項の共済組合の組合員による出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

九　地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

［十～十八　略］

十九　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該申告に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該申告に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

第七十五条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

［三～五　同上］

［新設］

第八十五条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～六　［同上］

［新設］

七　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

八～十六　［同上］

十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

二十　地方公務員等共済組合法施行規程第九十七条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十一～二十七　［略］

第八十七条　第二条の表八十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

二　平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

第百九条　第二条の表百七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報

イ　出入国関係情報

ロ　在留カード関係情報

ハ　特別永住者証明書関係情報

ニ　年金給付関係情報

二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報

イ　出入国関係情報

ロ　在留カード関係情報

ハ　特別永住者証明書関係情報

ニ　年金給付関係情報

十八　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

十九～二十五　［同上］

第八十七条　第二条の表八十五の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表八十五の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二　失業等給付関係情報

第百九条　［同上］

一　児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

［新設］

［新設］

［新設］

二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

［新設］

［新設］

［新設］

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報

イ　出入国関係情報

ロ　在留カード関係情報

ハ　特別永住者証明書関係情報

ニ　年金給付関係情報

第百十七条　第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項又は第八十二条第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る出入国関係情報

三～七　［略］

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　出入国関係情報

ハ　在留カード関係情報

ニ　特別永住者証明書関係情報

九～十二　［略］

第百二十五条の二　第二条の表百二十三の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定めるとする。

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第四条第一項の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第五条第一項の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者及び当該者の父又は母に係る戸籍関係情報

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ～ル　略

ヲ　学資金申請者に係る在留カード関係情報

ワ　学資金申請者に係る特別永住者証明書関係情報

カ～ソ　［略］

［二～六　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第百十七条　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～六　［同上］

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

八～十一　［同上］

［新設］

第百四十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ル　同上］

［新設］

［新設］

ヲ～タ　［同上］

［二～六　同上］

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○デジタル庁総務省令第十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年デジタル庁・総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第一項の準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の準法定事務は、次の表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。	［同上］
［略］	［略］
十二　都道府県知事	十二　都道府県知事
「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する治療研究に必要な費用の交付に関する事務 二　「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請若しくは特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この欄において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関するもの
十三　都道府県知事	［同上］
「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年七月二十四日付け健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知）の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成十七年四月一日付け健疾発第〇四〇一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する先天性血液凝固因子障害等治療費の支払に関する事務	［同上］

二　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」に規定する医療費公費負担受給の申請若しくは先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十九号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～52　略］	［2～52　同上］
53　法別表第一の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	53　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
三　出入国管理及び難民認定法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項又は第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	二　出入国管理及び難民認定法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　出入国管理及び難民認定法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項又は第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実	［新設］

五　出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［54～115　略］

116　法別表第一の五十七の三十三の項の総務省令で定める事務は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

117　法別表第一の五十七の三十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　調理師法第八条の三第一項の調理技術に関する審査の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第二十条（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の学科試験又は実技試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

三　調理師法施行規則第二十一条第一項（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定証書の交付若しくは再交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　調理師法施行規則第二十三条第一項（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の調理技術に関する審査の停止又はその技術審査試験の合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

118～145　［略］

146　法別表第一の七十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定の受検の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

四　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科試験の停止又は合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

五　技能士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　職業能力開発促進法第五十条第三項の技能士の名称の使用の停止の対象となる者の氏名又は住所の確認

147　法別表第一の七十一の二の項の総務省令で定める事務は、職業能力開発促進法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

［新設］

［54～115　同上］

［新設］

［新設］

116～143　［同上］

144　法別表第一の七十一の項の総務省令で定める事務は、合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

148　法別表第一の七十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　職業能力開発促進法第三十条の十九第一項（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　職業能力開発促進法第三十条の十九第三項の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　職業能力開発促進法第三十条の二十（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　職業能力開発促進法第三十条の二十一第一項（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　職業能力開発促進法第三十条の二十二の登録の取消し又は名称の使用の停止の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　職業能力開発促進法第三十条の二十三（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録の消除の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
七　キャリアコンサルタントの生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
149～244　［略］
245　法別表第一の百十四の二の項の総務省令で定める事務は、海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
246～259　［略］
（法別表第二の総務省令で定める事務）
第二条　［略］
［2～6　略］
7　法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定若しくは同法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三～十一　［略］
十二　子ども・子育て支援法第五十九条第一号の事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十三　［略］
［8～27　略］
28　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
九　養育医療券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

145～240　［同上］

241～254　［同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）
第二条　［同上］
［2～6　同上］
7　［同上］
［新設］
一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の教育・保育給付認定若しくは同法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二～十　［同上］
［新設］
十一　［同上］
［8～27　同上］
28　［同上］
［一～八　同上］
［新設］

十　養育医療券の交付を受けている者及びその監護する未熟児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一　養育医療券の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　養育医療券の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

十三・十四　［略］

［29～38　略］

39　法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証又は療養介護医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　略］

［40～69　略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～14　略］

15　法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの免許状の取上げの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　教育職員免許法第十三条第一項の公告又は通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　［略］

［16～23　略］

24　法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　調理師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　調理師法第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三～六　［略］

［25～29　略］

30　法別表第三の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　職業訓練指導員の生存の事実の確認

五　職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定の受検の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を受ける未熟児及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

十・十一　［同上］

［29～38　同上］

39　［同上］

［一～三　同上］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　同上］

［40～69　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～14　同上］

15　［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

二　［同上］

［16～23　同上］

24　［同上］

一　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

二～五　［同上］

［25～29　同上］

30　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

四　技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

八　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科の試験の停止又は合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　技能士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［31～43　略］

44　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　介護保険法第六十九条の八第一項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十・十一　［略］

［45～81　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～6　略］

7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二～十一　［略］

十二　子ども・子育て支援法第五十九条第一号の事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十三　［略］

［8～26　略］

27　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　養育医療券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　養育医療券の交付を受けている者及びその監護する未熟児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一　養育医療券の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　養育医療券の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

十三・十四　［略］

［28～37　略］

38　法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証又は療養介護医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　略］

［39～68　略］

［新設］

［31～43　同上］

44　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九・十　［同上］

［45～81　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

［新設］

一～十　［同上］

［新設］

十一　［同上］

［8～26　同上］

27　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を受ける未熟児及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

［新設］

十・十一　［同上］

［28～37　同上］

38　［同上］

［一～三　同上］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　同上］

［39～68　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［２～21　略］

22　法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　調理師法第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三～六　［略］

［23～27　略］

28　法別表第五第八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　職業訓練指導員の生存の事実の確認

五　職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定の受検の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

八　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科の試験の停止又は合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　技能士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［29～41　略］

42　法別表第五第十号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　介護保険法第六十九条の八第一項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十・十一　［略］

［43～80　略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［略］

［２・３　略］

４　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの免許状の取上げの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　教育職員免許法第十三条第一項の公告又は通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　［略］

［５・６　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［２～21　同上］

22　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～五　［同上］

［23～27　同上］

28　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

四　技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

［29～41　同上］

42　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九・十　［同上］

［43～80　同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

二　［同上］

［５・６　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第七十号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五の二の規定に基づき、住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和六年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［一～十一　略］	［同上］
十二　都道府県知事	十二　都道府県知事
［略］	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する治療研究に必要な費用の交付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二　「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請若しくは特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この欄において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 三　「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」に規定する特定疾患医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十三　都道府県知事	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年七月二十四日付け健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知）の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成十七年四月一日付け健疾発第〇四〇一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する先天性血液凝固因子障害等治療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」に規定する医療費公費負担受給の申請若しくは先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この欄において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

三　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」に規定する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第二条　［略］

［一～九　略］

十　「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する治療研究に必要な費用の交付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

ロ　「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」に規定する医療給付の申請若しくは特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

ハ　「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」に規定する特定疾患医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」に規定する先天性血液凝固因子障害等治療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

ロ　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」に規定する医療費公費負担受給の申請若しくは先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

ハ　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」に規定する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　［同上］

［一～九　同上］

十　「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に規定する医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

［新設］

［新設］

［新設］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第八号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）
第三十九条の二　［略］	**第三十九条の二**　［同上］
2　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	2　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十三号及び第十四号を除く。）に掲げる事務	三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる事務
3～5　［略］	3～5　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○デジタル庁・総務省告示第二十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「主務省令」という。）第六条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報	［新設］
二　主務省令第十三条第一号に掲げる事務　同号イに掲げる情報	一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「主務省令」という。）第十三条第一号に掲げる事務　同号イに掲げる情報
三～六　［略］	二～五　［同上］
七　主務省令第三十条第三号に掲げる事務　同号ニに掲げる情報	六　主務省令第三十条第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
八　主務省令第四十四条第一号に掲げる事務　同号ソに掲げる情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者に係る情報を除く。次号から第十三号までにおいて同じ。）	七　主務省令第四十四条第一号に掲げる事務　同号レに掲げる情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者（以下「要保護者」という。）に係る情報を除く。）

九　主務省令第四十四条第二号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十　主務省令第四十四条第三号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十一　主務省令第四十四条第四号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十二　主務省令第四十四条第五号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報

十三　主務省令第四十四条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項から第三項までに関する事務を除く。）　同条第一号ソに掲げる情報

十四～十六　［略］

十七　主務省令第五十七条の二第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報

十八　主務省令第五十七条の二第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

十九　主務省令第五十七条の二第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十　主務省令第五十七条の二第四号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十一　主務省令第五十七条の二第五号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十二　主務省令第六十一条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十三　主務省令第六十五条に掲げる事務　同条第三号に掲げる情報

二十四・二十五　［略］

二十六　主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十七　主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十八　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十九　主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十　主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十一　主務省令第六十七条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十二　主務省令第六十七条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十三　主務省令第七十一条第七十八条第三号に掲げる事務　同条第一号リに掲げる情報

三十四　主務省令第七十八条第六号に掲げる事務　同条第一号リに掲げる情報

三十五・三十六　［略］

三十七　主務省令第八十五条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十八　主務省令第八十五条第十八号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十九　主務省令第八十五条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十　主務省令第八十五条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十一　主務省令第八十五条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十二　主務省令第八十五条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十三　主務省令第八十五条第二十三号に掲げる事務　同号に掲げる情報

四十四～四十六　［略］

四十七　主務省令第九十一条に掲げる事務　同条第五号に掲げる情報

［削る］

四十八・四十九　［略］

五十　主務省令第九十八条に掲げる事務　同条第五号に掲げる情報

五十一　［略］

八　主務省令第四十四条第二号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

九　主務省令第四十四条第三号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十　主務省令第四十四条第四号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十一　主務省令第四十四条第五号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十二　主務省令第四十四条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項から第三項までに関する事務を除く。）　同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十三～十五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

十六　主務省令第六十一条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報

十七　主務省令第六十五条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報

十八・十九　［同上］

二十　主務省令第六十七条第十五号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十一　主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

二十二　主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十三　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十四　主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十五　主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十六　主務省令第六十七条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

二十七　主務省令第七十八条第三号に掲げる事務　同条第一号トに掲げる情報

二十八　主務省令第七十八条第六号に掲げる事務　同条第一号トに掲げる情報

二十九・三十　［同上］

三十一　主務省令第八十五条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十二　主務省令第八十五条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

三十三　主務省令第八十五条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十四　主務省令第八十五条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十五　主務省令第八十五条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十六　主務省令第八十五条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十七　主務省令第八十五条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報

三十八～四十　［同上］

四十一　主務省令第九十一条に掲げる事務　同条第四号に掲げる情報

四十二　主務省令第九十二条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報

四十三・四十四　［同上］

四十五　主務省令第九十八条に掲げる事務　同条第四号に掲げる情報

四十六　［同上］

五十二	主務省令第百十条第三号に掲げる事務	同号ホに掲げる情報
五十三	主務省令第百十四条第四号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
五十四・五十五	［略］	
五十六	主務省令第百二十七条第一号に掲げる事務	同号ソに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者に係る情報を除く。次号から第六十一号までにおいて同じ。）
五十七	主務省令第百二十七条第二号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
五十八	主務省令第百二十七条第三号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
五十九	主務省令第百二十七条第四号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
六十	主務省令第百二十七条第五号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
六十一	主務省令第百二十七条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項及び第二項に関する事務を除く。）	同条第一号ソに掲げる情報
六十二～六十五	［略］	
六十六	主務省令第百四十三条第一号に掲げる事務	同号リに掲げる情報
六十七	主務省令第百四十三条第二号に掲げる事務	同号トに掲げる情報
六十八	主務省令第百四十三条第四号に掲げる事務	同号ヘに掲げる情報
六十九・七十	［略］	
七十一	主務省令第百四十九条に掲げる事務	同条第二号に掲げる情報
七十二・七十三	［略］	
七十四	主務省令第六十三条第一号に掲げる事務	同号ソに掲げる情報
七十五	主務省令第六十三条第二号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
七十六	主務省令第六十三条第三号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
七十七	主務省令第六十三条第四号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
七十八	主務省令第六十三条第五号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
七十九	主務省令第六十三条第六号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報
八十～八十四	［略］	
八十五	主務省令第百六十九条第一号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報
八十六	主務省令第百六十九条第二号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報

［新設］

四十七・四十八	［同上］	
四十九	主務省令第百二十七条第一号に掲げる事務	同号レに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）に係る情報を除く。）
五十一	主務省令第百二十七条第三号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十二	主務省令第百二十七条第四号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十三	主務省令第百二十七条第五号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十四	主務省令第百二十七条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項及び第二項に関する事務を除く。）	同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十五～五十八	［同上］	
五十九	主務省令第百四十三条第一号に掲げる事務	同号チに掲げる情報
六十	主務省令第百四十三条第二号に掲げる事務	同号ヘに掲げる情報
六十一	主務省令第百四十三条第四号に掲げる事務	同号ホに掲げる情報
六十二・六十三	［同上］	
［新設］		
六十四・六十五	［同上］	
六十六	主務省令第六十三条第一号に掲げる事務	同号レに掲げる情報
六十七	主務省令第六十三条第二号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
六十八	主務省令第六十三条第三号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
六十九	主務省令第六十三条第四号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
七十	主務省令第六十三条第五号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
七十一	主務省令第六十三条第六号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
七十二～七十六	［同上］	
七十七	主務省令第百六十九条第一号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
七十八	主務省令第百六十九条第二号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報

八十七	主務省令第百七十条第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
八十八	主務省令第百七十条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
八十九	主務省令第百七十一条に掲げる事務　同条第三号に掲げる情報
九十	主務省令第百七十二条に掲げる事務　同条第三号に掲げる情報
九十一	主務省令第百七十三条第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十二	主務省令第百七十三条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十三	主務省令第百七十四条第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十四	主務省令第百七十四条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十五	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・総務省告示第二十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
七十三　主務省令第百五十七条第十九号に掲げる事務　同号イに掲げる情報	七十三　主務省令第百五十七条第十八号に掲げる事務　同号イに掲げる情報
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○デジタル庁・総務省告示第二十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～二十三　略］	［一～二十三　同上］
二十四　主務省令第六十七条第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報	二十四　主務省令第六十七条第四号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
二十五　主務省令第六十七条第六号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報	二十五　主務省令第六十七条第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
二十六　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	二十六　主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
二十七　主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	二十七　主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
二十八　主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報	二十八　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

七十九	主務省令第百七十条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十	主務省令第百七十条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十一	主務省令第百七十一条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報
八十二	主務省令第百七十二条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報
八十三	主務省令第百七十三条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十四	主務省令第百七十三条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十五	主務省令第百七十四条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十六	主務省令第百七十四条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十七	［同上］

二十九　主務省令第六十七条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報	二十九　主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報
三十　主務省令第六十七条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報	三十　主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報
三十一　主務省令第六十七条第二十三号に掲げる事務　同号に掲げる情報	三十一　主務省令第六十七条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報
三十二　主務省令第六十七条第二十四号に掲げる事務　同号に掲げる情報	三十二　主務省令第六十七条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報
［三十三・三十四　略］	［三十三・三十四　同上］
三十五　主務省令第八十五条第六号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報	三十五　主務省令第八十五条第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
三十六　主務省令第八十五条第七号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報	三十六　主務省令第八十五条第六号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
三十七　主務省令第八十五条第十九号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	三十七　主務省令第八十五条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
三十八　主務省令第八十五条第二十号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	三十八　主務省令第八十五条第十八号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
三十九　主務省令第八十五条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報	三十九　主務省令第八十五条第十九号に掲げる事務　同号に掲げる情報
四十　主務省令第八十五条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報	四十　主務省令第八十五条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報
四十一　主務省令第八十五条第二十三号に掲げる事務　同号に掲げる情報	四十一　主務省令第八十五条第二十一号に掲げる事務　同号に掲げる情報
四十二　主務省令第八十五条第二十四号に掲げる事務　同号に掲げる情報	四十二　主務省令第八十五条第二十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報
四十三　主務省令第八十五条第二十五号に掲げる事務　同号に掲げる情報	四十三　主務省令第八十五条第二十三号に掲げる事務　同号に掲げる情報
［四十四～九十五　略］	［四十四～九十五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○環境省告示第六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ(6)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第十七項及び第十二条の四十一第二項、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第四条並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示

（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正）

第一条　産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第一　検液の作成 一　（略） 試料 イ　（略） ロ　燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあっては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあっては有姿のまま採取し、粉砕した後、日本産業規格Z八八〇一―一に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。	第一　検液の作成 一　（略） 試料 イ　（略） ロ　燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあっては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあっては有姿のまま採取し、粉砕した後、日本産業規格Z八八〇一―一（二〇〇六）に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。

試料液	イ　埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K〇五五七に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ～ニ　（略）
溶出	（略）
備考	（略）

二・三　（略）

第二　検定の方法　（略）

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表一に掲げる方法
二　水銀又はその化合物	（略）
三　カドミウム又はその化合物	イ　第一の一に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四・二に定める方法を除く。） ロ　第一の二及び三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。日本産業規格K〇一〇二―三の十四・二に定める方法にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の四・五・二・四b)に定める操作を行うものとする。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）

試料液	イ　埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ～ニ　（略）
溶出	（略）
備考	（略）

二・三　（略）

第二　検定の方法　（略）

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
二　水銀又はその化合物	（略）
三　カドミウム又はその化合物	イ　第一の一に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五・一に定める方法を除く。） ロ　第一の二及び三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五・一に定める方法にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）

五　有機燐化合物	日本産業規格K〇一〇二―四の七・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―四の七・二・四に定める方法を除く。）
六　六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三・二及び二十四・三・七に定める方法を除く。）
七　砒素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十に定める方法（ただし、日本産業規格K〇一〇二―三の二十・三・五の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格K〇一〇二―二の九に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―二の九・二に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表一に掲げる方法
九　PCB	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）
一〇　トリクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

五　有機燐化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法）
六　六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・二に定める方法（六十五・二・六に定める方法を除く。）
七　砒素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十一に定める方法（ただし、六十一の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十八・一・一に定める方法を除く。）
九　PCB	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）
一〇　トリクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

	一一　テトラクロロエチレン	ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法 イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
	一二　ジクロロメタン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
	一三　四塩化炭素	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

	一一　テトラクロロエチレン	ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法 イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
	一二　ジクロロメタン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
	一三　四塩化炭素	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法	一四　一・二―ジクロロエタン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法	一四　一・二―ジクロロエタン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
	一五　一・一―ジクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
	一五　一・一―ジクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
	一六　シス―一・二―ジクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
	一六　シス―一・二―ジクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法

一七	一・一・一―トリクロロエタン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
一八	一・一・二―トリクロロエタン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
一九	一・三―ジクロロプロペン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法

一七	一・一・一―トリクロロエタン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
一八	一・一・二―トリクロロエタン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
一九	一・三―ジクロロプロペン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法

		ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一に定める方法
二〇～二二	（略）	（略）
二三　ベンゼン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一に定める方法	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
二四　セレン又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十六に定める方法	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十七に定める方法（海洋投入処分を行おうとする汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十七・一に定める方法を除く。）
二五　有機塩素化合物	別表第六に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の六・三に定める方法	別表第六に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十五・三に定める方法
二六　銅又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十一に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十一・二に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の場合に限る。）及び準備操作のうち日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・一に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の場合に限る。）及び準備操作のうち日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
二七　亜鉛又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
二八　弗化物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・四のうちＦＩＡ法を用いる場合にあっては、日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・二の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四に定める方法（三十四・四のうちＦＩＡ法を用いる場合にあっては、三十四・一の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）

二九　ベリリウム又はその化合物	別表第七に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二―三の三十一に定める方法	
三〇　クロム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・二に定める方法	
三一　ニッケル又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十八の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	
三二　バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十九に定める方法	
三三　フェノール類	日本産業規格K〇一〇二―四の五・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―四の五・二・二・三及び五・二・三・四に定める方法を除く。また、日本産業規格K〇一〇二―四の五・二・三・三に定める方法のうち、検定に用いる溶媒はクロロホルムとする。）又は日本産業規格K〇一七〇―五の六・三・四に定める方法	
三四　一・四―ジオキサン	イ　第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）	ロ　（略）

備考

1　（略）

2　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三）イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水に、マイク

二九　ベリリウム又はその化合物	別表第七に掲げる方法	
三〇　クロム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・一に定める方法	
三一　ニッケル又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十九に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十九の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）	
三二　バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の七十に定める方法	
三三　フェノール類	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の二十八・一に定める方法（二十八・一・二の備考四、備考五及び二十八・一・三に定める方法を除く。）	
三四　一・四―ジオキサン	イ　第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表八に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）	ロ　（略）

備考

1　（略）

2　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三）イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水

ロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤を用いるものとする。

第三・第四　（略）

別表第一

㈠～㈣　（略）

備考

１　（略）

２　試料に含まれる妨害物質による影響は、日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十四・三・一・六の操作又は日本産業規格Ｋ〇四〇〇―六十五―二十に定める方法により除去する。

３・４　（略）

別表第二

（略）

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表四又は日本産業規格Ｋ〇〇九三に定めるところによる。

別表第三～別表第六　（略）

別表第七

第一　フレーム原子吸光法

㈠　試薬

イ　（略）

ロ　ベリリウム標準液

日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の三十一に定めるもの

㈡　（略）

㈢　試験操作

イ　検液を日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・三に定める方法によって前処理する。

ロ　イの操作を行った検液を日本産業規格Ｋ〇一二一の八に定める操作に従って、一酸化二窒素・アセチレンフレーム中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。

ハ・ニ　（略）

㈣　（略）

第二　電気加熱原子吸光法

㈠　試薬

イ　（略）

ロ　硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液

日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十三・三に定めるもの

ロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤を用いるものとする。

第三・第四　（略）

別表第一

㈠～㈣　（略）

備考

１　（略）

２　試料に含まれる妨害物質による影響は、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）六十五・二・一の備考９の操作又は日本産業規格Ｋ〇四〇〇―六十五―二十に定める方法により除去する。

３・４　（略）

別表第二

（略）

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表四又は日本産業規格Ｋ〇〇九三（二〇〇六）に定めるところによる。

別表第三～別表第六　（略）

別表第七

第一　フレーム原子吸光法

㈠　試薬

イ　（略）

ロ　ベリリウム標準液

日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の附属書一のⅩⅣに定めるもの

㈡　（略）

㈢　試験操作

イ　検液を日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ　イの操作を行った検液を日本産業規格Ｋ〇一二一（二〇〇六）の八に定める操作に従って、一酸化二窒素・アセチレンフレーム中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。

ハ・ニ　（略）

㈣　（略）

第二　電気加熱原子吸光法

㈠　試薬

イ　（略）

ロ　硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液

日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十四・二に定めるもの

(二)　器具及び装置

イ～ハ　（略）

ニ　フローガス

日本産業規格K一一〇五に定めるアルゴン二級

ホ　マイクロピペット

日本産業規格K〇九七〇に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置

(三)　試験操作

イ　検液を日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・三に定める方法によって前処理する。

ロ　イの操作を行った検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K〇一〇二―三の十三・三に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る（注一）（注二）（注三）。

ハ・ニ　（略）

（注一）・（注二）　（略）

（注三）　必要に応じマトリックスモディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本産業規格K〇一〇二―三の十三・三に定める方法によって行う。

(四)　（略）

（削る）

（削る）

別表第八　（略）

別表第九

(一)　試薬

イ　（略）

ロ　メタノール

日本産業規格K八八九一に定めるもの（注一）

ハ　一・四―ジオキサン

日本産業規格K八四六一に定めるもの

ニ～ヘ　（略）

(二)～(四)　（略）

備考　（略）

（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正）

第二条　特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二―一の十二に定める方法によるものとする。	二　規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二の十二・一に定める方法によるものとする。

(二)　器具及び装置

イ～ハ　（略）

ニ　フローガス

日本産業規格K一一〇五（二〇一七）に定めるアルゴン二級

ホ　マイクロピペット

日本産業規格K〇九七〇（二〇一三）に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置

(三)　試験操作

イ　検液を日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ　イの操作を行った検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四・二に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る（注一）（注二）（注三）。

ハ・ニ　（略）

（注一）・（注二）　（略）

（注三）　必要に応じマトリックスモディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四・二に定める方法によって行う。

(四)　（略）

第三　ＩＣＰ発光分析法

（略）

第四　ＩＣＰ質量分析法

（略）

別表第八　（略）

別表第九

(一)　試薬

イ　（略）

ロ　メタノール

日本産業規格K八八九一（二〇〇六）に定めるもの（注一）

ハ　一・四―ジオキサン

日本産業規格K八四六一（二〇〇七）に定めるもの

ニ～ヘ　（略）

(二)～(四)　（略）

備考　（略）

三　（略）

四　規則第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項までに掲げる基準（規則第一条の二第七項、第十一項及び第十三項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものであるときは、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。この方法により検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示第二の規定によるカドミウム又はその化合物に係る検定方法告示第一の二及び三に掲げる検液の検定にあっては、検定方法告示第二の表第三号下欄ロの規定にかかわらず、日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十四に定める方法により行うこととする。

（一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法の一部改正）

第三条　一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成十年六月環境庁厚生省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　令第一条第二項第十号（令第二条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法は、イからハまでに掲げる項目ごとにそれぞれイからハまでに掲げるとおりとする。	一　令第一条第二項第十号（令第二条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法は、イからハまでに掲げる項目ごとにそれぞれイからハまでに掲げるとおりとする。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　電気伝導率　日本産業規格Ｋ〇一〇二―一の十三に定める方法	ロ　電気伝導率　日本産業規格Ｋ〇一〇一の十二に定める方法
ハ　塩化物イオン　日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の六に定める方法	ハ　塩化物イオン　日本産業規格Ｋ〇一〇一の三十二に定める方法
二～五　（略）	二～五　（略）

（指定有害廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正）

第四条　指定有害廃棄物に係る基準の検定方法（平成十六年十月環境省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の四十一第二項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格Ｋ〇一〇二―一の十二に定める方法によるものとする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十一第二項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格Ｋ〇一〇二の一二・一に定める方法によるものとする。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部改正）

第五条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表

改正後		
第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）

別表

改正前		
第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）

カドミウム又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十四に定める方法
鉛又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十三に定める方法
六価クロム化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十四・三に定める方法
砒素又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十に定める方法
セレン又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十六・二又は二十六・三に定める方法
ほう素又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の五・二、五・五又は五・六に定める方法
ふっ素又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・三又は五・五に定める方法
備考　（略）		

カドミウム又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法
鉛又はその化合物	（略）	規格五十四に定める方法
六価クロム化合物	（略）	規格六十五・二に定める方法
砒素又はその化合物	（略）	規格六十一に定める方法
セレン又はその化合物	（略）	規格六十七・二又は六十七・三に定める方法
ほう素又はその化合物	（略）	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は日本産業規格Ｋ〇一〇二四十七・四に定める方法
ふっ素又はその化合物	（略）	規格三十四・一に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
備考　（略）		

附　則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年十月一日から適用する。

○環境省告示第六十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年七月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第一　検液の作成	第一　検液の作成
一　水底土砂等（汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・	一　水底土砂等（汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・

二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）並びに水底土砂（揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行い、できるだけ速やかに三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のものに限る。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

試料	イ　（略） ロ　汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものにあっては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあっては有姿のまま採取し、粉砕した後、日本産業規格Z八八〇一―一に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。
試料液	イ　無機性の汚泥（水溶性のものを除く。）又は無機性の水底土砂にあっては、試料に溶媒（水（日本産業規格K〇五五七に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））を加え、その混合液（単位ミリリットル）に含まれる固型分（単位グラム）の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ・ハ　（略）
溶出	（略）
備考　（略）	

二　（略）

第二　検定の方法

検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる有害物質の重量（単位ミリグラム）を求めることにより行うものとする。

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表一に掲げる方法
二　（略）	（略）

二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）並びに水底土砂（揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行い、できるだけ速やかに三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のものに限る。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

試料	イ　（略） ロ　汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものにあっては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあっては有姿のまま採取し、粉砕した後、日本産業規格Z八八〇一―一（二〇〇六）に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。
試料液	イ　無機性の汚泥（水溶性のものを除く。）又は無機性の水底土砂にあっては、試料に溶媒（水（日本産業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））を加え、その混合液（単位ミリリットル）に含まれる固型分（単位グラム）の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ・ハ　（略）
溶出	（略）
備考　（略）	

二　（略）

第二　検定の方法

検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる有害物質の重量（単位ミリグラム）を求めることにより行うものとする。

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
二　（略）	（略）

三　カドミウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。日本産業規格K〇一〇二―三の十四・二に定める方法にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・二又は四・二・四・三に定める操作を行うものとする。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）
五　有機りん化合物	日本産業規格K〇一〇二―四の七・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―四の七・二・四に定める方法を除く。）
六　六価クロム化合物	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三・二及び二十四・三・七に定める方法を除く。）
七　ひ素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十に定める方法（ただし、日本産業規格K〇一〇二―三の二十・三・五の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格K〇一〇二―二の九に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―二の九・二に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表一に掲げる方法
九　ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三に定める方法
一〇　有機塩素化合物	別表第一に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格K〇一〇二―二の六・三に定める方法
一一　銅又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十一に定める方法（準備操作のうち日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）

三　カドミウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
五　有機りん化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法）
六　六価クロム化合物	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・二・六に定める方法を除く。）
七　ひ素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十一に定める方法（ただし、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十一の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十八・一・一に定める方法を除く。）
九　ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定める方法
一〇　有機塩素化合物	別表第一に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十五・三に定める方法
一一　銅又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二に定める方法（準備操作のうち日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）

一二　亜鉛又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
一三　ふつ化物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・四のうちＦＩＡ法を用いる場合には、日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・二の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四・四のうちＦＩＡ法を用いる場合には、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四・一の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）
一四　トリクロロエチレン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
一五　テトラクロロエチレン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
一六　ベリリウム又はその化合物	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第七に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の三十一に定める方法	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第七に掲げる方法
一七　クロム又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十四・二に定める方法	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十五・一に定める方法
一八　ニッケル又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十八に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十八の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十九に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十九の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）

一九	バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十九に定める方法
二〇	ジクロロメタン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二一	四塩化炭素	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
二二	一・二―ジクロロエタン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二三	一・一―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二四	シス―一・二―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二五	一・一・一―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
二六	一・一・二―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
二七	一・三―ジクロロプロペン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二八～三〇	（略）	（略）
三一	ベンゼン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法

一九	バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の七十に定める方法
二〇	ジクロロメタン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、三・二又は五・四・一に定める方法
二一	四塩化炭素	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
二二	一・二―ジクロロエタン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二三	一・一―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二四	シス―一・二―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二五	一・一・一―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
二六	一・一・二―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
二七	一・三―ジクロロプロペン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
二八～三〇	（略）	（略）
三一	ベンゼン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法

三三　セレン又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十七に定める方法
三四　一・四―ジオキサン	水質環境基準告示付表八に掲げる方法（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を二十ミリリットル以上二百ミリリットル未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ＯＤＳカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）
備考 汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂の検定に係る第一四号、第一五号、第二〇号から第二七号まで、第三一号及び第三三号の下欄に掲げる方法（別表第二に定めるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二（三）イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は日本産業規格Ｋ〇五五七（一九九八）に規定するＡ三又はＡ四のものとする。	

第三・第四　（略）

別表第一・別表第二　（略）

三三　セレン又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十六に定める方法
三四　一・四―ジオキサン	水質環境基準告示付表七に掲げる方法（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を二十ミリリットル以上二百ミリリットル未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ＯＤＳカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）
備考 汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂の検定に係る第一四号、第一五号、第二〇号から第二七号まで、第三一号及び第三三号の下欄に掲げる方法（別表第二に定めるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二（三）イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は日本産業規格Ｋ〇五五七に規定するＡ三又はＡ四のものとする。	

第三・第四　（略）

別表第一・別表第二　（略）

官庁報告

基本測量関係事項公告

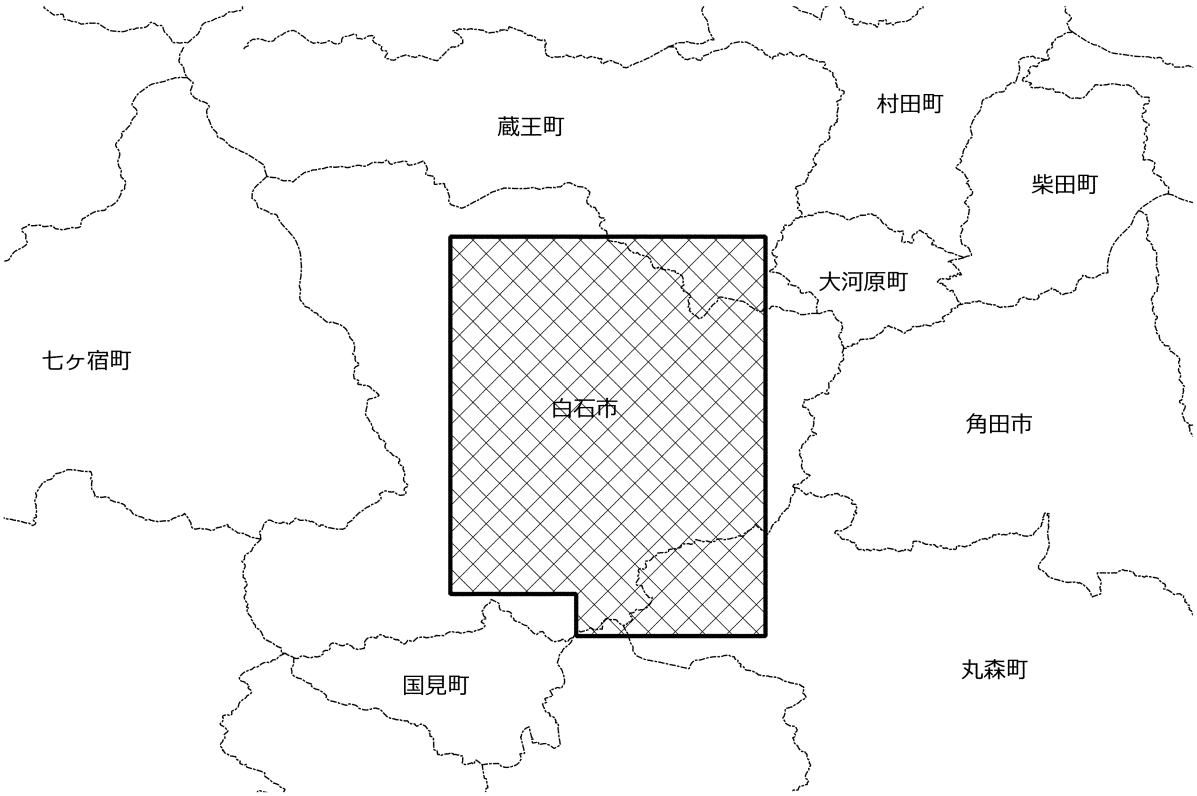
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月28日　　国土交通大臣　中野　洋昌

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm	令和６年	ＣＴＯ―2021―２	白石	185㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2023―７	猪苗代	386㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2023―８	二本松	250㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2023―９	白河・泉崎	514㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2023―４	つくば	53㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2023―５	宇都宮	66㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―１	豊田・瀬戸・多治見	989㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―２	村上・胎内	707㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―３	三条・燕・弥彦	457㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―４	伊豆	155㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―６	小千谷	189㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―８	山形	111㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―９	甲斐東	92㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―10	甲斐西	138㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―11	大月	175㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―12	柏崎	79㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―13	佐久	133㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―14	甲府	100㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―１	能登北部	983㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―１，ＣＣＢ―2024―２	能登中部	945㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―２	能登南部	786㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―３	東広島・呉	845㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―４	広島	770㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―５	大田	80㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2023―８	赤碕港	83㎢
〃	〃	〃	ＣＳＩ―2023―１	西予	767㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―３	霧島	1,021㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―４	薩摩川内・さつま串木野	832㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―６	垂水	98㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―７	枕崎	94㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―８	上天草	178㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―12	田川	225㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2023―14	西海	363㎢
〃	〃	令和７年	ＣＯＫ―2020―１	渡名喜島	25㎢
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2021―１	伊平屋島	121㎢
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2022―３	久高島	20㎢
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2023―１	久米島	161㎢

備考　空中写真の刊行日　令和７年７月29日

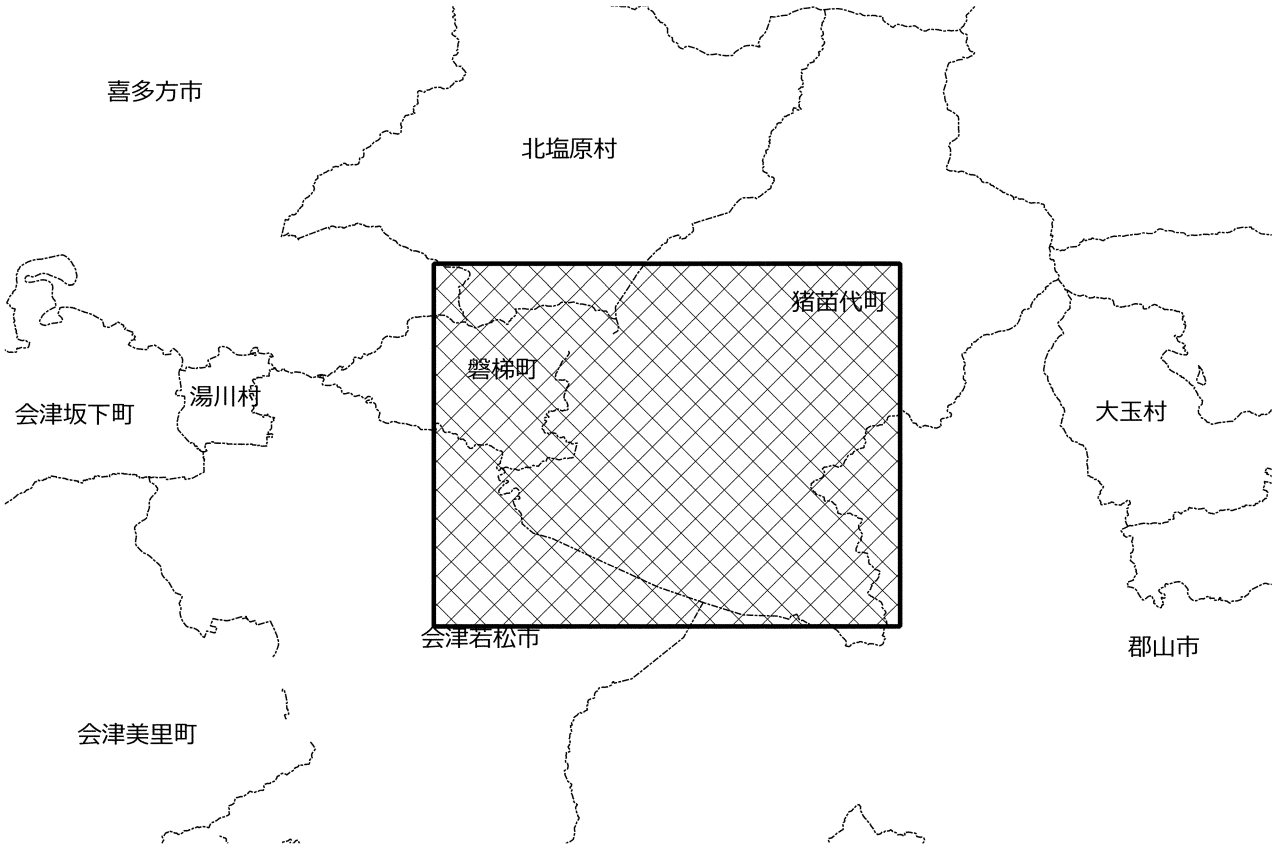
白石地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

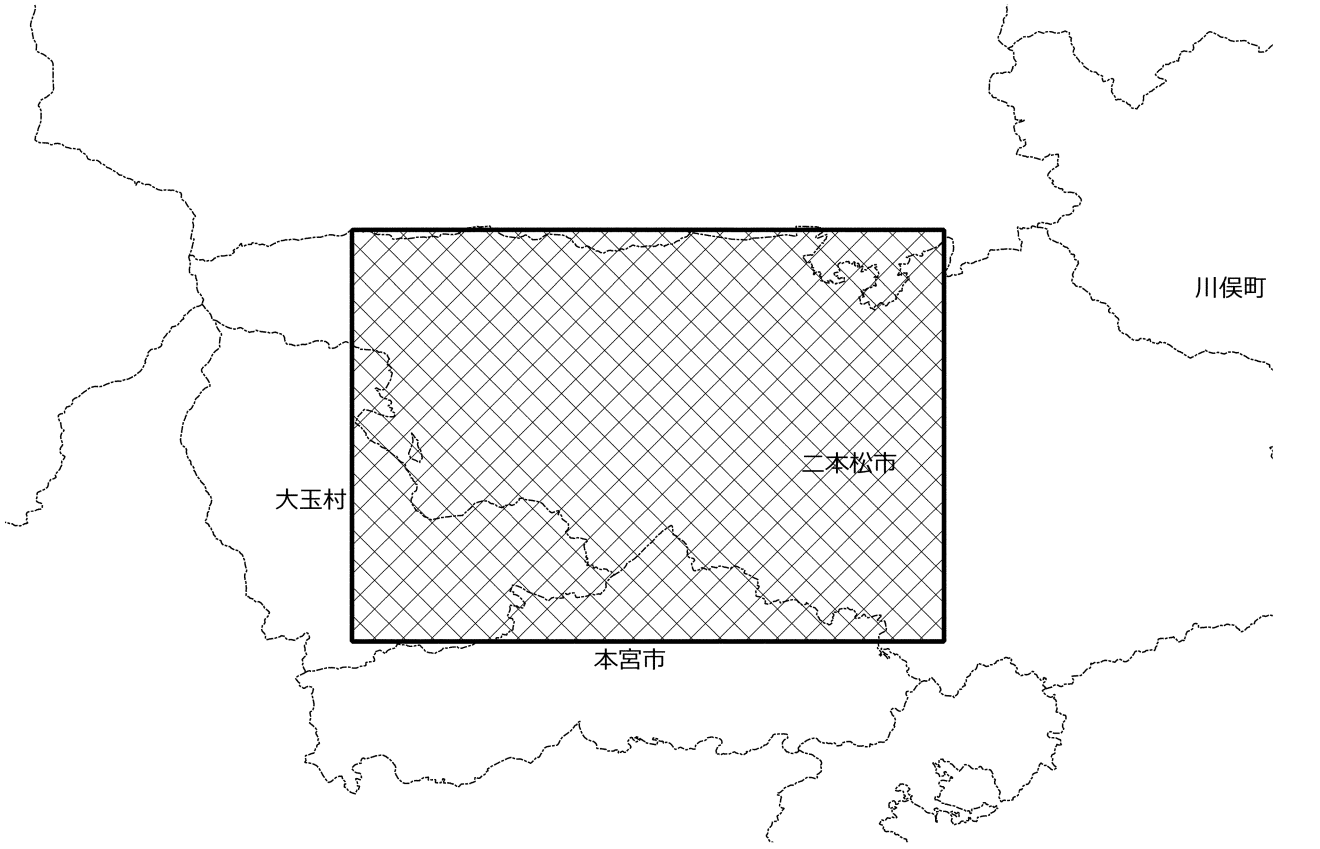
猪苗代地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

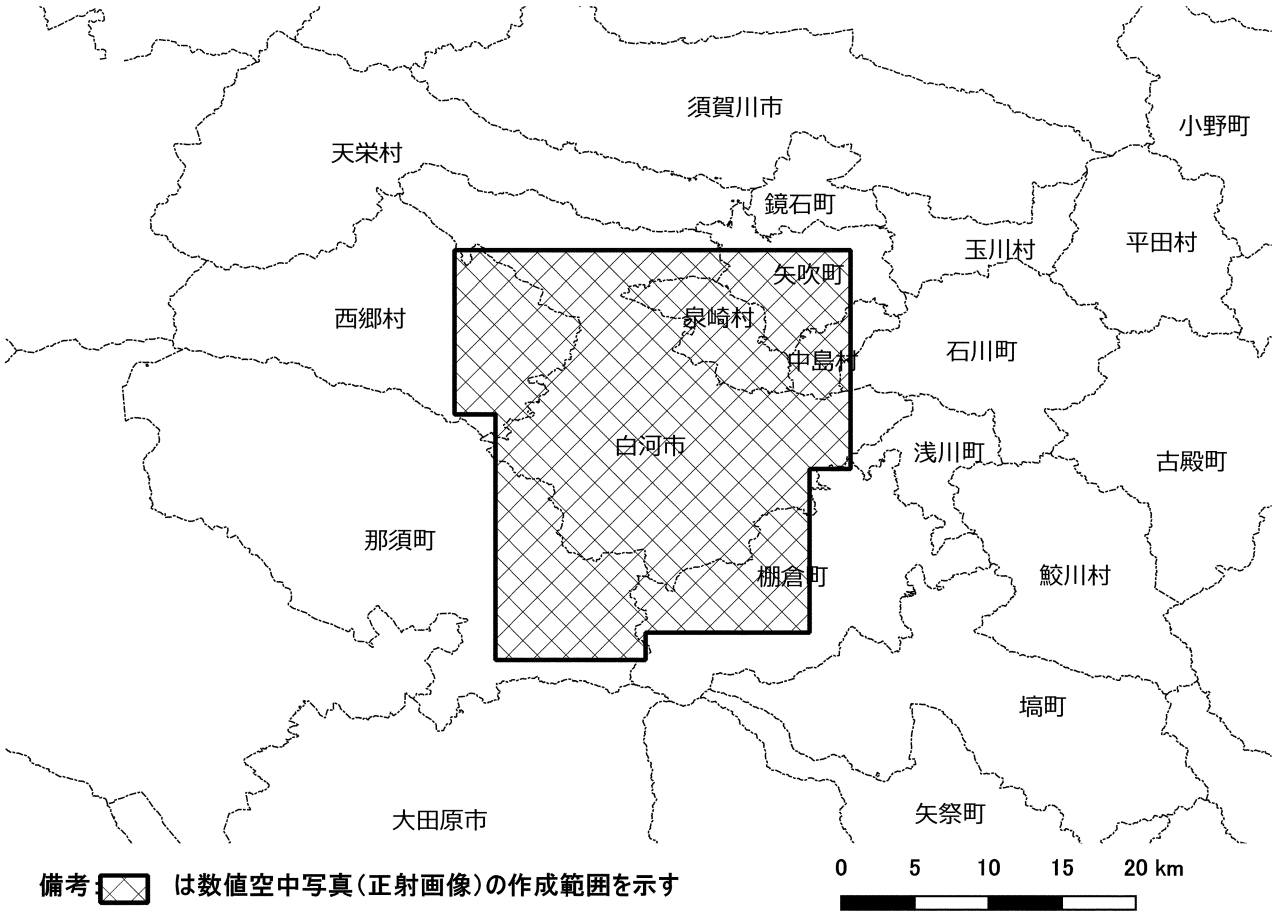
0　5　10　15　20 km

二本松地区



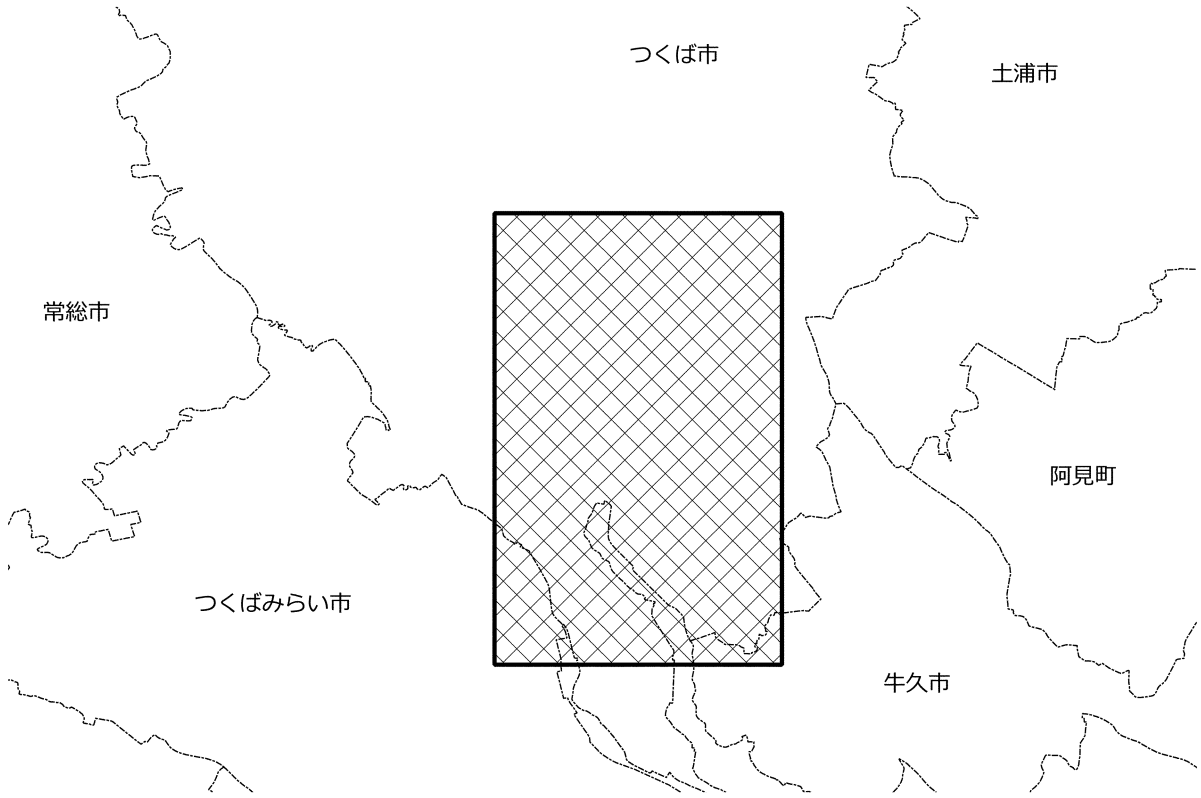
備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

白河・泉崎地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

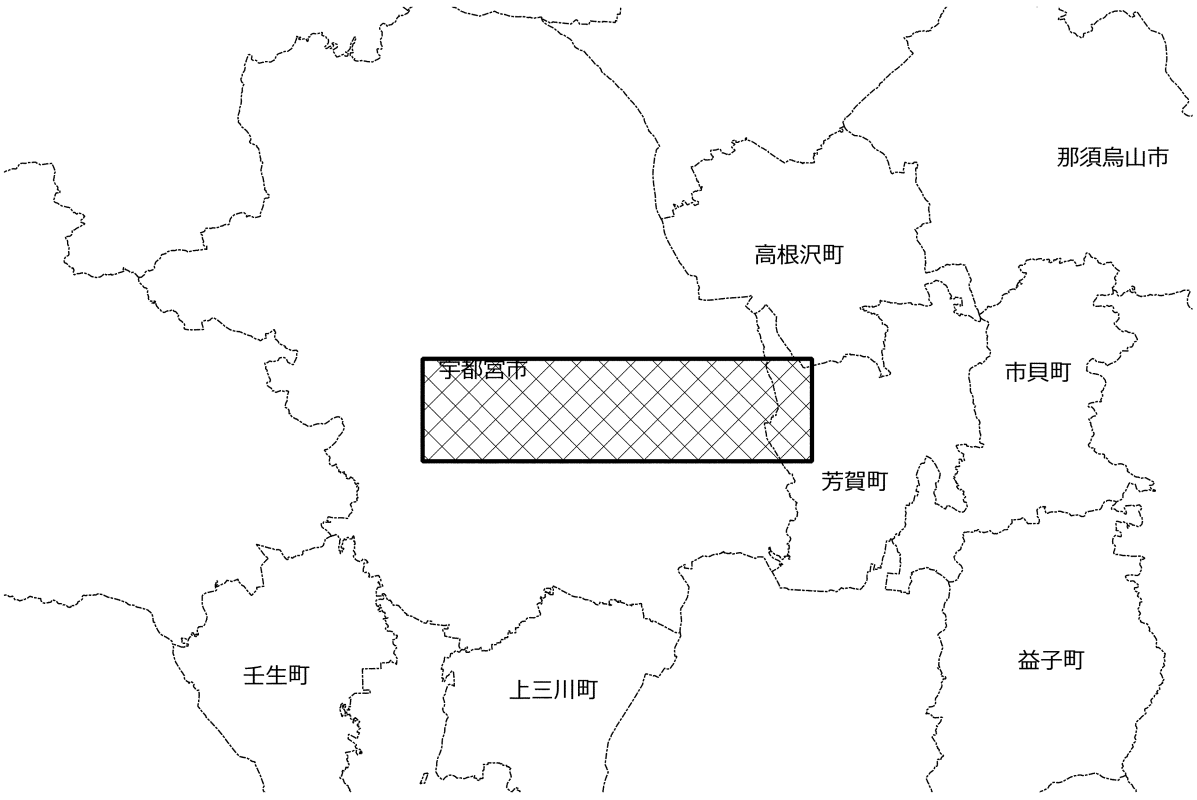
つくば地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

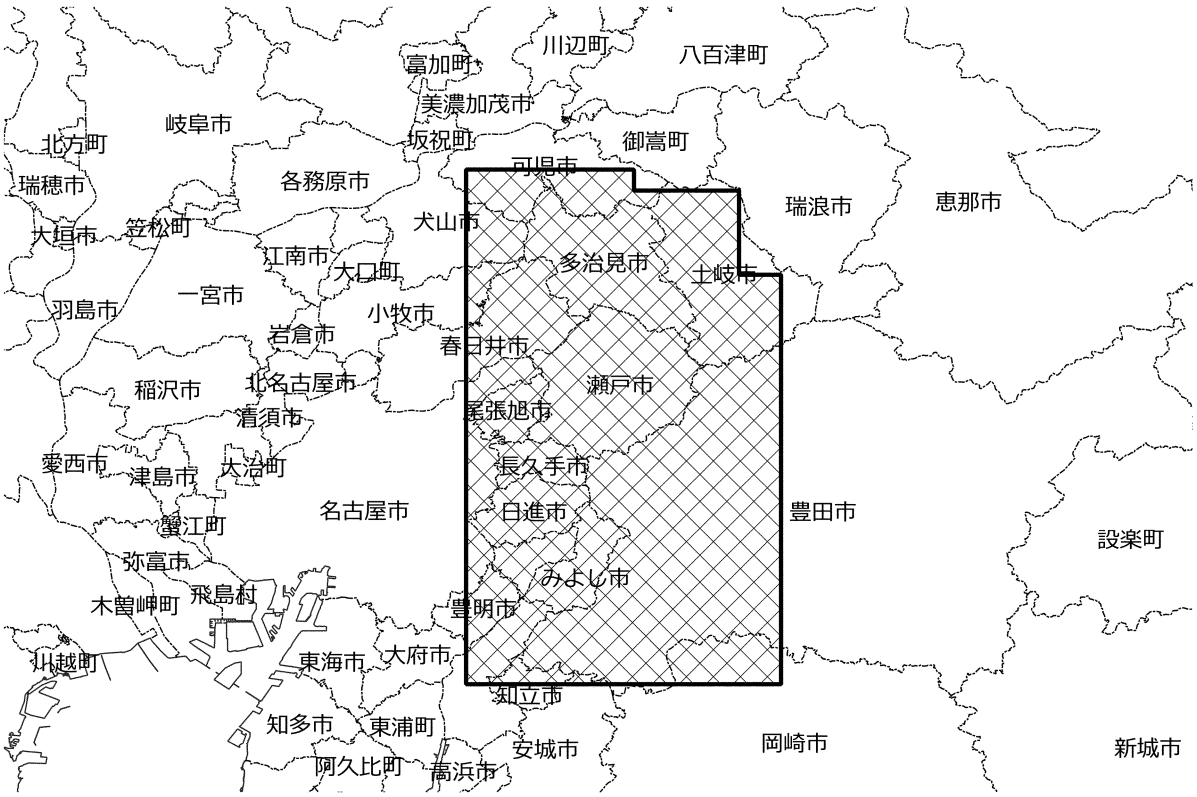
宇都宮地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

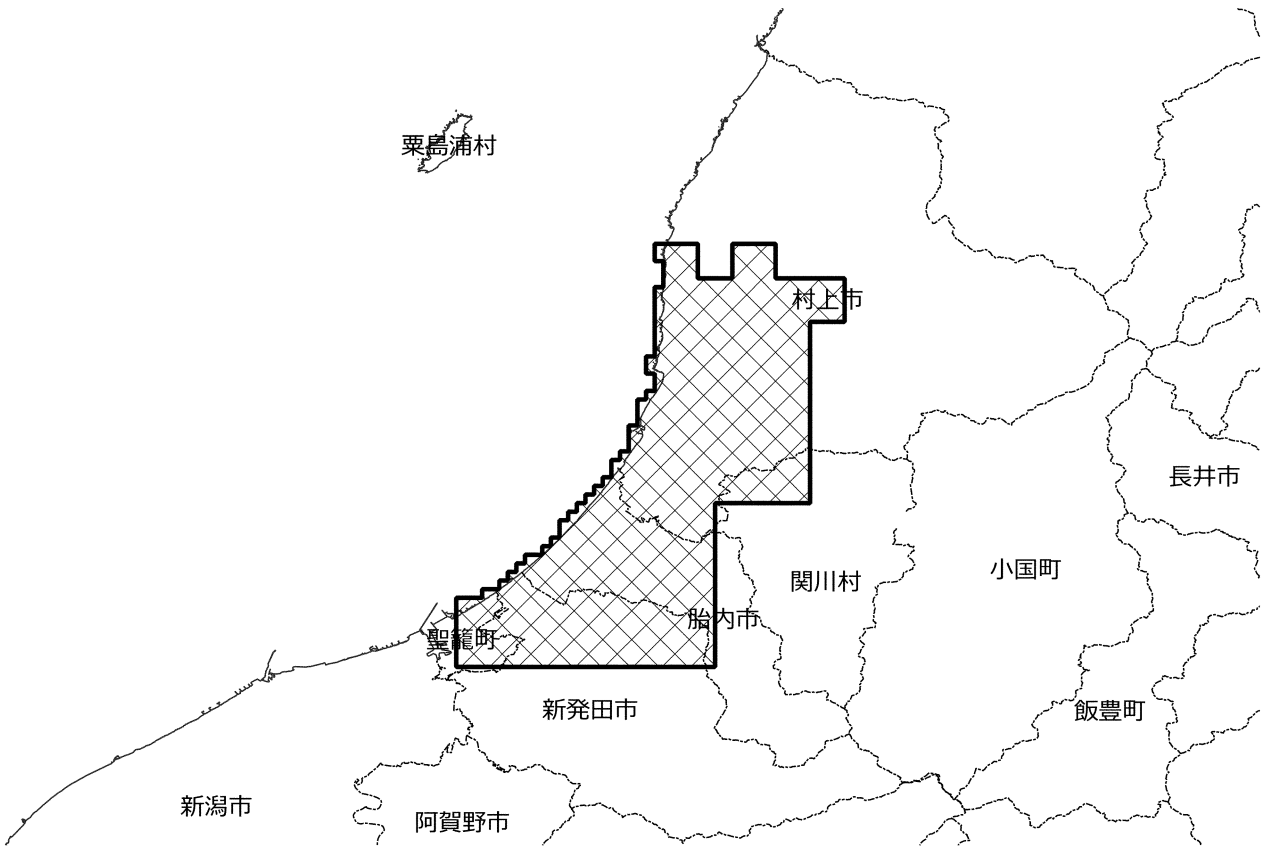
豊田・瀬戸・多治見地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

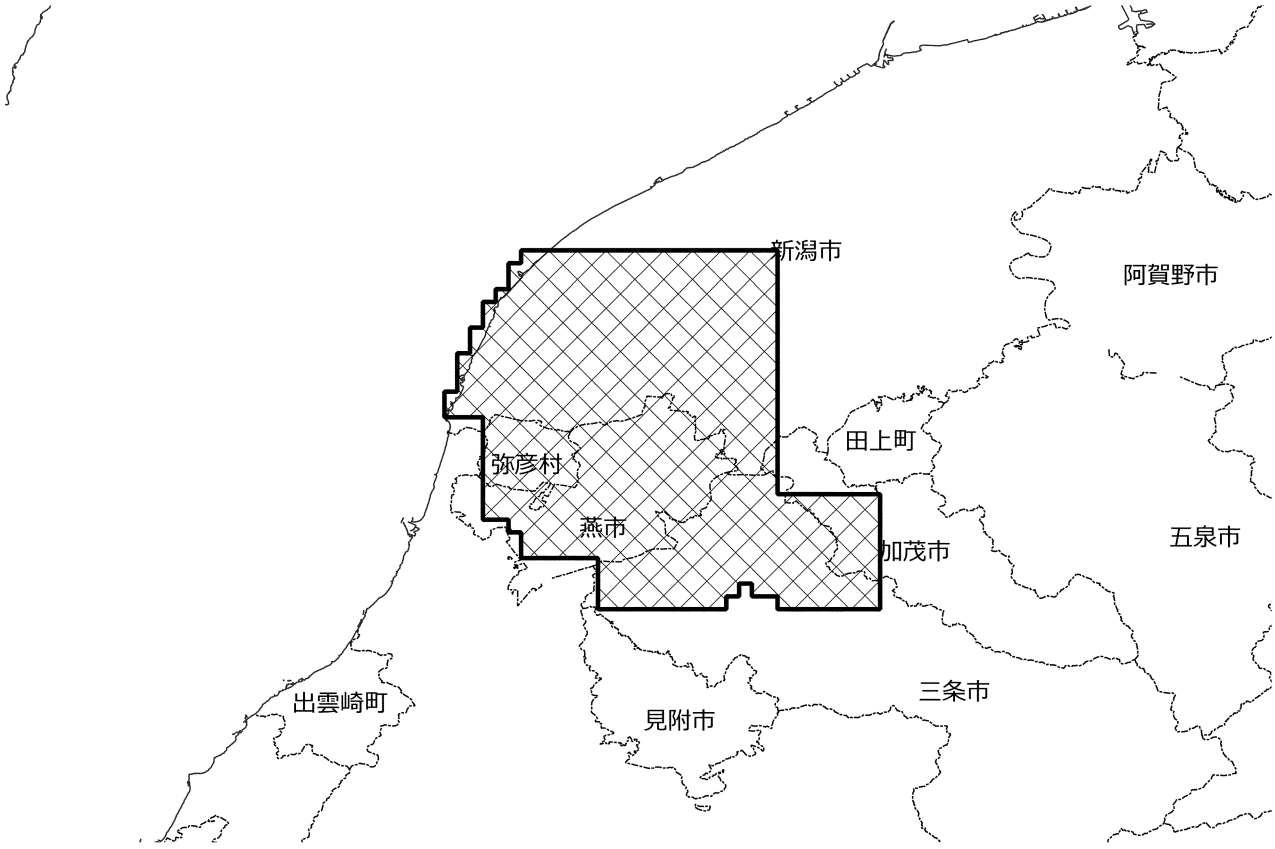
村上・胎内地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

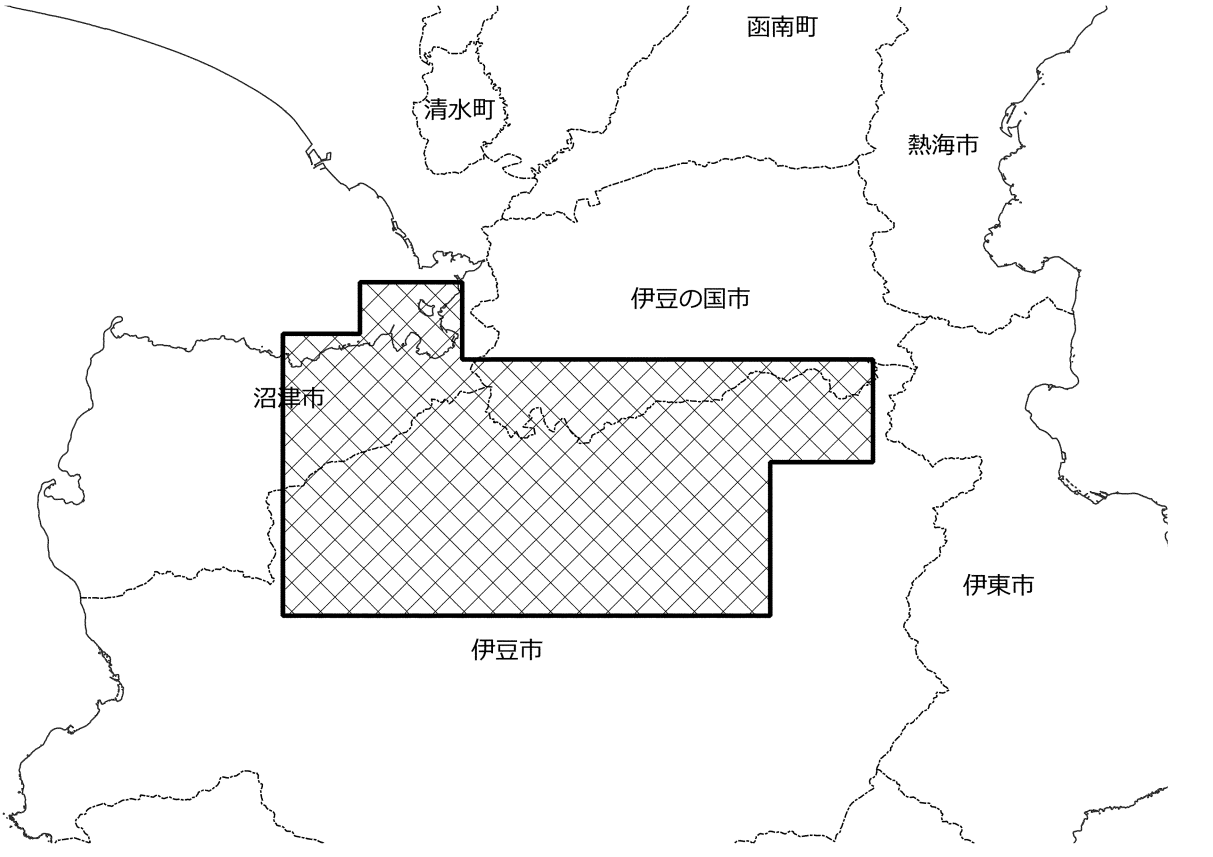
0　5　10　15　20 km

三条・燕・弥彦地区



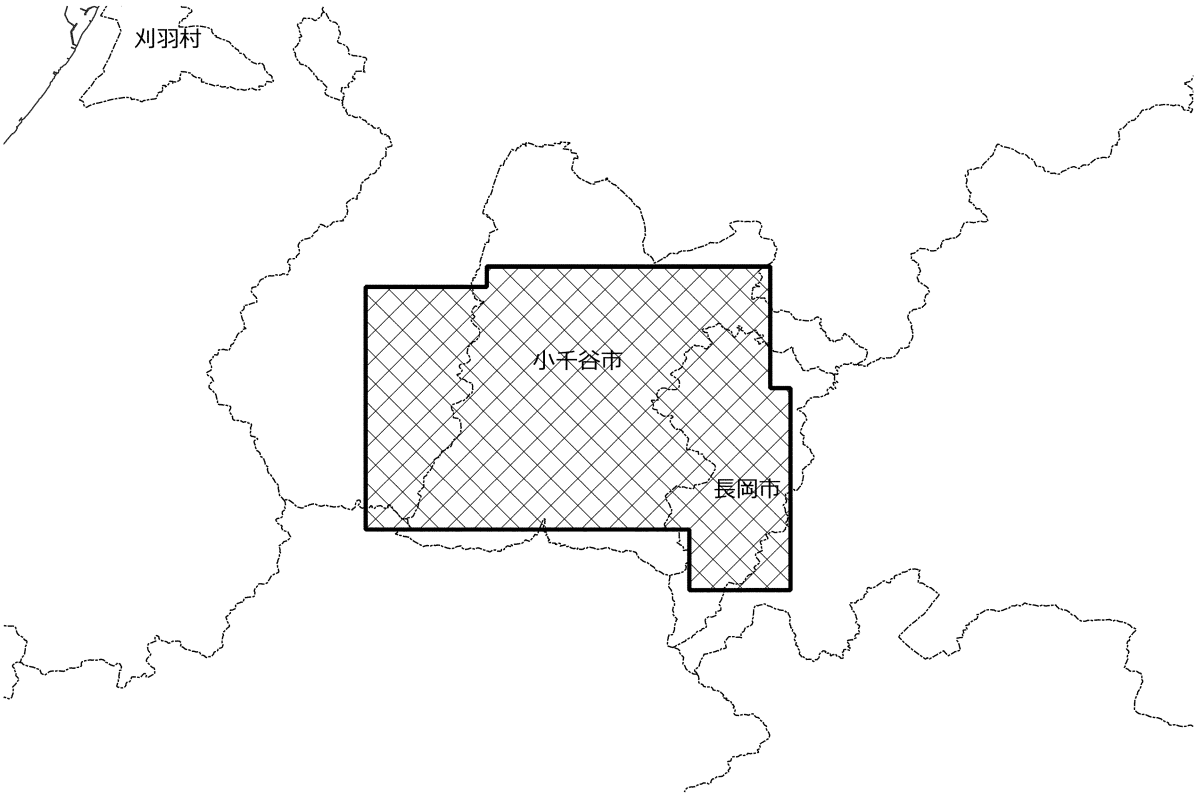
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

伊豆地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

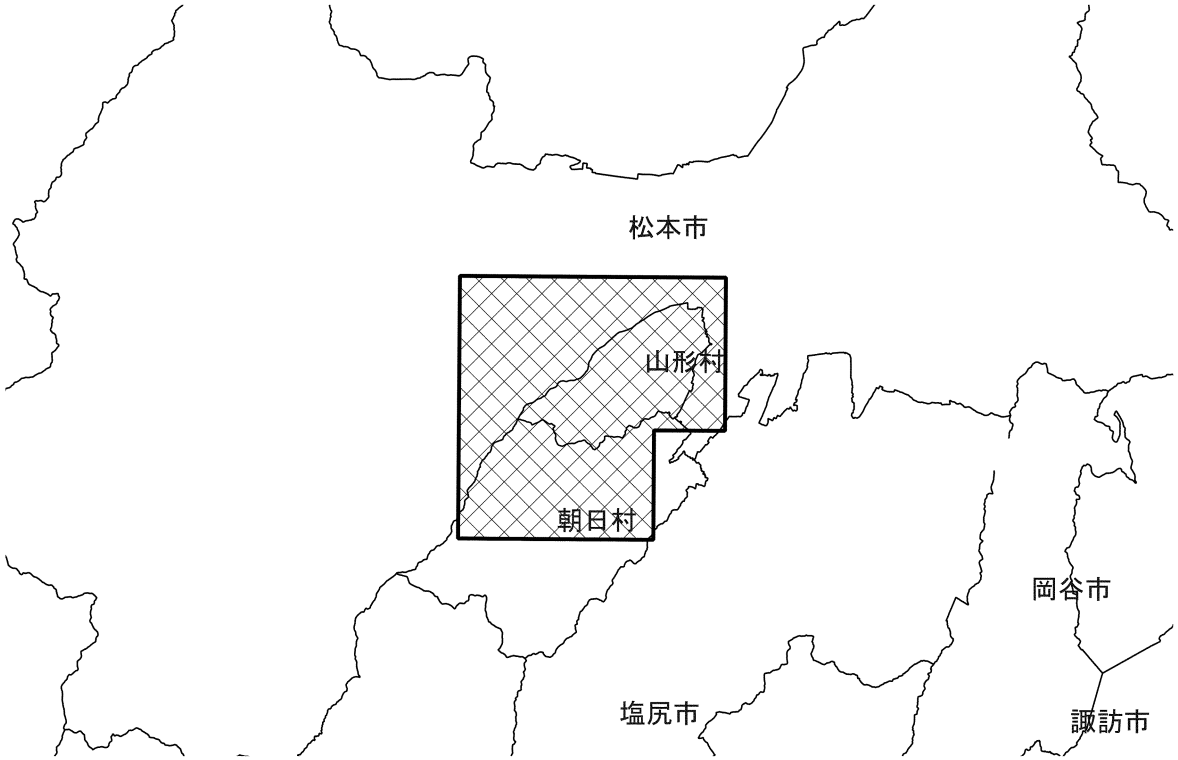
小千谷地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

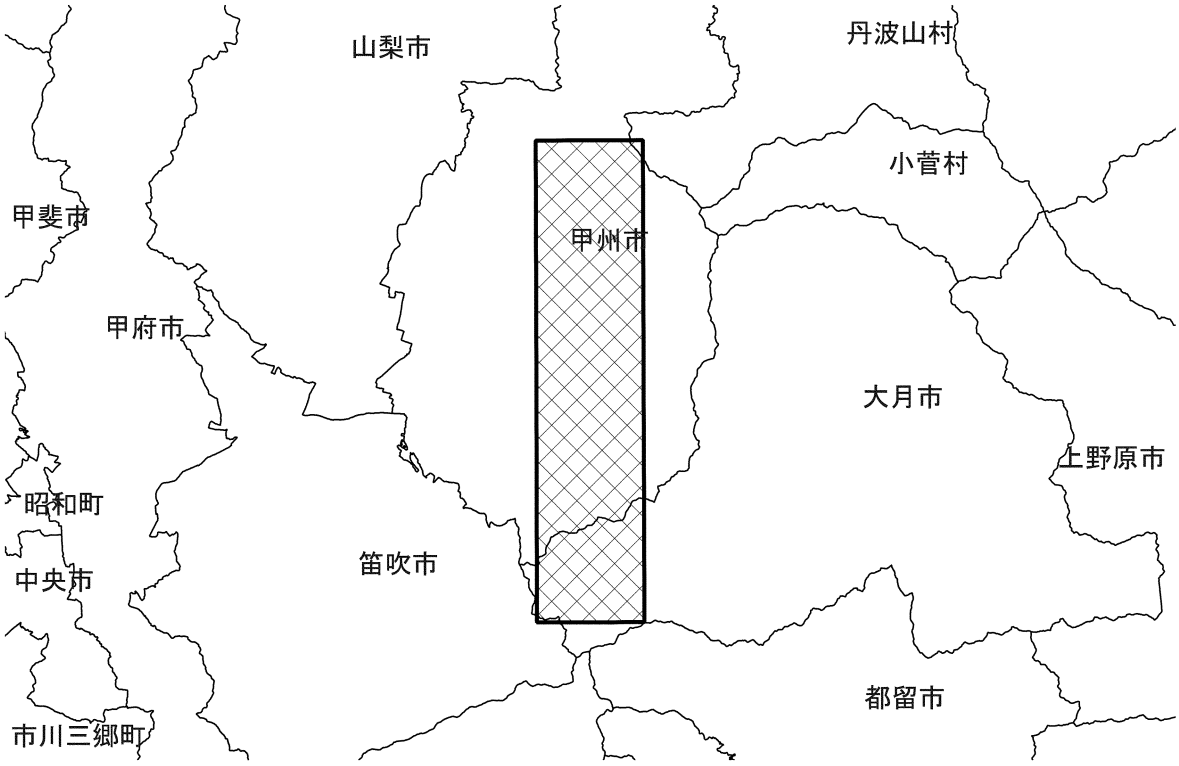
山形地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

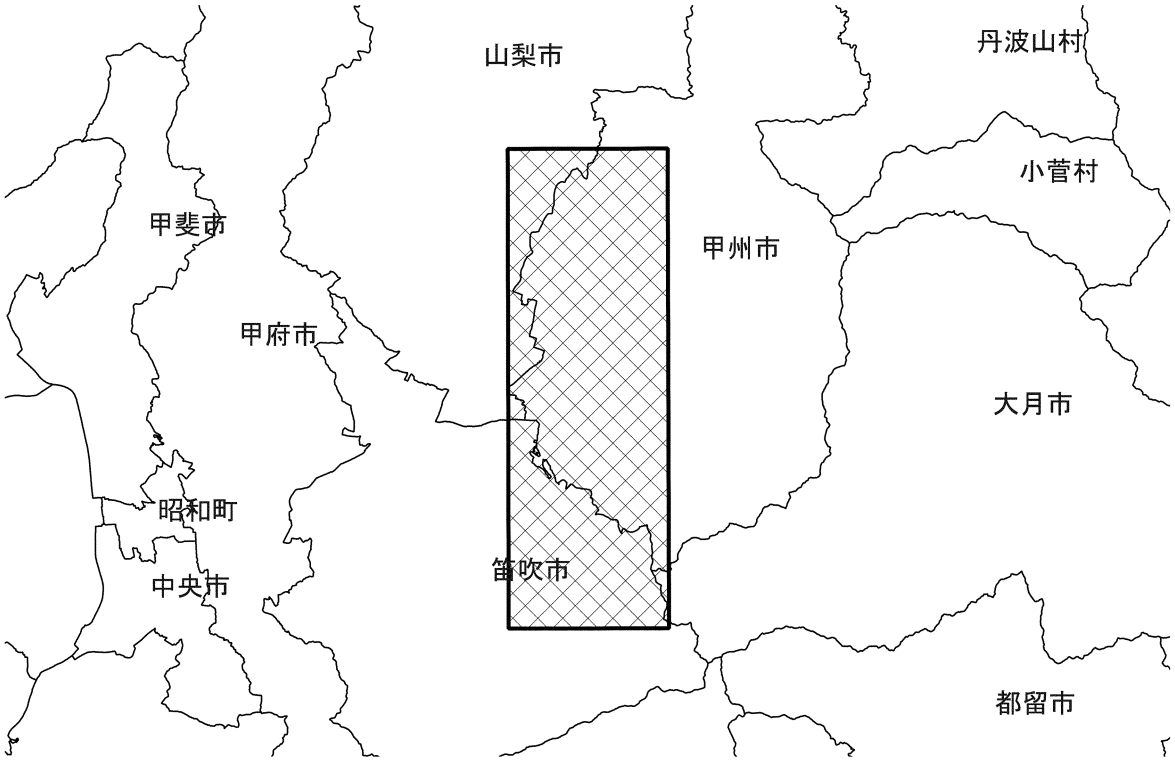
0　5　10 km

甲州東地区



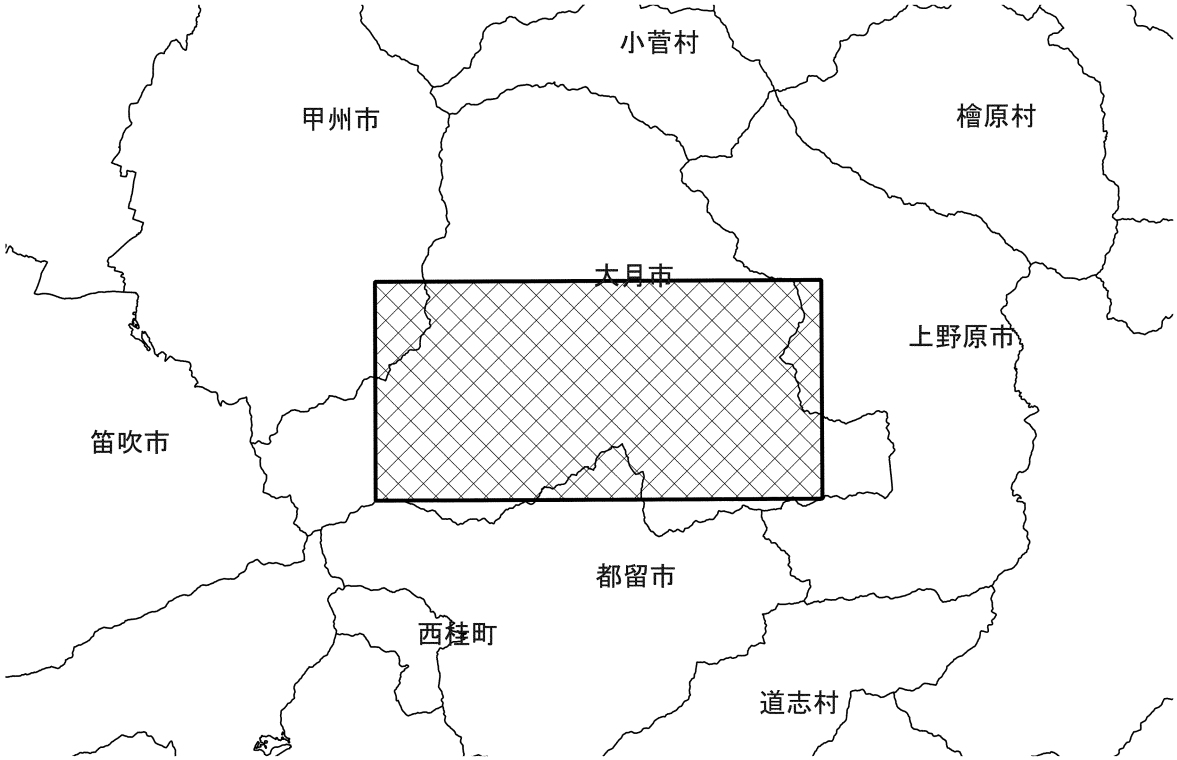
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

甲州西地区



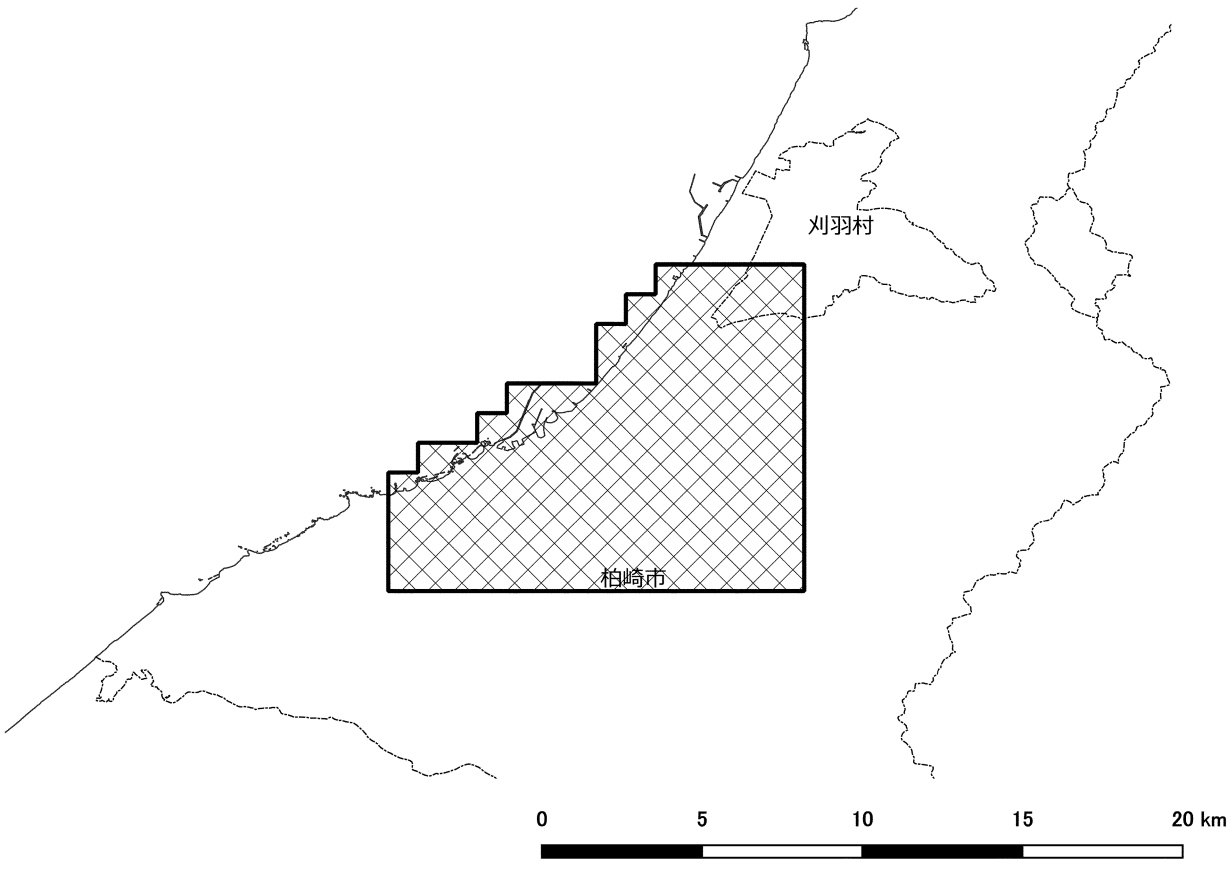
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

大月地区



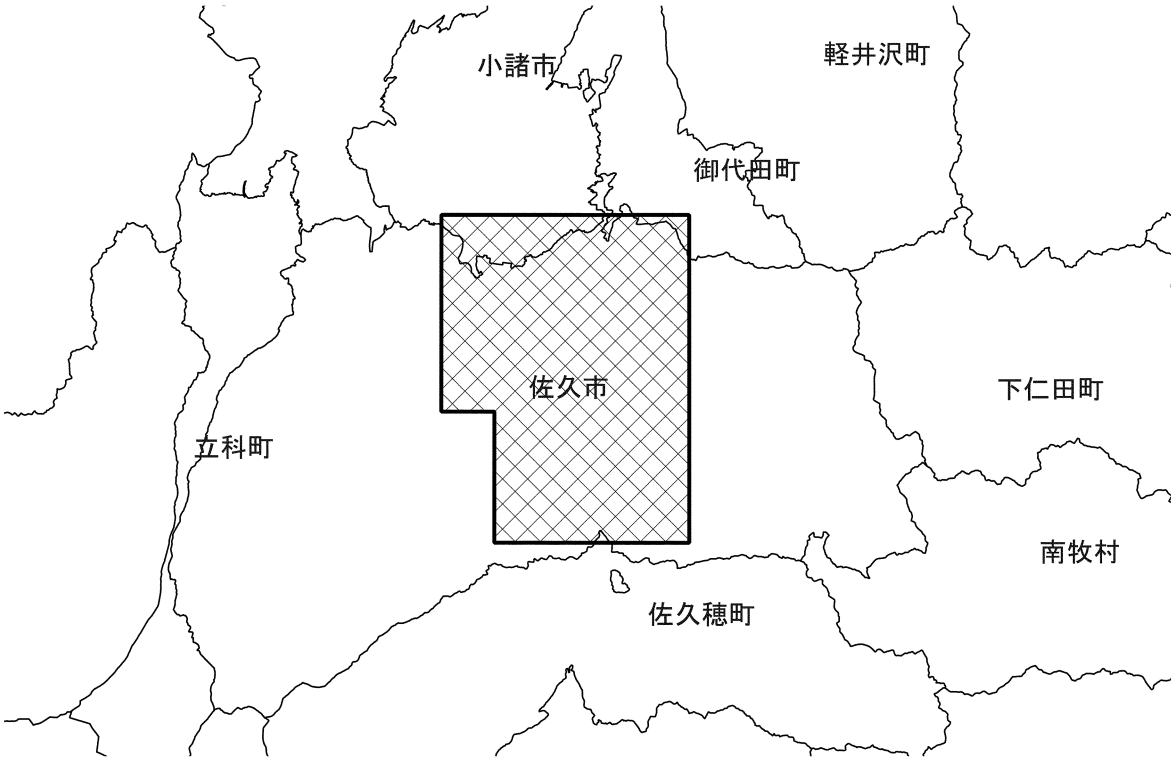
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

柏崎地区



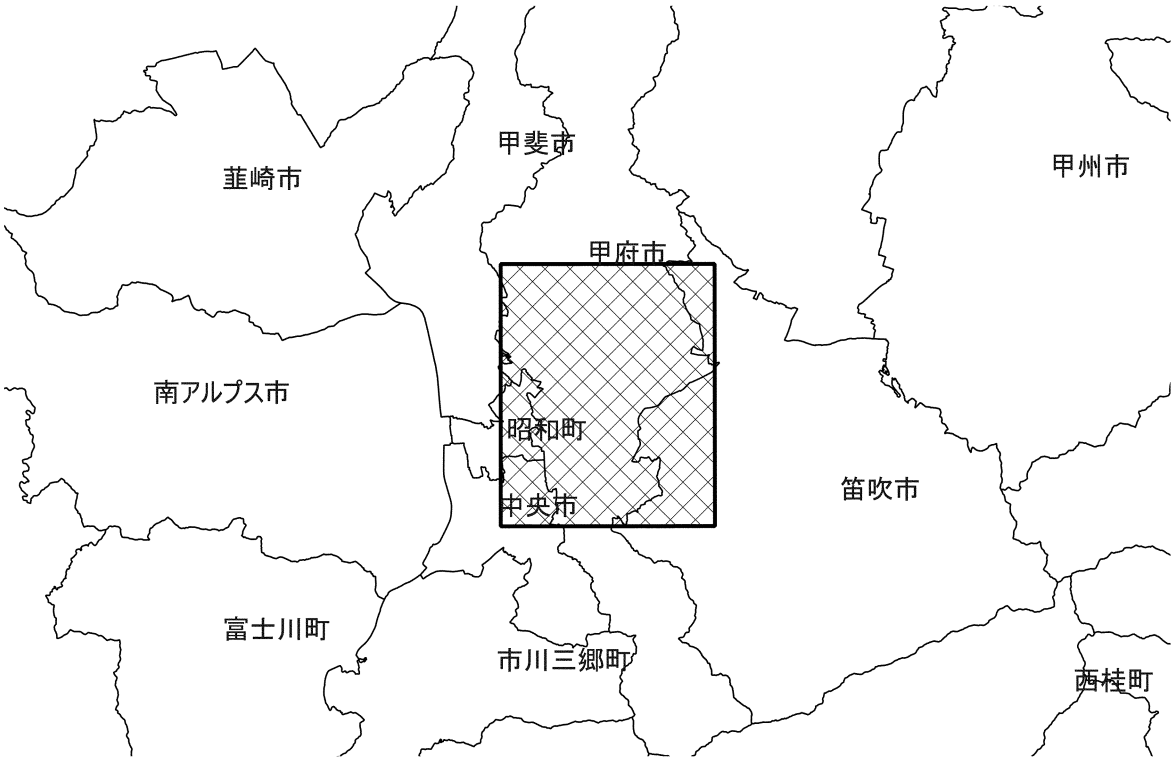
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

佐久地区



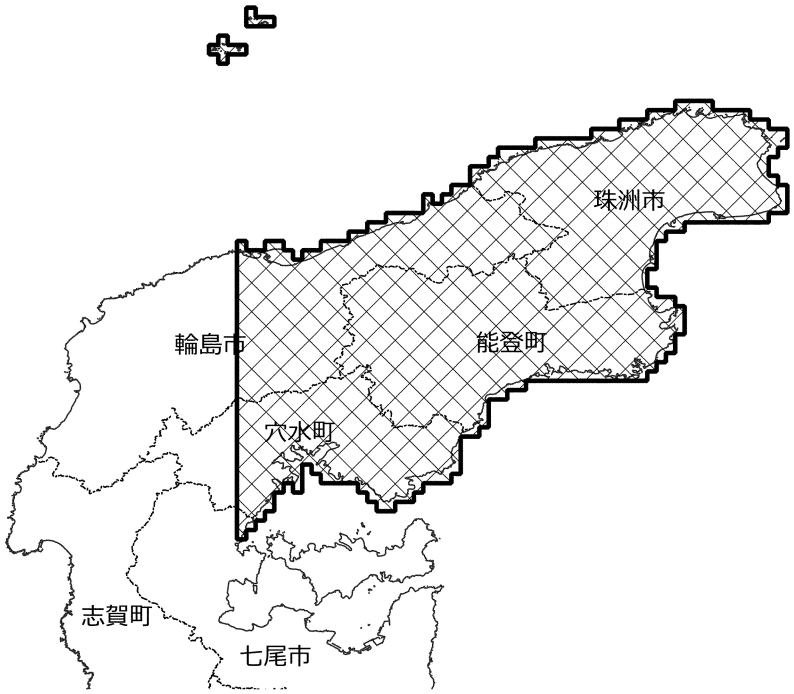
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

甲府地区



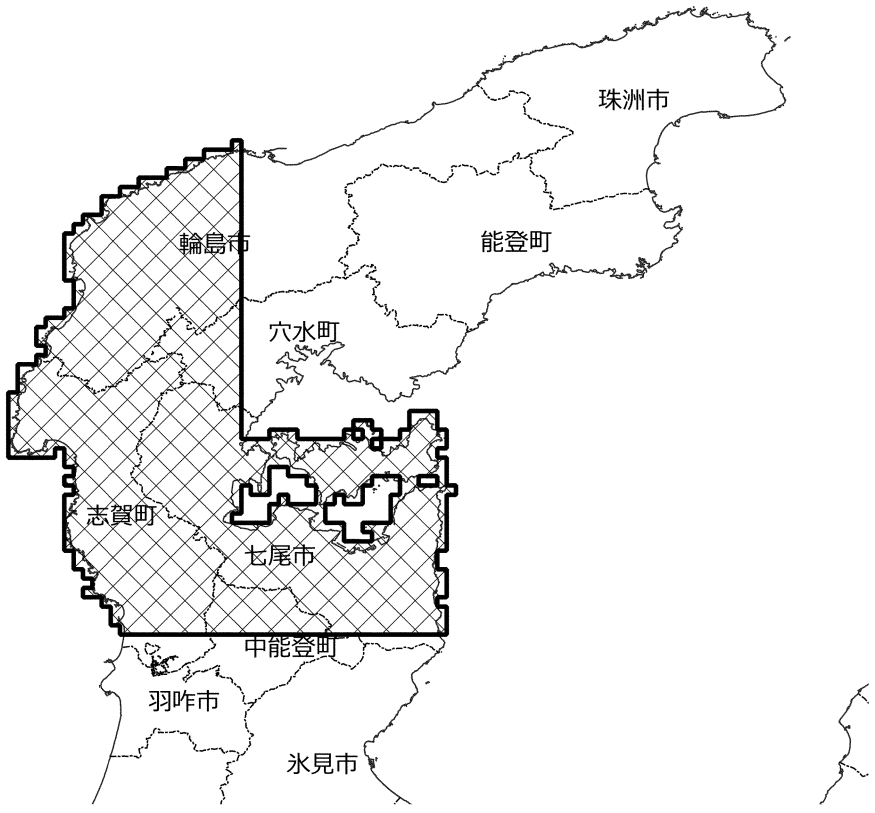
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

能登北部地区



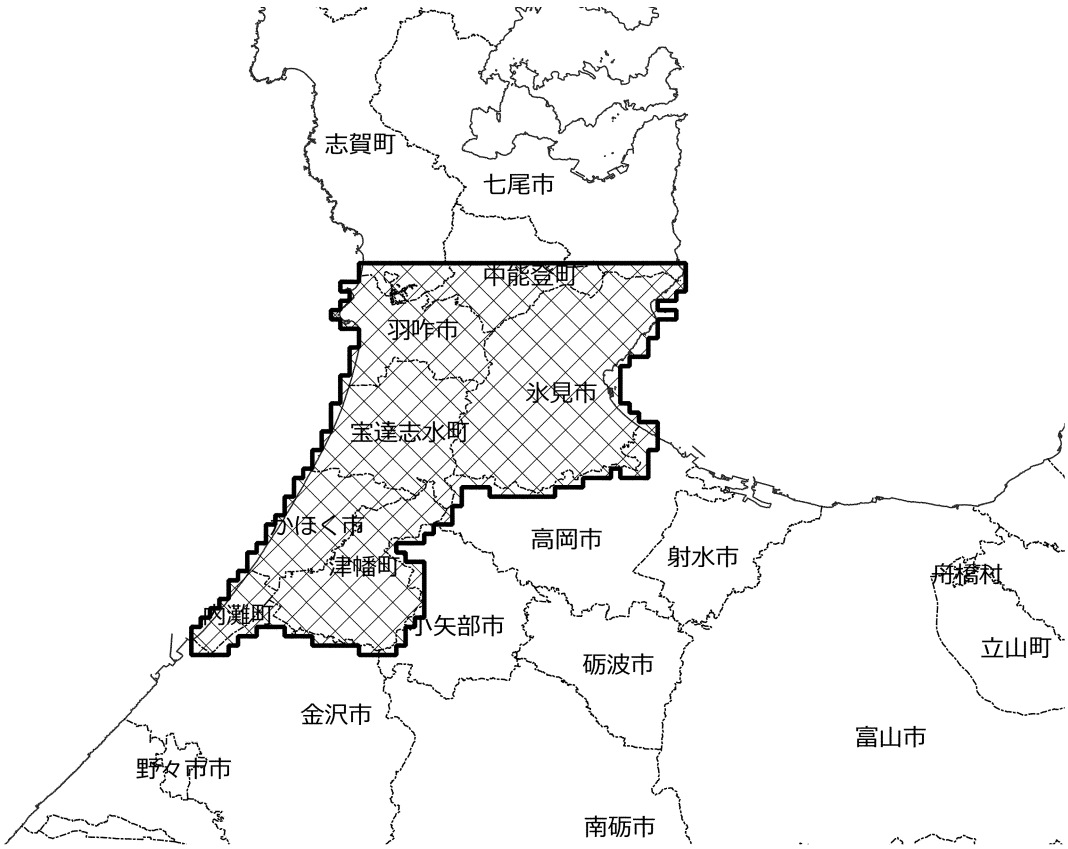
備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

能登中部地区



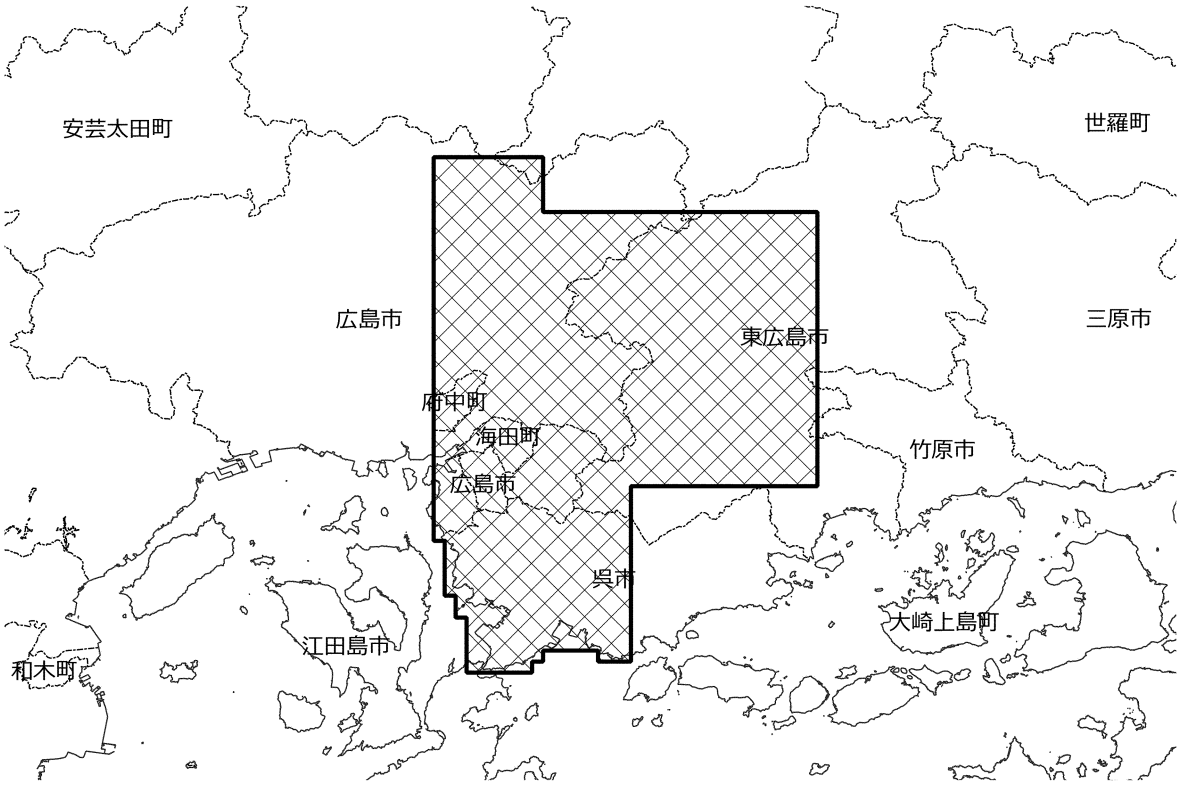
備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

能登南部地区



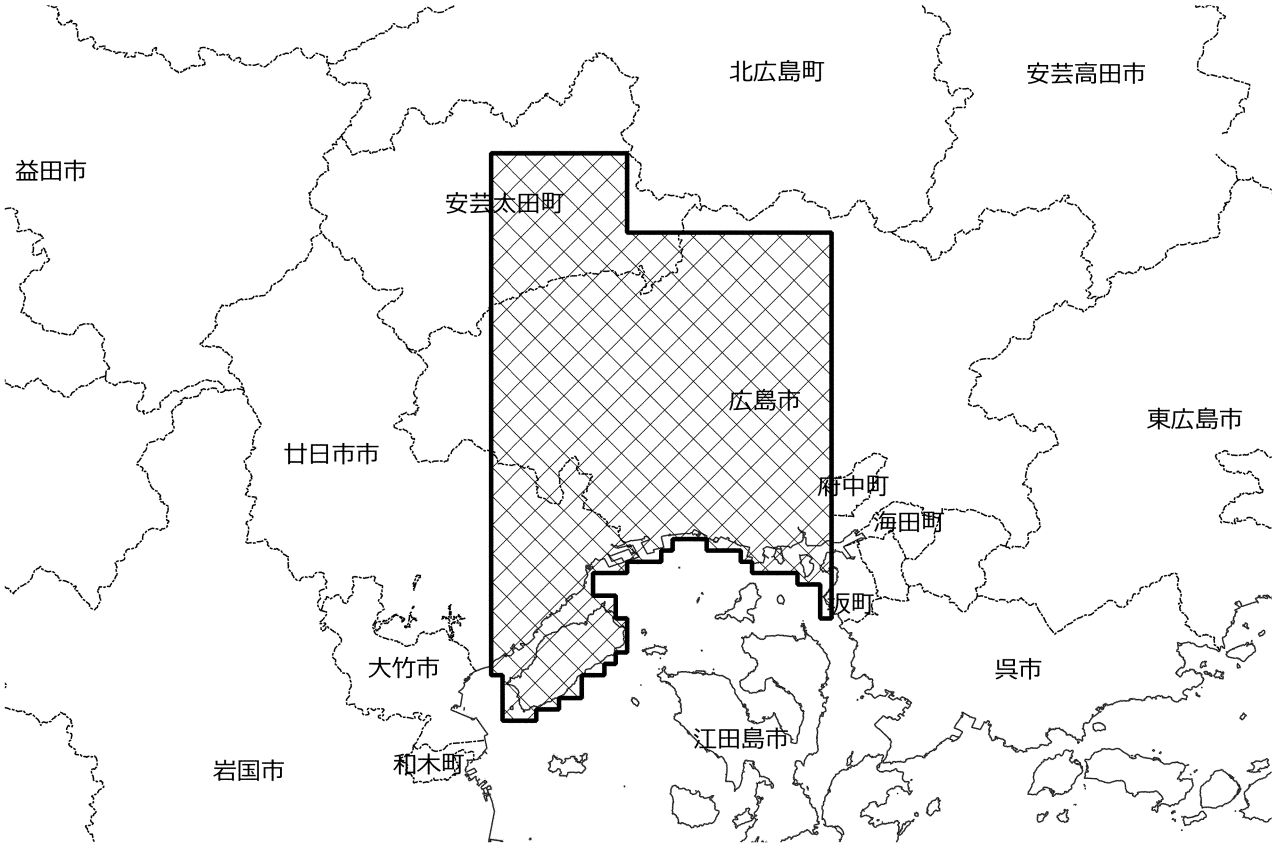
備考　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

東広島・呉地区



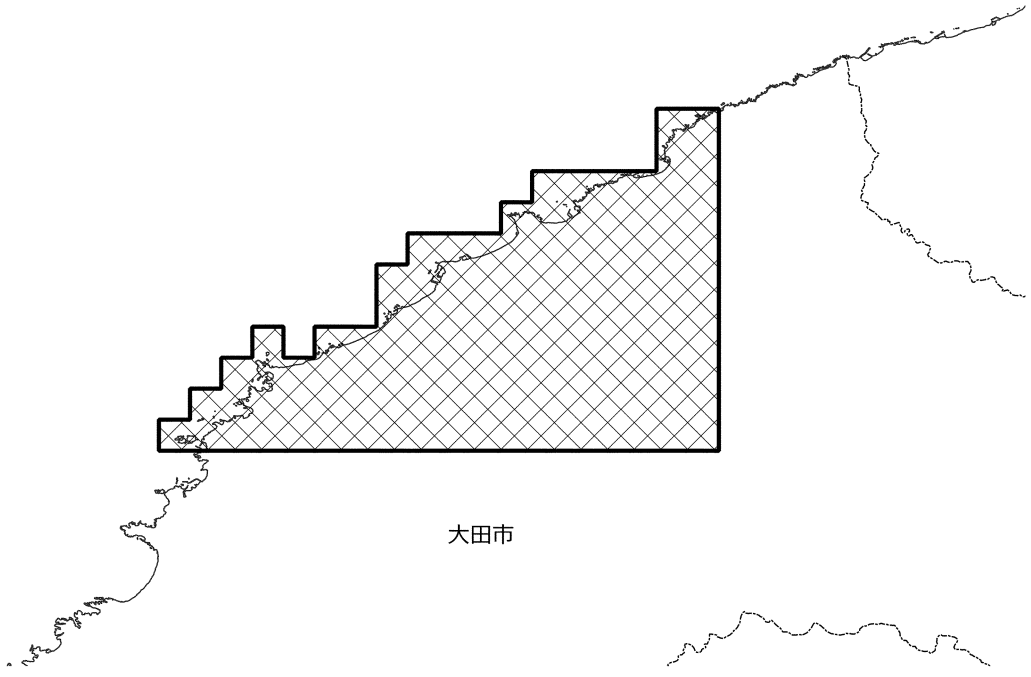
備考　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

広島地区



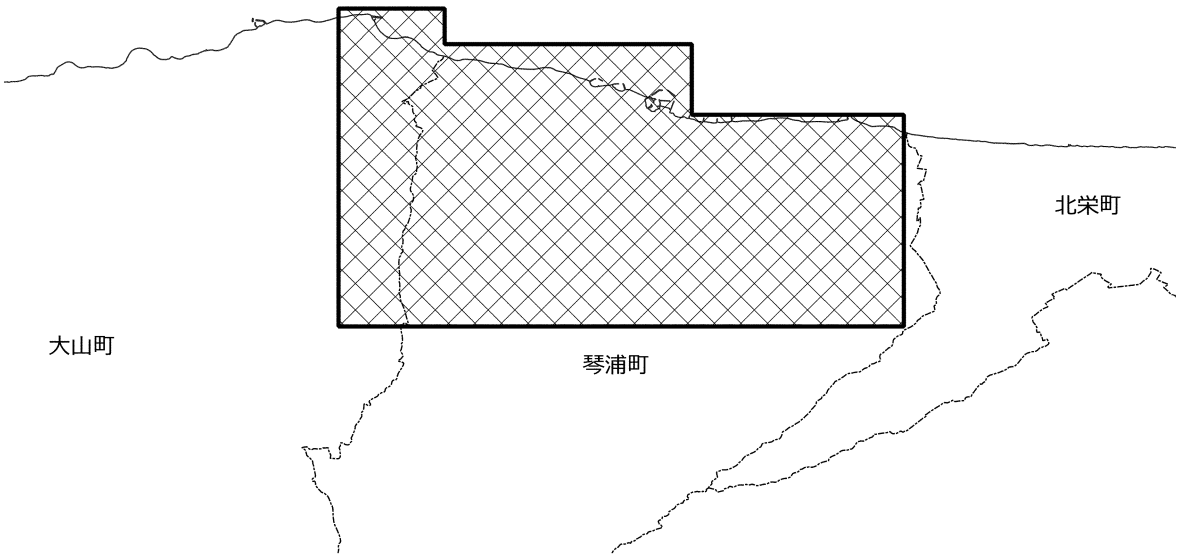
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

大田地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

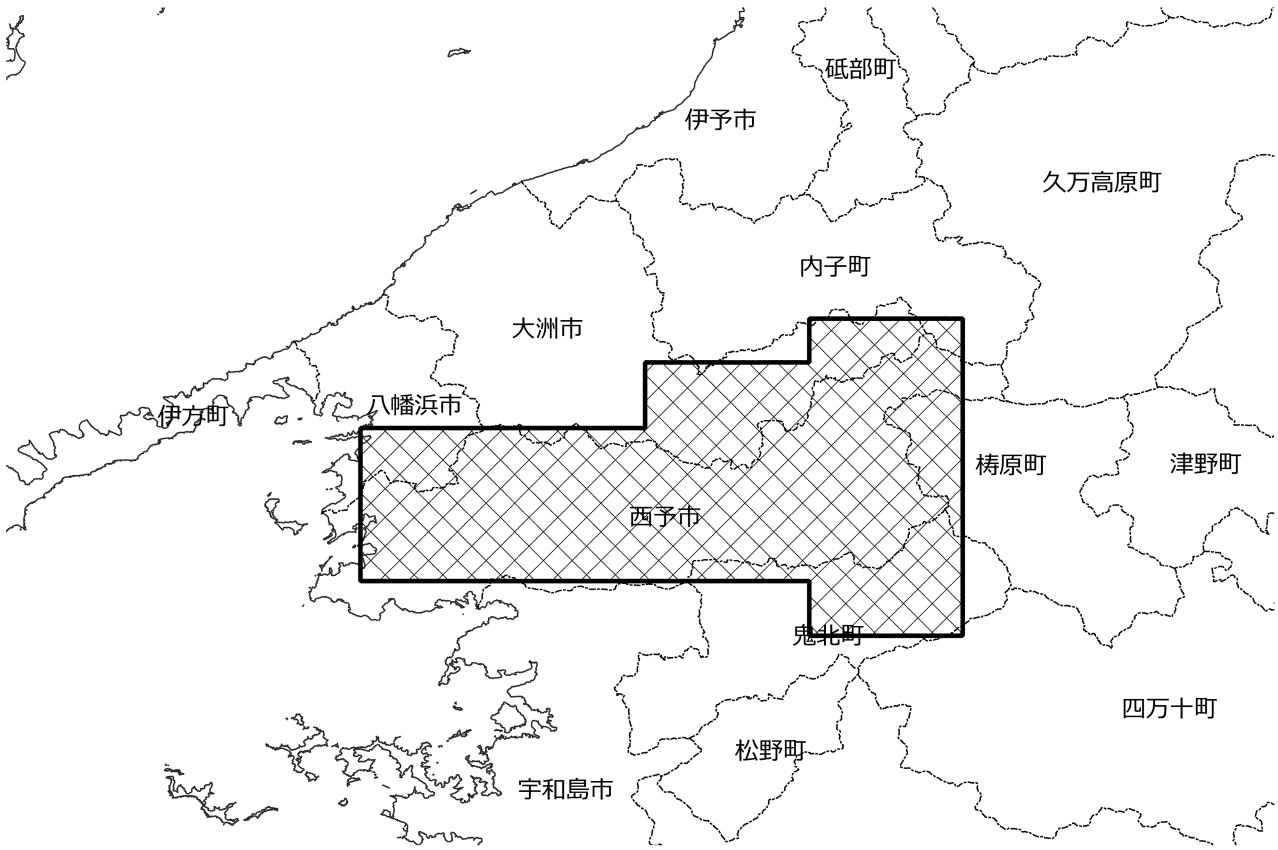
赤碕港地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

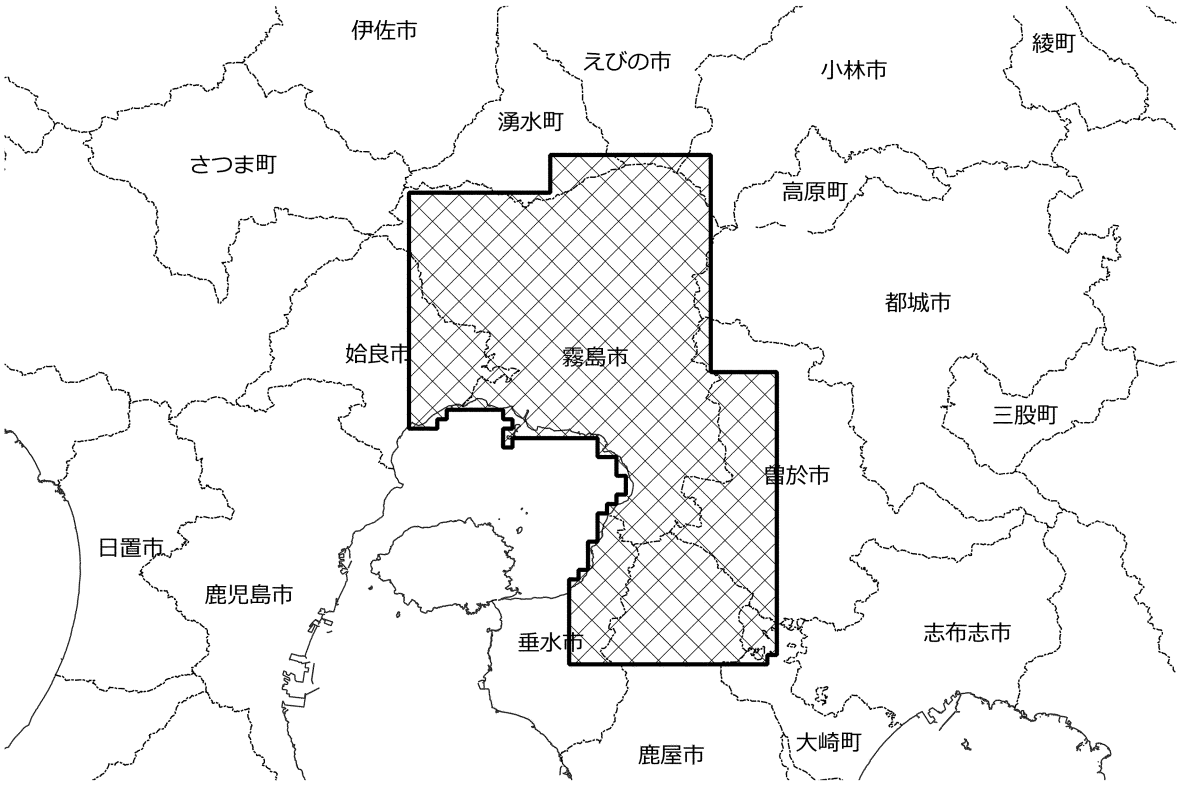
西予地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

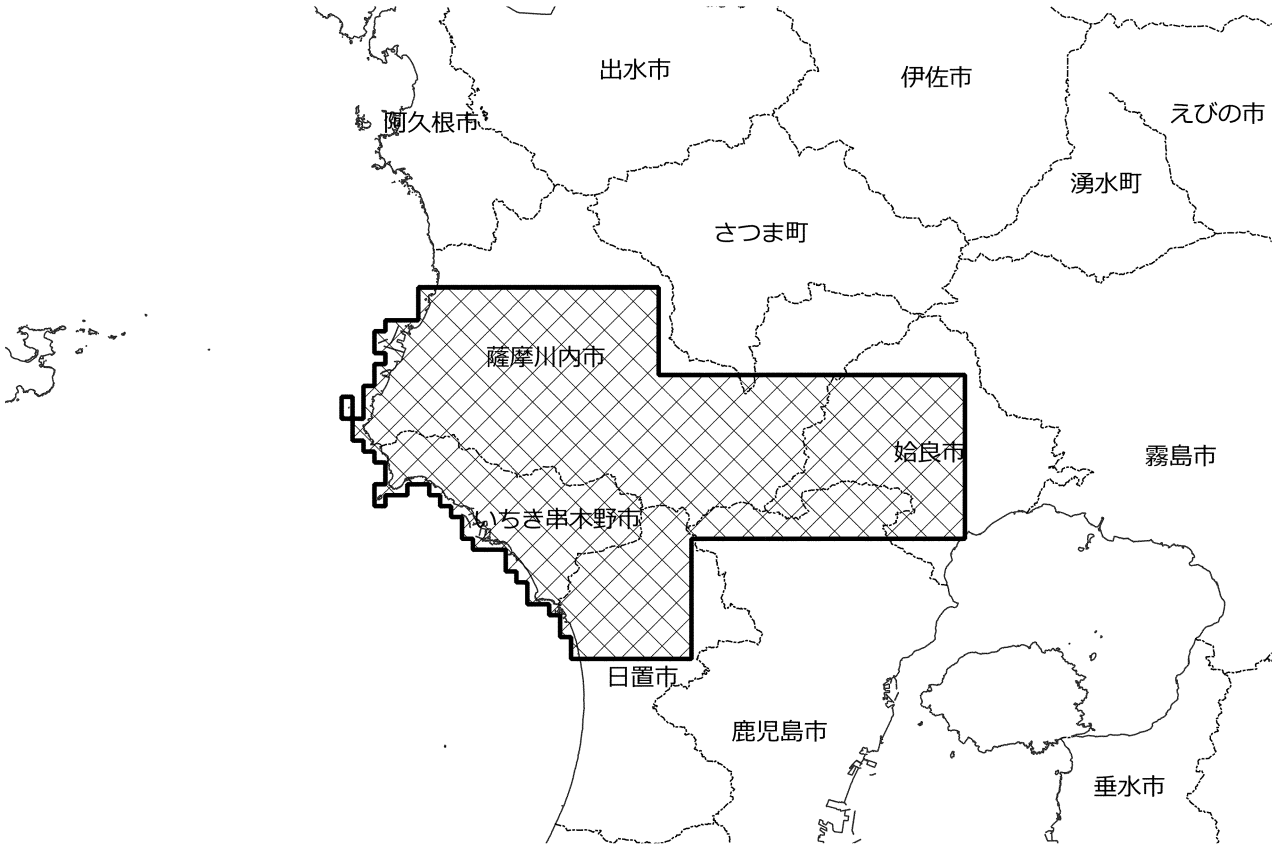
霧島地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

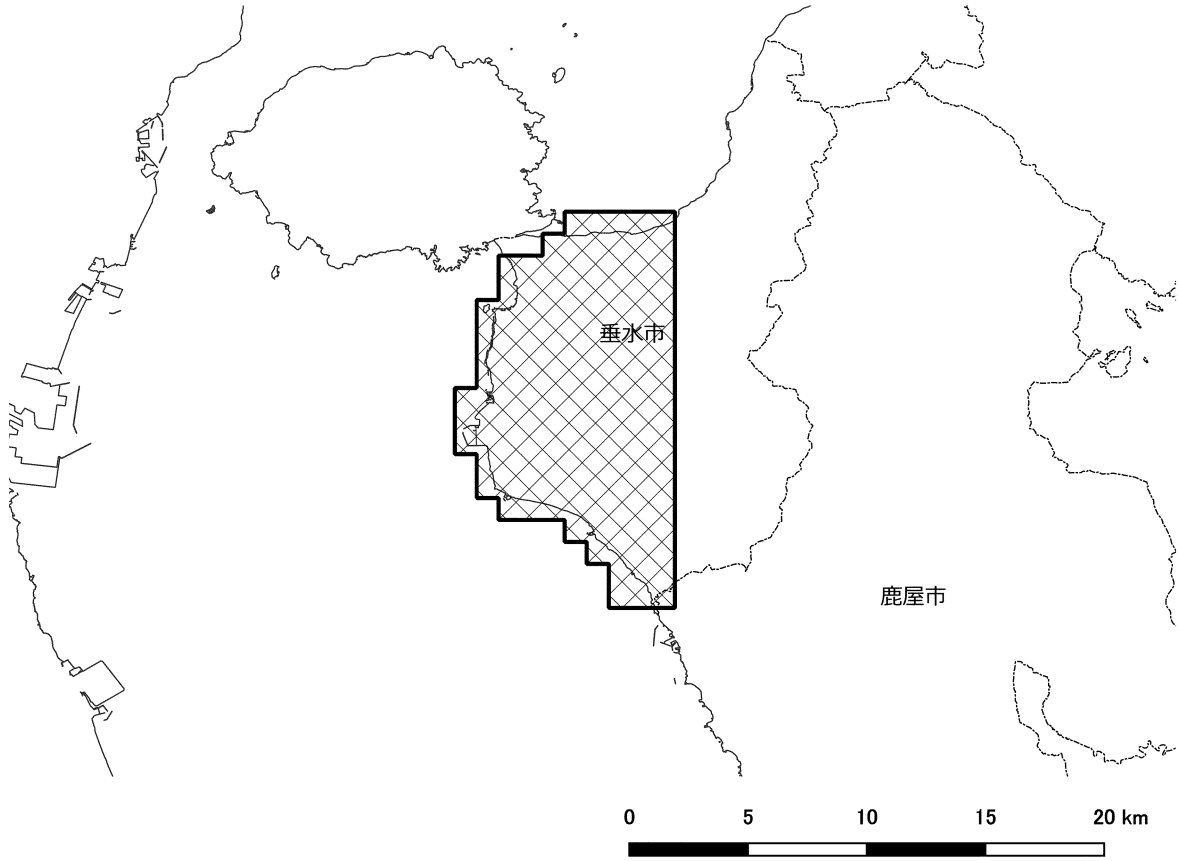
薩摩川内・いちき串木野地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

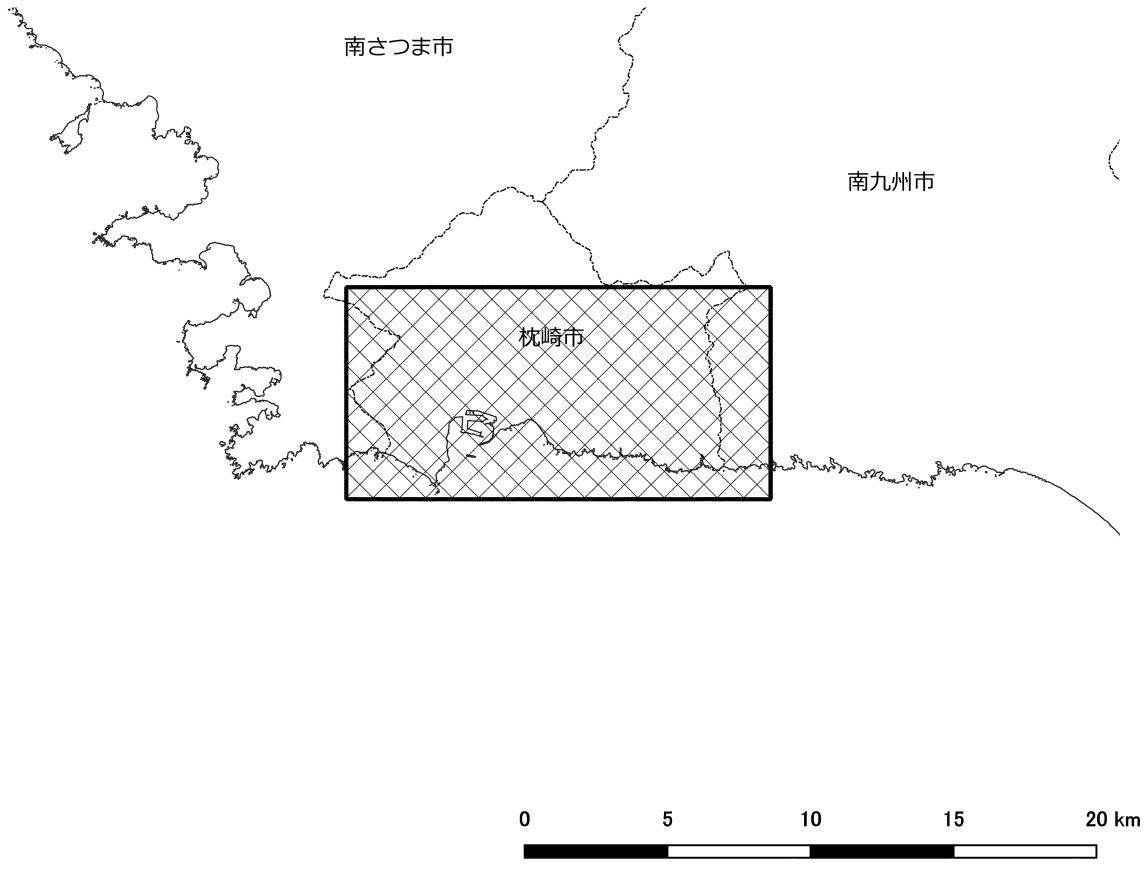
0　5　10　15　20 km

垂水地区



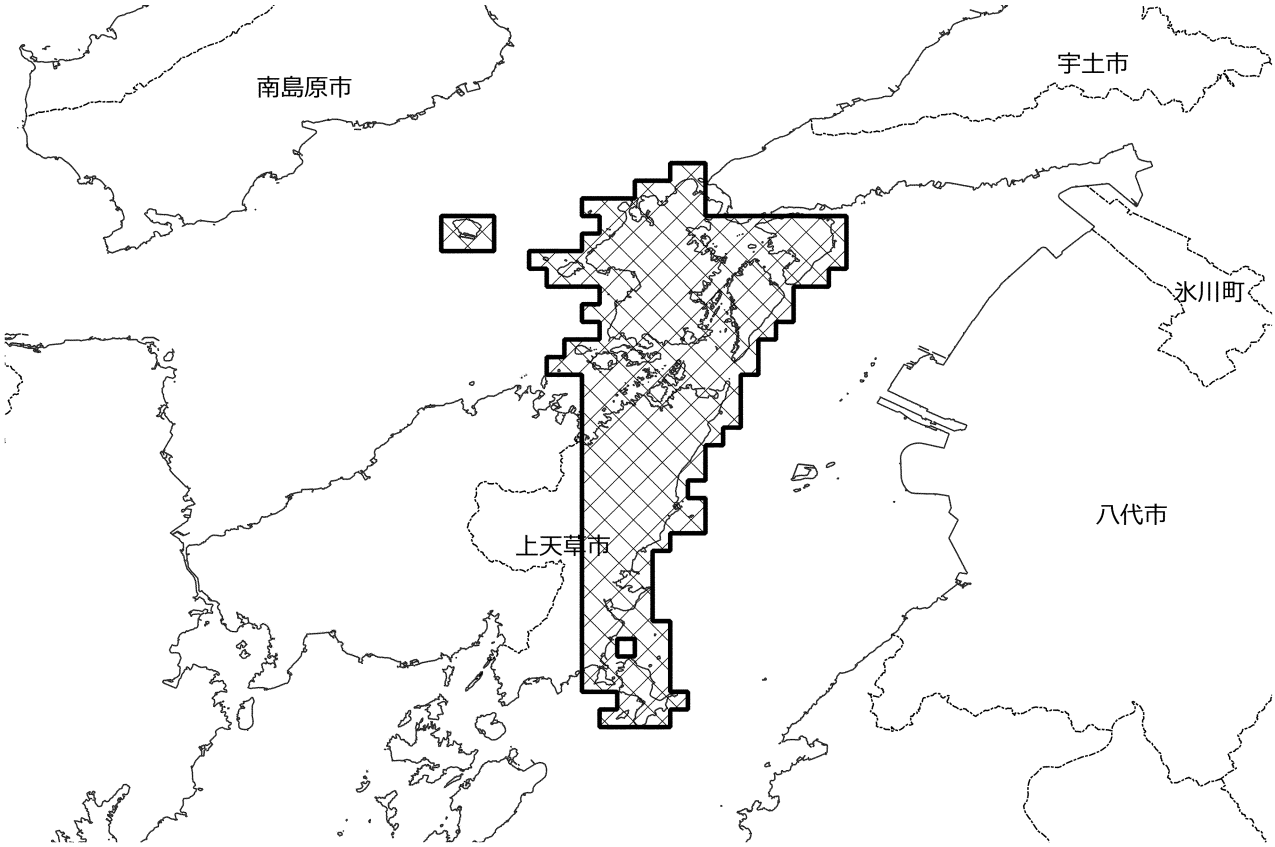
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

枕崎地区



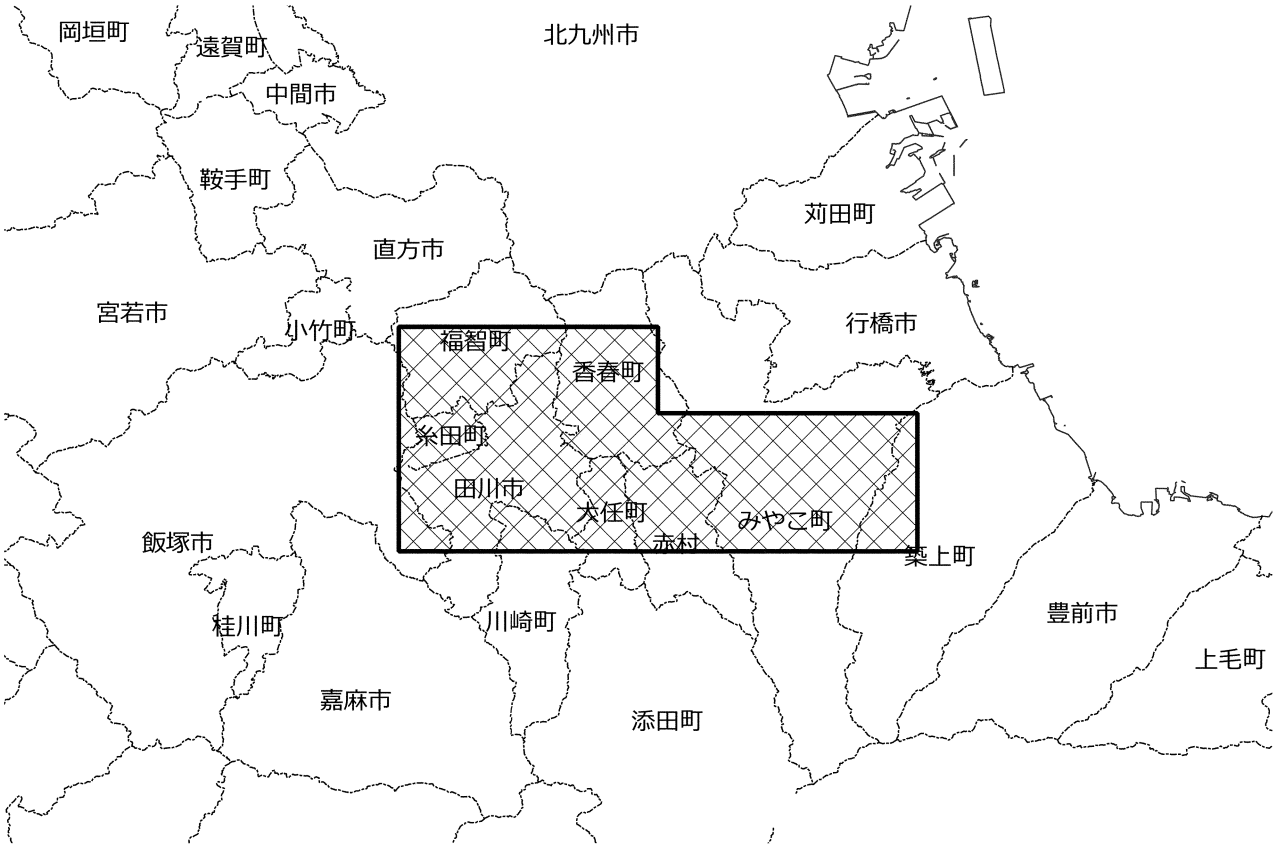
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

上天草地区



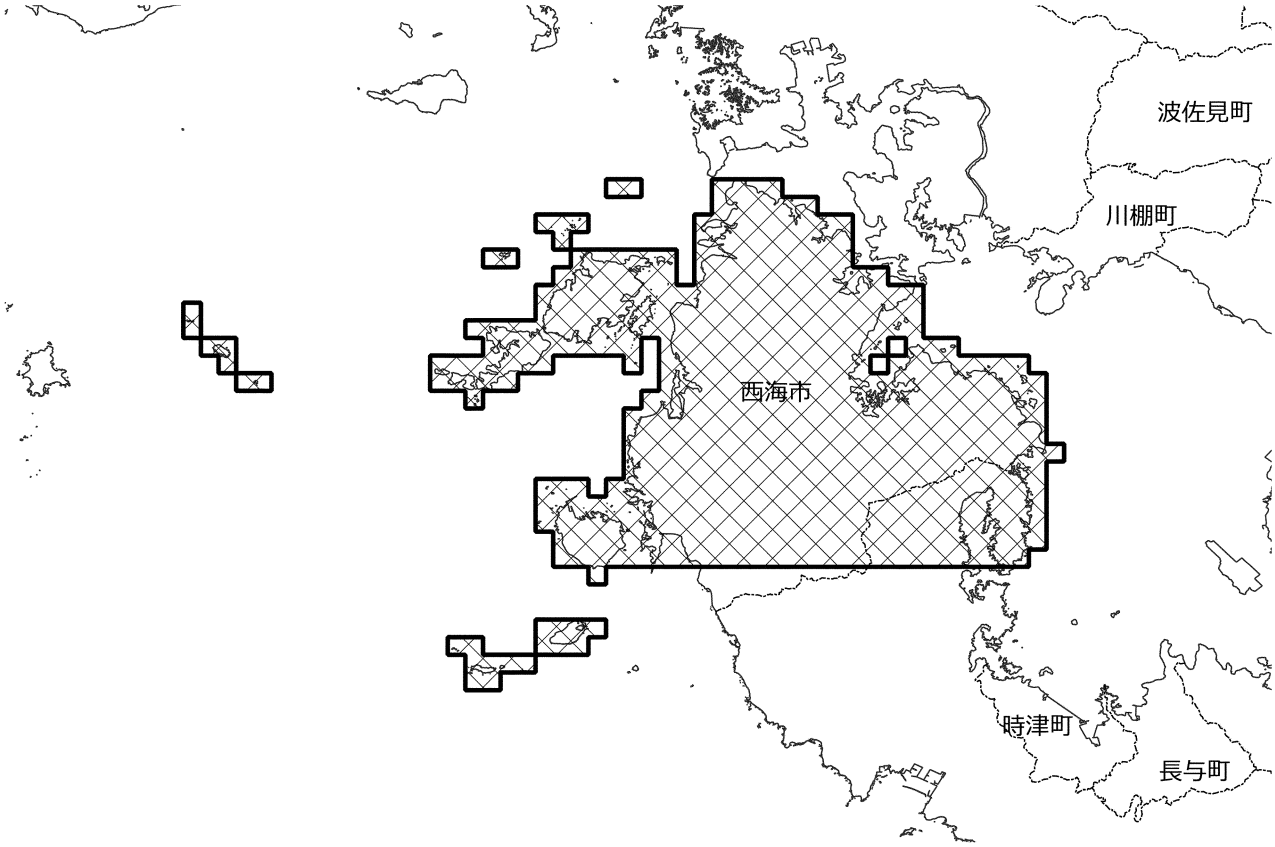
備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

田川地区



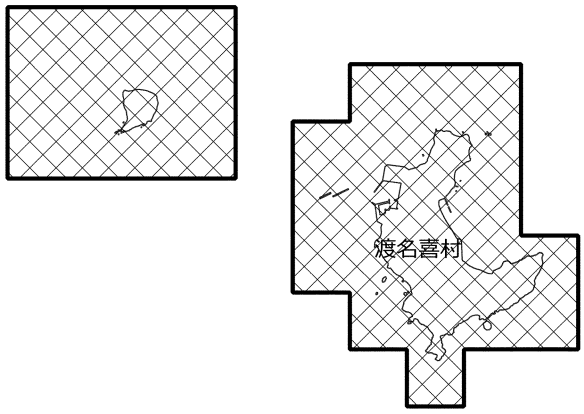
備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

西海地区

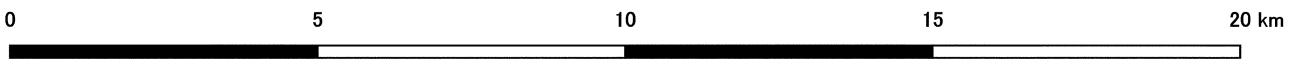


備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

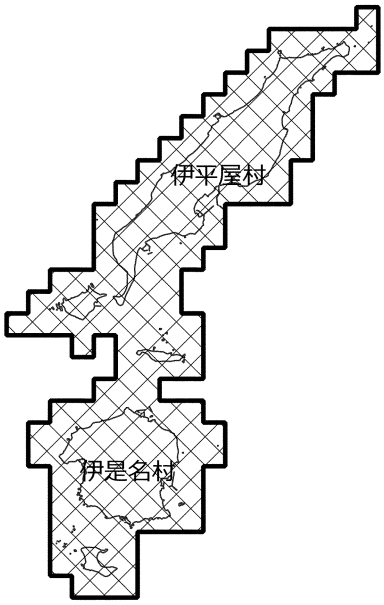
渡名喜島地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す



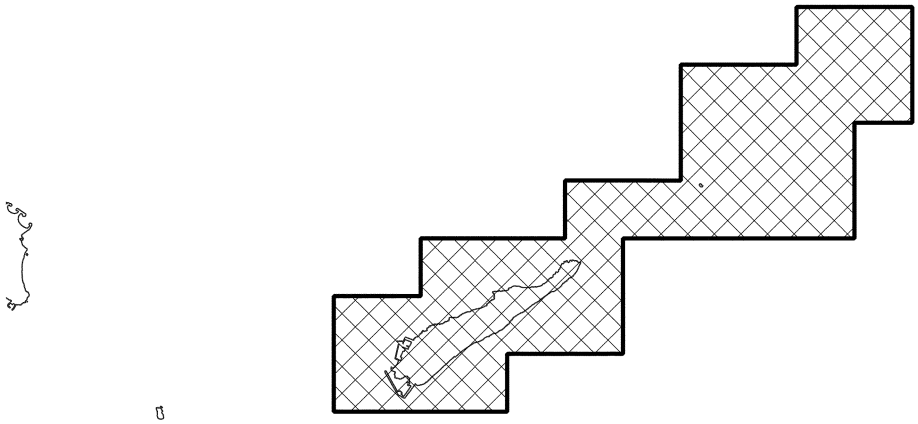
伊平屋島地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

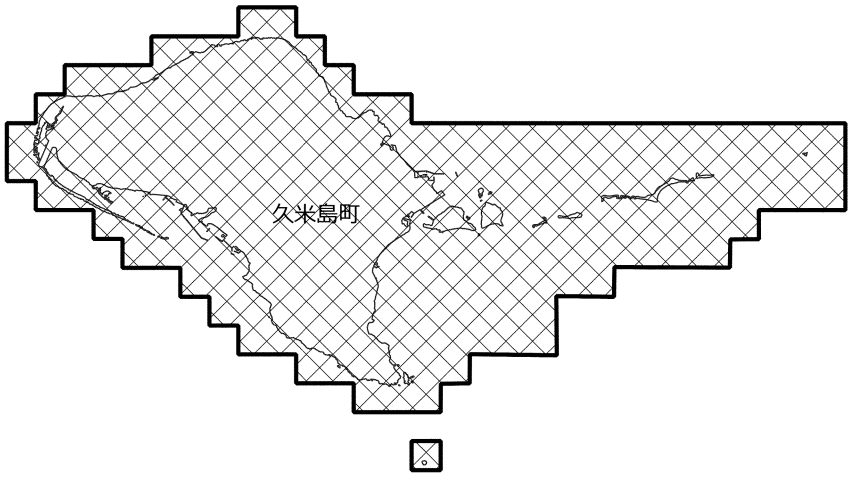
久高島地区



備考　　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

久米島地区



備考：☒は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

0　5　10　15　20 km

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年６月26日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　中谷　　元

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
別表（第３条関係） ［略］ 石垣支部　沖縄県石垣市　石垣駐屯地業務隊内 佐賀支部　佐賀県佐賀市　佐賀駐屯地業務隊内 大湊支部　青森県むつ市　大湊基地業務隊内 ［略］	別表（第３条関係） ［同左］ 石垣支部　沖縄県石垣市　石垣駐屯地業務隊内 大湊支部　青森県むつ市　大湊基地業務隊内 ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この変更は、令和７年７月９日から施行する。

令和６年度防衛省共済組合の決算に関する公告

令和７年７月28日

東京都新宿区市谷本村町５番１
防衛省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	46,330	流動負債	5,796
		固定負債	8,754
		剰余金	31,780
合計	46,330	合計	46,330

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	125,623	経常収益	122,315
特別損失	12	特別利益	54
当期利益金	1,700	当期損失金	4,966
合計	127,335	合計	127,335

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	411	流動負債	273
固定資産	146	剰余金	284
合計	557	合計	557

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	432	経常収益	413
		当期損失金	19
合計	432	合計	432

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	4,414	流動負債	417
固定資産	167	固定負債	371
		剰余金	3,793
合計	4,581	合計	4,581

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	3,003	経常収益	2,655
		特別利益	2
		当期損失金	346
合計	3,003	合計	3,003

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	308	流動負債	7
固定資産	1	固定負債	35
		剰余金	267
合計	309	合計	309

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	126	経常収益	142
当期利益金	16		
合計	142	合計	142

5　宿泊経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	905	流動負債	343
固定資産	3,411	固定負債	834
		剰余金	3,139
合計	4,316	合計	4,316

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	2,454	経常収益	2,554
特別損失	1		
当期利益金	99		
合計	2,554	合計	2,554

6　住宅経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	7,337	流動負債	19
固定資産	2,644	固定負債	87
		剰余金	9,875
合計	9,981	合計	9,981

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	336	経常収益	199
		特別利益	1
		当期損失金	136
合計	336	合計	336

7　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	54,523	流動負債	820,282
固定資産	906,937	固定負債	3,744
		剰余金	137,434
合計	961,460	合計	961,460

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	14,143	経常収益	14,928
当期利益金	800	特別利益	15
合計	14,943	合計	14,943

8　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	3,631	流動負債	35
固定資産	8,238	固定負債	2,792
		剰余金	9,042
合計	11,869	合計	11,869

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	534	経常収益	278
		当期損失金	256
合計	534	合計	534

9　物資経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	10,877	流動負債	1,401
固定資産	343	固定負債	7,333
		剰余金	2,486
合計	11,220	合計	11,220

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	1,050	経常収益	1,020
特別損失	1	特別利益	31
合計	1,051	合計	1,051

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

北海道函館市湯浜町七番二〇号

有限会社丸仁及能興産

清算人　及能　正泰

解散公告

当社は、令和七年六月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所一三八番地一四

有限会社平泉電力工業所

清算人　千葉　京子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

宮城県白石市字本町七番地

有限会社フェアリィテイルズ

清算人　髙橋　裕司

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目五―七朝日プラザ国分町七〇六　株式会社スイミー

代表清算人　栗原　史華

解散公告

当社は、令和七年七月十七日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

茨城県古河市久能一二一三番地一九

２ＣＯ株式会社

代表清算人　松本　信行

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

栃木県芳賀郡益子町大字塙一一六八番地

有限会社新雅

清算人　萩原　新也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

栃木県宇都宮市宝木町一丁目二八番地一一

下野印刷株式会社

代表清算人　金田　隆利

解散公告

当社は、令和七年七月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

さいたま市見沼区東大宮二丁目三一番地の一七　イケダサウンドラボズ有限会社

清算人　池田　利夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

千葉県市川市市川南四丁目七番一三号

有限会社はなぜん

清算人　福島　健一

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年七月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号アーバンネット大手町ビル

合同会社広島八丁堀インベスターズ

清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号アーバンネット大手町ビル

一般社団法人広島八丁堀ホールディングス

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年七月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　合同会社Ｙｓｏｎｓ

清算人　石川　昌徳

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都国分寺市本町三丁目八番一七号

有限会社スライム

清算人　設樂　通浩

解散公告

当社は、この度、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四階

ベイソーラープロジェクト合同会社

代表清算人　楊　建　良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

合同会社ＴＵ２８

清算人　林　秀次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

流山ロジスティクス合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都中野区上高田四丁目一番一号

有限会社アビエス

清算人　高川　格

解散公告

当社は、令和七年七月四日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都港区芝浦二丁目九番一―一二〇二

合同会社嘉華

清算人　劉　楊

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都国分寺市東元町二丁目九番四号―一六

桂建材株式会社

代表清算人　陳　云深

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都港区六本木六丁目一五番一号六本木ヒルズけやき坂テラス四階

１０１合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都港区六本木六丁目一五番一号六本木ヒルズけやき坂テラス四階

１０２一般社団法人

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都港区六本木六丁目一五番一号六本木ヒルズけやき坂テラス四階

１０３合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

榊特定目的会社

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都葛飾区柴又六丁目七番四号ＭＡＩＬ　Ｅ四〇一

株式会社ネイティブ

代表清算人　与那嶺　敦

解散公告

当社は、令和七年七月十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都江東区木場二丁目一八番一一号

ＪＦＲこどもみらい株式会社

代表清算人　松本　健太

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都千代田区神田平河町一番地第三東ビル五階

Ｍｅｒａｋ株式会社

代表清算人　ハーブ・ワン

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都新宿区新小川町九番一〇―一〇四号

Ｃｏｎｆｉｄｅｎｃｅ合同会社

清算人　髙橋　まみ

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都八王子市南大沢四丁目二番地四

株式会社ＲＩＳＴ

代表清算人　大門　律子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都世田谷区深沢八丁目一三番三三号

有限会社寅象商会

清算人　佐々木雅彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

エバーピュア・ジャパン株式会社

代表清算人　泉　稔二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

神奈川県横浜市旭区中白根二丁目九番二二号

合同会社アライエンド

清算人　新井　光子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

神奈川県横須賀市佐島の丘二丁目一三番一七号

株式会社Ｆｌａｔ　ｍａｋｅ

代表清算人　石田　晃啓

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

川崎市幸区小向西町四丁目八六番地五

報国紫峰株式会社

代表清算人　藤原　直樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

川崎市高津区上作延二丁目六番二三号ハイム二六八―一〇一

有限会社幸野建設

清算人　中村　明子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

神奈川県平塚市見附町四〇番一七号

有限会社保田商店

清算人　保田　繁夫

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁二一五一番地三

有限会社丸沢屋商店

清算人　瀧澤惠里子

解散公告

当法人は、令和七年六月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

石川県白山市別宮町ロ一七〇番地

特定非営利活動法人とりごえ

清算人　前川　一

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

石川県河北郡内灘町鶴ケ丘一丁目一三五番地

Ｙｅｌｌｏｗ　Ｈｏｕｓｅ森山妙芦

代表清算人　バウリング・ケリン・ラウル

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

福井県敦賀市三島町一丁目五番二八号

有限会社中日産業

清算人　宮嵜相一郎

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

名古屋市中区金山一丁目九番五号

フォンティーヌ金山七弐九　六Ｂ

株式会社フジオ

代表清算人　吉川　智也

解散公告

当法人は、令和七年六月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

三重県松阪市駅部田町一〇一番地

特定非営利活動法人日本情報出版協会

清算人　村田　吉優

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

三重県名張市つつじが丘南四番町二四番地

有限会社ディパーチャー

清算人　南　妙子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

大阪市福島区福島六丁目一三番七号

竹下産業株式会社

代表清算人　竹下　捷敏

解散公告

当社は解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

大阪府大阪市西区南堀江一丁目一八番二七―一一〇三号　株式会社オレンジルーム

代表清算人　南川千加世

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目三番二二―一一〇二号　株式会社ＫＳＩ

代表清算人　北川　気合

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

大阪市平野区平野宮町一丁目七番二―一五三号　株式会社水野タイヤ商会

代表清算人　水野　隆清

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

大阪府堺市中区大野芝町一三五番地の一〇　株式会社初芝鉄筋

代表清算人　香川　資周

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

大阪市阿倍野区昭和町五丁目一番三〇―二〇一号　株式会社ナーシングケアワーカーズ

代表清算人　畠里麻衣子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

和歌山県新宮市王子町一丁目一〇番八号　株式会社ドリームライフ

代表清算人　前川　陽輔

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

鳥取市賀露町西四丁目一八〇六　有限会社鳥取水共社

清算人　髙橋洋一郎

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

島根県出雲市稗原町三三二七番地　有限会社ユウアイ工芸

清算人　内田　充治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

岡山県総社市泉四番地の一七　有限会社佳秀

清算人　熊田　惠一

会社設立のお知らせ

令和七年六月十二日横浜地方法務局にて設立登記を完了しワシラヘルス株式会社がここに発足しましたので、お知らせします。

令和七年七月二十八日

神奈川県横浜市神奈川区沢渡二三番地　ワシラヘルス株式会社

代表取締役　柴田　敏之

解散公告

当社は、令和七年六月十四日開催の株主総会の決議により、令和七年六月二十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

山口県岩国市由宇町中央二丁目九番七号

有限会社ゆうこうはつ

清算人　森重　正憲

解散公告

当法人は、令和六年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

愛媛県西宇和郡伊方町三崎五七六

特定非営利活動法人さだみさき夢希会

清算人　伊井　爲男

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

福岡県久留米市六ツ門町四番地五

波ブランド株式会社

代表清算人　金子佳比人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日、株主総会決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

長崎県壱岐市勝本町勝本浦二〇三番地

有限会社福田呉服店

清算人　福田　人見

解散公告

当社は、令和七年六月二十六日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年六月二十六日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

熊本市中央区帯山二丁目一四番五五号ラフィーネ帯山四〇六号　株式会社スカイ

代表清算人　清田　沙織

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

鹿児島市田上五丁目二三番一号

株式会社マツシタデザイン

代表清算人　新納亜矢子

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

沖縄県国頭郡本部町山里七九一―五

株式会社Ｏｒｉｇｉｎｓ

代表清算人　浦嶋　仁美

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十二日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

神戸市垂水区塩屋町一丁目五番八号

第２シーサイドパレス塩屋管理組合法人

清算人　奥田　剛

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年六月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

広島県庄原市比和町三河内二七七〇番地の二

福田生産森林組合

清算人　岡田　安則

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月十九日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号

グランシャトー坂本二階　有明法律事務所

宗教法人石槌教香川教会

清算人　弁護士　安藤　修二

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

鹿児島県奄美市名瀬有屋町一五番地三

医療法人美仁会

清算人　風間　正美

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年七月四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

兵庫県姫路市林田町山田五六五番地

山下土地改良区

代表清算人　永谷　和弘

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月二十二日、高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

香川県観音寺市新田町一五〇七番地

（清算人住所香川県観音寺市坂本町五丁目一九番三号）

石鎚本教三豊教会

清算人　中野　智子

解散公告（第二回）

当法人は、福岡県知事認可により令和七年三月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出無きときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

福岡市西区今宿二丁目一二番一号

医療法人由布整形外科医院

清算人　由布　潤一

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年七月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

福岡県直方市大字下新入二二七八番地

宗教法人中山身語正宗下新入教会

清算人　神谷　千恵

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十八日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日

千葉県柏市南柏一丁目四番八号

高南ダイアパレス南柏管理組合法人

清算人　斉藤　孝

第６期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

ペイシャンスキャピタルグループ株式会社

代表取締役

ケン・チャン・チェン・ウェイ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	271
	固定資産	110
	資産合計	**381**
純資産の部及び負債の部	流動負債	198
	株主資本	182
	資本金	10
	利益剰余金	172
	その他利益剰余金	172
	（うち当期純利益）	(52)
	負債・純資産合計	**381**

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十七日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日
川崎市中原区下小田中一丁目二八番一七号
ハイツ草苑二階
医療法人社団高橋眼科医院
清算人　高橋　裕昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日
鳥取県西伯郡大山町安原一〇五七番地一
医療法人社団菅医院
清算人　菅　由子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月十二日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日
熊本県熊本市北区植木町大井二三番地
宗教法人眞宗寺
清算人　弁護士　原　彰宏
連絡先　熊本県熊本市中央区紺屋今町二番一号　Wビルディング紺屋今町二　五階

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十八日
鹿児島県姶良市西餅田五七八番地二
医療法人真誠会
清算人　大野　文夫

配当公告

富山県下新川郡入善町上野二六二八番地の三
破産者　株式会社藤塚モータース

右の者に対する富山地方裁判所魚津支部令和五年（フ）第一九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一九〇、五四三、一四二円

一、配当することのできる金額
金一五、一九二、〇二九円

令和七年七月二十八日
富山県富山市堀端町一番一二号富山中央法律事務所
破産管財人　青島　明生

第 22 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 27 日

栃木県日光市細尾町273番地
古河日光発電株式会社
代表取締役社長　佐鳥　達夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	423,536	流動負債	206,274
固定資産	7,373,011	固定負債	3,028,110
有形固定資産	7,245,123	**負債合計**	**3,234,384**
無形固定資産	21,866	株主資本	4,592,286
投資その他の資産	106,022	資本金	300,000
繰延資産	30,123	資本剰余金	2,789,129
		資本準備金	2,789,129
		利益剰余金	1,503,157
		その他利益剰余金	1,503,157
		（うち当期純利益）	(327,147)
		純資産合計	**4,592,286**
資産合計	**7,826,670**	**負債・純資産合計**	**7,826,670**

第 34 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　　群馬県伊勢崎市田中町1059番地５

株式会社ウイング

代表取締役　原田　英明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	677,368	流動負債	1,721,968
固定資産	175,070	（うち賞与引当金）	(16,007)
有形固定資産	162,089	固定負債	242,570
無形固定資産	7,681	（うち退職給付引当金）	(9,778)
投資その他の資産	5,298		
繰延資産	0	株主資本	△1,113,007
		資本金	100,000
		利益剰余金	△1,213,007
		その他利益剰余金	△1,213,007
		（うち当期純損失）	(11,277)
		評価・換算差額等	908
		その他有価証券評価差額金	908
資産合計	**852,438**	**負債・純資産合計**	**852,438**

第 39 期決算公告　令和７年６月27日
栃木県日光市足尾町中才10番１号
足尾製錬株式会社
代表取締役　柏原　弘行
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	318,162
	固定資産	120,887
	合計	439,049
負債及び純資産の部	流動負債	28,790
	固定負債	74,639
	退職給付引当金	74,468
	株主資本	335,620
	資本金	100,000
	利益剰余金	235,620
	利益準備金	12,910
	その他利益剰余金	222,710
	（うち当期純利益）	(6,811)
	合計	439,049

第 32 期決算公告　令和７年６月25日
宮城県加美郡色麻町四竈字大原283番地の２
ＪＡ全農ラドファ株式会社
代表取締役社長　風祭　英二
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	799,911
	固定資産	2,179,405
	合計	2,979,316
負債及び純資産の部	流動負債	757,909
	固定負債	2,095,533
	株主資本	125,874
	資本金	30,000
	利益剰余金	95,874
	利益準備金	5,030
	その他利益剰余金	90,844
	（うち当期純損失）	(96,213)
	合計	2,979,316

第 59 期決算公告　令和７年７月28日
札幌市手稲区手稲金山124番地
手稲工産株式会社
代表取締役　川上　明光
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,831
	固定資産	70,772
	資産合計	119,603
負債及び純資産の部	流動負債	88,743
	固定負債	12,336
	株主資本	18,524
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,524
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,024
	（うち当期純損失）	(2,889)
	負債・純資産合計	119,603

第11期決算公告

令和７年７月28日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
ガラナアーバンモビリティ株式会社
代表取締役　家田雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	935,372
	固定資産	485,317
	資産合計	1,420,690
負純資債及産のび部	流動負債	3,050,725
	固定負債	5,188,811
	株主資本	△6,818,846
	資本金	100,000
	資本剰余金	44,574,285
	資本準備金	44,574,285
	利益剰余金	△51,493,132
	その他利益剰余金	△51,493,132
	（うち当期純損失）	(4,901,056)
	負債・純資産合計	1,420,690

第60期決算公告

令和７年６月30日
東京都江東区東陽６丁目３番２号
和光食糧株式会社
代表取締役　石川　斉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,218
	固定資産	120
	合計	1,338
負純資債及産のび部	流動負債	791
	固定負債	0
	株主資本	517
	資本金	100
	資本剰余金	101
	資本準備金	101
	利益剰余金	316
	利益準備金	50
	（うち当期純損失）	(25)
	評価・換算差額等	29
	合計	1,338

第24期決算公告

令和７年６月27日
群馬県高崎市倉賀野町3250番12
群馬環境リサイクルセンター株式会社
代表取締役　山崎　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,864,473
	固定資産	3,042,341
	合計	4,906,814
負純資債及産のび部	流動負債	335,208
	固定負債	2,168,280
	退職給付引当金	8,098
	株主資本	2,403,326
	資本金	400,000
	利益剰余金	2,003,326
	利益準備金	37,600
	その他利益剰余金	1,965,726
	（うち当期純利益）	(56,005)
	合計	4,906,814

第４期決算公告

令和７年６月26日
東京都渋谷区南平台町５番６号
東急ラヴィエール株式会社
代表取締役　土屋　克磨

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	226,707
	固定資産	2,964
	資産合計	229,671
負純資債及産のび部	流動負債	32,604
	株主資本	197,067
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	7,067
	その他利益剰余金	7,067
	（うち当期純利益）	(337)
	負債・純資産合計	229,671

第９期決算公告

令和７年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
丸の内インフラストラクチャー株式会社
代表取締役　田中　庸介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	630
	固定資産	190
	合計	820
負純資債及産のび部	流動負債	373
	賞与引当金	61
	その他	312
	株主資本	447
	資本金	245
	資本剰余金	245
	資本準備金	245
	利益剰余金	△43
	その他利益剰余金	△43
	（うち当期純利益）	(139)
	合計	820

第11期決算公告

2025年６月27日
東京都台東区東上野２丁目10番１号
ＪＰ東京特選会株式会社
代表取締役社長　片岡　聡

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	128,683
	固定資産	14,379
	合計	143,062
負純資債及産のび部	流動負債	55,990
	固定負債	2,405
	株主資本	84,667
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,331
	資本準備金	1,331
	利益剰余金	53,336
	その他利益剰余金	53,336
	（うち当期純利益）	(2,420)
	合計	143,062

第37期決算公告

令和７年６月30日
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号
ナイスプレカット株式会社
代表取締役　平林　拓朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	367,562
	固定資産	203,485
	合計	571,048
負純資債及産のび部	流動負債	1,402,616
	賞与引当金	11,798
	固定負債	67,420
	退職給付引当金	54,528
	株主資本	△898,988
	資本金	50,000
	利益剰余金	△948,988
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△961,488
	（うち当期純損失）	(294,012)
	合計	571,048

第51期決算公告

令和７年７月28日
東京都港区虎ノ門二丁目４番１号
日企ホールディングス株式会社
代表取締役　河野　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	444,467
	固定資産	281,798
	合計	726,265
負純資債及産のび部	流動負債	458
	株主資本	725,807
	資本金	45,000
	資本剰余金	14,437
	資本準備金	14,437
	利益剰余金	666,370
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	658,870
	（うち当期純損失）	(1,880)
	合計	726,265

第52期決算公告

令和７年６月19日
東京都江東区木場１－５－１
株式会社フジクラファシリティーズ
代表取締役　伊藤　勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	956,561
	固定資産	25,793
	資産合計	982,354
負純資債及産のび部	流動負債	473,545
	負債合計	473,545
	株主資本	508,809
	資本金	20,000
	利益剰余金	488,809
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	483,809
	（うち当期純利益）	(24,553)
	純資産合計	508,809
	負債・純資産合計	982,354

第25期決算公告

令和７年７月28日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
アツギケア株式会社
代表取締役　片桐　且義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	194,775
	固定資産	81,401
	合計	276,176
負純資債及産のび部	流動負債	175,482
	賞与引当金	2,092
	固定負債	114,890
	退職給付引当金	991
	株主資本	△14,196
	資本金	80,000
	利益剰余金	△94,196
	その他利益剰余金	△94,196
	（うち当期純利益）	(4,101)
	合計	276,176

第27期決算公告

令和７年７月28日
横浜市中区長者町三丁目８番13号
横浜海商株式会社
代表取締役　酒井　久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	101,811
	固定資産	5,832
	合計	107,643
負純資債及産のび部	流動負債	5,814
	固定負債	76,922
	株主資本	24,907
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,907
	利益準備金	1,700
	その他利益剰余金	13,207
	（うち当期純利益）	(4,244)
	合計	107,643

第58期決算公告

令和７年７月28日
神奈川県平塚市八重咲町３番３号
カナケイ産業株式会社
代表取締役　中和　輝彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	384,682
	固定資産	786,484
	合計	1,171,166
負純資債及産のび部	流動負債	167,426
	固定負債	99,800
	引当金	92,716
	株主資本	811,224
	資本金	95,200
	利益剰余金	716,024
	利益準備金	20,504
	その他利益剰余金	695,520
	（うち当期純利益）	(43,348)
	合計	1,171,166

第 27 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
神奈川スタッフ株式会社
代表取締役　平野　秀明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	89,104
	合計	89,104
負純資債及産のび部	流動負債	55,293
	賞与引当金	1,644
	固定負債	480,000
	株主資本	△446,188
	資本金	40,000
	利益剰余金	△486,188
	その他利益剰余金	△486,188
	（うち当期純損失）	(57,912)
	合計	89,104

第 27 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
アツギ東北株式会社
代表取締役　北　　剛志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,767
	固定資産	2,961
	合計	67,728
負純資債及産のび部	流動負債	75,053
	賞与引当金	357
	固定負債	3,120,618
	退職給付引当金	218
	株主資本	△3,127,943
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,137,943
	その他利益剰余金	△3,137,943
	（うち当期純損失）	(79,503)
	合計	67,728

第 27 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
アツギ佐世保株式会社
代表取締役　平野　秀明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	135,229
	合計	135,229
負純資債及産のび部	流動負債	11,745
	賞与引当金	714
	株主資本	123,483
	資本金	94,850
	利益剰余金	28,633
	その他利益剰余金	28,633
	（うち当期純利益）	(8,619)
	合計	135,229

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
横浜市磯子区新磯子町30番地の３
東京炭酸株式会社
取締役社長　犬飼　　朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	607,203
	固定資産	366,197
	合計	973,401
負純資債及産のび部	流動負債	164,042
	固定負債	20,800
	株主資本	788,558
	資本金	250,000
	利益剰余金	538,558
	利益準備金	62,500
	その他利益剰余金	476,058
	（うち当期純利益）	(46,056)
	合計	973,401

第 37 期 決 算 公 告

令和７年４月25日
神奈川県平塚市西真土１丁目６番86号
湘南くみあい商事株式会社
代表取締役　増田　定二

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	592,504
	固定資産	17,911
	繰延資産	200
	合計	610,615
負純資債及産のび部	流動負債	8,747
	固定負債	266
	株主資本	601,602
	資本金	60,000
	利益剰余金	541,602
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	534,102
	（うち当期純利益）	(26,302)
	合計	610,615

第 52 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
横浜市南区高砂町２丁目24番地
株式会社メモワール
代表取締役　渡邊　正典

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,520,455
	固定資産	16,779,694
	繰延資産	11,282
	合計	19,311,431
負純資債及産のび部	流動負債	2,082,813
	固定負債	12,274,866
	株主資本	4,953,752
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,903,752
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,898,752
	（うち当期純利益）	(51,939)
	合計	19,311,431

第 18 期決算公告

2025年６月30日
福井県三方郡美浜町松原１号東河原３番３
関西電子ビーム株式会社
代表取締役社長　尾仲　直也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	218,891
	固定資産	779,738
	合計	998,629
負純資債及産のび部	流動負債	410,351
	固定負債	317,630
	株主資本	270,648
	資本金	100,000
	資本剰余金	113,173
	その他資本剰余金	113,173
	利益剰余金	57,474
	その他利益剰余金	57,474
	（うち当期純利益）	(73,081)
	合計	998,629

第 31 期 決 算 公 告

令和７年５月23日
新潟市江南区西山784番地９
株式会社新印フラワーセンター
代表取締役　小山　恒光

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,887
	固定資産	6,256
	合計	60,143
負純資債及産のび部	流動負債	22,594
	固定負債	369
	株主資本	37,180
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,180
	その他利益剰余金	27,180
	（うち当期純利益）	(6,520)
	合計	60,143

第 1 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
横浜市西区みなとみらい三丁目６番３号
NYK Energy Ocean株式会社
代表取締役　力石　晃一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,000
	固定資産	30
	資産合計	1,030
負純資債及産のび部	流動負債	144
	株主資本	886
	資本金	1,000
	利益剰余金	△113
	その他利益剰余金	△113
	（うち当期純損失）	(113)
	負債・純資産合計	1,030

第 47 期決算公告

令和７年６月20日
静岡市清水区松原町５番12号
日軽パートナーズ株式会社
代表取締役社長　酒井　英和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	675,821
	固定資産	47,347
	合計	723,168
負純資債及産のび部	流動負債	176,506
	（内賞与引当金）	(19,784)
	固定負債	52,440
	（内退職給付引当金）	(50,898)
	株主資本	494,222
	資本金	10,000
	利益剰余金	484,222
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	481,722
	（内当期純利益）	(45,255)
	合計	723,168

第 44 期決算公告

令和７年６月23日
静岡県駿東郡長泉町南一色881番地の１
静岡ロジスティクス株式会社
代表取締役　溝口　守人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	610,177
	固定資産	1,387,400
	資産合計	1,997,577
負純資債及産のび部	流動負債	242,506
	固定負債	190,631
	株主資本	1,564,440
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	1,534,440
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,530,690
	（うち当期純利益）	(130,974)
	負債・純資産合計	1,997,577

第 32 期決算公告

令和７年６月23日
静岡県富士市厚原771番地の１
富士急静岡バス株式会社
代表取締役　齋藤　俊之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,594
	固定資産	653,539
	資産合計	898,133
負純資債及産のび部	流動負債	207,604
	固定負債	271,996
	株主資本	418,533
	資本金	80,000
	資本剰余金	53,520
	利益剰余金	285,013
	（うち当期純利益）	(72,920)
	負債・純資産合計	898,133

第66期決算公告　令和７年７月28日
愛知県みよし市打越町石坂２番地１
豊通ニューパック株式会社
代表取締役社長　早川　洋
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,900
	固定資産	366
	合計	2,266
負債及び純資産の部	流動負債	1,641
	固定負債	80
	株主資本	545
	資本金	70
	資本剰余金	33
	資本準備金	33
	利益剰余金	442
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	425
	(うち当期純利益)	(130)
	合計	2,266

第30期決算公告
令和７年７月28日
名古屋市西区菊井二丁目15番５号
株式会社スギノダイレクトサービス
代表取締役社長　前田　勝
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,312,689
	固定資産	108,105
	合計	2,420,794
負債及び純資産の部	流動負債	343,429
	固定負債	112,921
	株主資本	1,964,443
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,884,443
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,864,443
	(うち当期純利益)	(276,342)
	合計	2,420,794

第78期決算公告
令和７年７月28日
愛知県海部郡飛島村木場二丁目67番地の４
名菱企業株式会社
代表取締役　竹田　淳二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	283
	固定資産	68
	合計	352
負債及び純資産の部	流動負債	75
	固定負債	92
	株主資本	183
	資本金	10
	利益剰余金	173
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	171
	(うち当期純利益)	(△36)
	合計	352

第34期決算公告　令和７年７月28日
愛知県西尾市一色町小藪船江東176番地
一色さかなセンター株式会社
代表取締役　鳥居　正之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,668
	固定資産	83,186
	合計	175,854
負債及び純資産の部	流動負債	14,566
	固定負債	41,243
	株主資本	120,045
	資本金	80,000
	利益剰余金	40,045
	利益準備金	760
	その他利益剰余金	39,285
	(うち当期純利益)	(4,664)
	合計	175,854

第17期決算公告　令和７年７月28日
愛知県安城市三河安城本町二丁目７番地13
ケアメディカルジャパン株式会社
代表取締役社長　森重　保之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	477,601
	固定資産	332,135
	合計	809,736
負債及び純資産の部	流動負債	175,973
	固定負債	28,241
	株主資本	605,522
	資本金	90,000
	資本剰余金	163,049
	資本準備金	175,987
	その他資本剰余金	△12,937
	利益剰余金	352,472
	その他利益剰余金	352,472
	(うち当期純利益)	(45,126)
	合計	809,736

第６期決算公告　令和７年６月30日
愛知県名古屋市中村区太閤三丁目１番18号
株式会社テイ・アイ・シイ
代表取締役　新宮　広規
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,169
	固定資産	5,859
	合計	7,029
負債及び純資産の部	流動負債	621
	株主資本	6,407
	資本金	100
	資本剰余金	4,200
	資本準備金	2,150
	その他資本剰余金	2,050
	利益剰余金	2,107
	その他利益剰余金	2,107
	(うち当期純利益)	(595)
	合計	7,029

第32期決算公告　令和７年７月28日
滋賀県大津市坂本三丁目15番18号
株式会社大津ガスサービスセンター
代表取締役　山極　正勝
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	220,764
	固定資産	230,611
	資産合計	451,375
負債及び純資産の部	流動負債	93,015
	固定負債	232,312
	株主資本	126,048
	資本金	50,000
	利益剰余金	79,929
	利益準備金	5,813
	その他利益剰余金	74,116
	(うち当期純損失)	(25,505)
	自己株式	△3,881
	負債・純資産合計	451,375

第29期決算公告　令和７年７月28日
名古屋市守山区向台三丁目1807番地
株式会社食文化研究所
代表取締役　三枝　俊幸
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,739
	固定資産	1,031
	資産合計	73,771
負債及び純資産の部	流動負債	11,343
	株主資本	62,427
	資本金	50,000
	利益剰余金	12,427
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△72
	(うち当期純損失)	(△4,078)
	負債・純資産合計	73,771

第18期決算公告　令和７年７月28日
愛知県豊橋市神野ふ頭町３番地の29
三河港コンテナターミナル株式会社
代表取締役　神野　吾郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	124,393
	固定資産	8,091
	資産合計	132,484
負債及び純資産の部	流動負債	9,613
	固定負債	2,008
	負債合計	11,621
	株主資本	120,863
	資本金	150,000
	利益剰余金	△29,137
	その他利益剰余金	△29,137
	(うち当期純利益)	(4,491)
	純資産合計	120,863
	負債・純資産合計	132,484

第49期決算公告　令和７年６月27日
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社トータルマネジメントビジネス
取締役社長　木村　優
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	577,192
	固定資産	376,723
	資産合計	953,916
負債及び純資産の部	流動負債	271,143
	固定負債	145,210
	株主資本	537,561
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,500
	利益剰余金	516,061
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	511,061
	(うち当期純利益)	(63,572)
	負債・純資産合計	953,916

第44期決算公告
令和７年７月28日
京都府宮津市字文珠310番地
株式会社天橋立ホテル
代表取締役社長　古高　智
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	451,076
	固定資産	15,433
	合計	466,509
負債及び純資産の部	流動負債	177,116
	固定負債	18,503
	株主資本	270,890
	資本金	100,000
	利益剰余金	170,890
	利益準備金	9,480
	その他利益剰余金	161,410
	(うち当期純利益)	(21,360)
	合計	466,509

第７期決算公告　令和７年７月28日
滋賀県草津市岡本町845番地
ツカサ産業株式会社
代表取締役　中園　孝行
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	433,171
	固定資産	1,630,547
	合計	2,063,718
負債及び純資産の部	流動負債	287,191
	固定負債	94,570
	株主資本	1,681,957
	資本金	50,000
	資本剰余金	781,765
	資本準備金	781,765
	利益剰余金	850,192
	その他利益剰余金	850,192
	(うち当期純利益)	(253,106)
	合計	2,063,718

第46期決算公告

2025年６月20日
大阪市中央区北浜四丁目７番19号
近畿炭酸株式会社
代表取締役社長　桑原　千香

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	351,888
	固定資産	757
	合計	352,645
負純資債及産のび部	流動負債	90,704
	固定負債	—
	株主資本	261,941
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	161,941
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	149,441
	（うち当期純利益）	(8,504)
	合計	352,645

第６期決算公告

2025年７月28日
大阪府箕面市船場西２丁目２番１号
株式会社ＨＯＩＳＴ
代表取締役　柿沼　千早

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,120
	固定資産	12,215
	合計	244,335
負純資債及産のび部	流動負債	59,886
	株主資本	184,449
	資本金	99,000
	資本剰余金	663,607
	資本準備金	574,789
	その他資本剰余金	88,818
	利益剰余金	△ 578,158
	その他利益剰余金	△ 578,158
	（うち当期純損失）	(345,164)
	合計	244,335

第36期決算公告

令和７年６月30日
京都府福知山市長田野町一丁目17番地
株式会社福知山三晃
代表取締役　米田　功雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,373
	資産合計	42,373
負純資債及産のび部	流動負債	32,427
	負債合計	32,427
	株主資本	9,945
	資本金	10,000
	利益剰余金	△54
	その他利益剰余金	△54
	（うち当期純利益）	(3,857)
	純資産合計	9,945
	負債・純資産合計	42,373

第15期決算公告

令和７年６月25日
大阪市中央区城見二丁目１番61号
パーソルエクセルアソシエイツ株式会社
代表取締役　伊藤　卓郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	157,178
	固定資産	131,511
	合計	288,689
負純資債及産のび部	流動負債	252,719
	固定負債	42,235
	株主資本	△ 6,265
	資本金	9,000
	利益剰余金	△ 15,265
	その他利益剰余金	△ 15,265
	（うち当期純損失）	(65,223)
	合計	288,689

第71期決算公告

令和７年７月28日
大阪市中央区北久宝寺町四丁目４番７号
大鋼産業株式会社
代表取締役　西野　博次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,623,927
	固定資産	274,696
	合計	3,898,623
負純資債及産のび部	流動負債	2,752,802
	（うち賞与引当金）	(15,650)
	固定負債	35,000
	株主資本	1,110,821
	資本金	35,000
	利益剰余金	1,075,821
	利益準備金	11,652
	その他利益剰余金	1,064,169
	（うち当期純利益）	(161,921)
	合計	3,898,623

第32期決算公告

令和７年６月27日
大阪市西区靱本町１丁目12番４号
株式会社テクノ阪神
代表取締役社長　津川　　修

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,759,906
	固定資産	535,706
	合計	3,295,613
負純資債及産のび部	流動負債	986,393
	固定負債	261,769
	株主資本	2,047,449
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,043,699
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,038,699
	（うち当期純利益）	(191,157)
	自己株式	△ 16,250
	合計	3,295,613

第34期決算公告

令和７年７月28日
大阪府泉大津市臨海町一丁目15番地１
紅忠コイルセンター関西株式会社
代表取締役　芳井　　巧

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,717,059
	固定資産	3,279,924
	合計	10,996,983
負純資債及産のび部	流動負債	7,923,073
	固定負債	138,509
	株主資本	2,934,344
	資本金	400,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	2,434,344
	その他利益剰余金	2,434,344
	（うち当期純利益）	(284,495)
	評価・換算差額等	1,058
	合計	10,996,983

第35期決算公告

令和７年６月23日
大阪府泉大津市小津島町４番地
西日本花き株式会社
代表取締役　白山　一廣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,059,196
	固定資産	1,287,744
	資産合計	2,346,940
負純資債及産のび部	流動負債	524,867
	固定負債	1,494,434
	株主資本	327,638
	資本金	80,000
	資本剰余金	232,574
	資本準備金	150,000
	その他資本剰余金	82,574
	利益剰余金	15,065
	その他利益剰余金	15,065
	（うち当期純利益）	(2,250)
	負債・純資産合計	2,346,940

第90期決算公告

令和７年６月26日
大阪市東淀川区大桐４丁目５番32号
近代化学工業株式会社
代表取締役社長　中村　博樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,050,303
	固定資産	713,912
	合計	2,764,215
負純資債及産のび部	流動負債	973,163
	固定負債	249,661
	株主資本	1,541,391
	資本金	120,000
	資本剰余金	182
	資本準備金	182
	利益剰余金	1,421,209
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	1,391,209
	（うち当期純利益）	(126,500)
	合計	2,764,215

第27期決算公告

令和７年６月24日
佐賀県佐賀市駅前中央１丁目９番41号
株式会社インフォメディア
代表取締役　山崎　　心

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	112,535
	固定資産	1,988
	合計	114,523
負純資債及産のび部	流動負債	21,533
	固定負債	16,763
	株主資本	76,226
	資本金	30,000
	利益剰余金	46,226
	その他利益剰余金	46,226
	（うち当期純利益）	(△11,467)
	合計	114,523

第66期決算公告

令和７年７月28日
広島県廿日市市栗栖508番地
中本造林株式会社
代表取締役　中本　雅生

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,877,019
	固定資産	1,308,335
	合計	4,185,354
負純資債及産のび部	流動負債	1,452,500
	賞与引当金	5,896
	固定負債	1,239,364
	退職給付引当金	58,003
	株主資本	1,493,489
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,448,489
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,428,489
	（うち当期純利益）	(93,187)
	合計	4,185,354

第18期決算公告

令和７年７月28日
広島県廿日市市木材港北９番20号
エルピーネット広島西株式会社
代表取締役　大谷　俊司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,108
	固定資産	0
	合計	21,108
負純資債及産のび部	流動負債	4,858
	株主資本	16,249
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,249
	その他利益剰余金	6,249
	（うち当期純利益）	(1,838)
	合計	21,108

第85期決算公告　令和７年７月28日
大分県津久見市港町１番15号
宮崎産業海運株式会社
代表取締役　宮崎昇一郎
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,876,743
	固定資産	4,173,896
	資産合計	8,050,639
負債及び純資産の部	流動負債	2,060,648
	固定負債	4,124,196
	株主資本	1,865,794
	資本金	87,500
	資本剰余金	341
	資本準備金	341
	利益剰余金	1,777,953
	利益準備金	28,964
	その他利益剰余金	1,748,989
	（うち当期純損失）	(868,460)
	負債・純資産合計	8,050,639

第11期決算公告
令和７年６月20日
大分県大分市新川町1396番99
ＯＡＢサンク株式会社
代表取締役　梅原　敏明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,743
	固定資産	2,078
	資産合計	50,822
負債及び純資産の部	流動負債	22,102
	負債合計	22,102
	株主資本	28,720
	資本金	20,000
	利益剰余金	8,720
	その他利益剰余金	8,720
	（うち当期純利益）	(1,289)
	純資産合計	28,720
	負債・純資産合計	50,822

第28期決算公告　令和７年７月28日
大分県豊後高田市かなえ台１番地
株式会社住理工大分ＡＥ
代表取締役社長　加地　明彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,762
	固定資産	4,454
	合計	6,216
負債及び純資産の部	流動負債	5,258
	固定負債	929
	株主資本	144
	資本金	450
	利益剰余金	△306
	利益準備金	113
	その他利益剰余金	△418
	（うち当期純利益）	(167)
	評価・換算差額等	△116
	合計	6,216

第15期決算公告
令和７年７月28日
茨城県神栖市南浜３番地226
株式会社ウィンド・パワー・エナジー
代表取締役　小松﨑　衞
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	158,699
	固定資産	8,144,648
	合計	8,303,347
負債及び純資産の部	流動負債	9,221
	固定負債	7,676,168
	株主資本	617,957
	資本金	471,168
	資本剰余金	261,168
	資本準備金	261,168
	利益剰余金	△114,378
	その他利益剰余金	△114,378
	（うち当期純損失）	(4,286)
	合計	8,303,347

第52期決算公告　令和７年７月28日
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1009番地
ヤクデン商事株式会社
代表取締役　岩川　貞之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	299,133
	固定資産	218,555
	合計	517,689
負債及び純資産の部	流動負債	198,485
	固定負債	103,316
	株主資本	215,886
	資本金	90,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	105,886
	利益準備金	8,360
	その他利益剰余金	97,526
	（うち当期純損失）	(34,910)
	合計	517,689

第41期決算公告
令和７年７月28日
宮崎県日向市竹島町２番２号
日向林産株式会社
代表取締役　永里　義文
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	53,068,841
	固定資産	4,153,592
	合計	57,222,433
負債及び純資産の部	流動負債	7,771,764
	固定負債	20,026,200
	株主資本	29,424,469
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	19,424,469
	利益準備金	1,161,480
	繰越利益剰余金	18,262,989
	（うち当期純利益）	(1,027,454)
	合計	57,222,433

第16期決算公告　令和７年７月28日
東京都調布市小島町二丁目48番地26
アフラック・ハートフル・サービス株式会社
代表取締役　伊藤　道博
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	234,808
	固定資産	11,071
	資産合計	245,880
負債及び純資産の部	流動負債	52,503
	（うち賞与引当金）	(23,882)
	株主資本	193,376
	資本金	11,000
	利益剰余金	182,376
	その他利益剰余金	182,376
	（うち当期純利益）	(10,519)
	負債・純資産合計	245,880

第26期決算公告　令和７年７月28日
東京都調布市小島町２丁目48番地26
調布サウスゲートビル
アフラック収納サービス株式会社
代表取締役　金子　彰良
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,504,873
	固定資産	63,049
	資産合計	13,567,922
負債及び純資産の部	流動負債	12,356,967
	（うち賞与引当金）	(71,845)
	株主資本	1,210,955
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,110,955
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,085,955
	（うち当期純損失）	(29,546)
	負債・純資産合計	13,567,922

第９期決算公告
令和７年６月30日
埼玉県さいたま市緑区原山三丁目１番17号
株式会社埼玉パワーテクノ
代表取締役　石井　剛
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	463,645
	固定資産	151,719
	資産合計	615,365
負債及び純資産の部	流動負債	219,099
	完成工事補償引当金	1,428
	固定負債	63,195
	役員退職慰労引当金	720
	株主資本	333,069
	資本金	50,000
	利益剰余金	283,069
	その他利益剰余金	283,069
	（うち当期純利益）	(75,106)
	負債・純資産合計	615,365

第２期決算公告
令和７年６月23日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
賃貸住宅情報管理機構株式会社
代表取締役　宗　健
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	44,111,493
	固定資産	24,806,000
	資産合計	68,917,493
負債及び純資産の部	流動負債	5,501,226
	株主資本	63,416,267
	資本金	37,000,000
	資本剰余金	37,000,000
	資本準備金	37,000,000
	利益剰余金	△10,583,733
	その他利益剰余金	△10,583,733
	（うち当期純損失）	(11,226,092)
	負債・純資産合計	68,917,493

第38期決算公告　令和７年６月26日
東京都荒川区南千住５丁目19番５号
城信ビジネスサービス株式会社
代表取締役　高橋　浩二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	324,282
	固定資産	8,405
	合計	332,687
負債及び純資産の部	流動負債	19,951
	固定負債	6,778
	株主資本	305,958
	資本金	90,000
	利益剰余金	215,958
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	212,958
	（うち当期純利益）	(19,778)
	合計	332,687

第51期決算公告　令和７年７月28日
東京都新宿区西新宿七丁目５番25号
ツーサン株式会社
代表取締役　鈴木　千春
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,066,932
	固定資産	266,901
	資産合計	1,333,833
負債及び純資産の部	流動負債	74,524
	（うち賞与引当金）	(28,424)
	株主資本	1,259,308
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,229,308
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,221,808
	（うち当期純利益）	(15,783)
	負債・純資産合計	1,333,833

第 80 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

東京都千代田区九段南四丁目６番12号

株式会社石本建築事務所

代表取締役社長　長尾　昌高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,666,165
	固定資産	898,432
	合計	9,564,597
負純資産及のび部	流動負債	4,594,834
	株主資本	4,969,763
	資本金	40,000
	利益剰余金	4,929,763
	利益準備金	48,000
	その他利益剰余金	4,881,763
	(うち当期純利益)	(447,006)
	合計	9,564,597

第 39 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

東京都大田区矢口１丁目５番１号

株式会社ケイアイピー

取締役社長　渡邉　正禮

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,454
	固定資産	153,735
	資産合計	308,189
負純資産及のび部	流動負債	36,145
	賞与引当金	5,450
	固定負債	28,763
	株主資本	243,281
	資本金	50,000
	利益剰余金	193,281
	その他利益剰余金	193,281
	(うち当期純損失)	(17,277)
	負債・純資産合計	308,189

第 66 期決算公告

令和７年６月18日

東京都新宿区西新宿六丁目３番１号

東菱薬品工業株式会社

代表取締役　千賀　博文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,748
	固定資産	2,784
	資産合計	7,532
負純資産及のび部	流動負債	1,723
	賞与引当金	33
	固定負債	1,869
	株主資本	3,940
	資本金	100
	資本剰余金	178
	資本準備金	178
	利益剰余金	3,735
	(うち当期純利益)	(172)
	自己株式	△73
	負債・純資産合計	7,532

第 16 期決算公告

令和７年７月28日

東京都杉並区今川三丁目28番17号

東京ガスイズミエナジー株式会社

代表取締役　森田　智大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,320,230,475
	固定資産	735,224,169
	資産合計	3,055,454,644
負純資産及のび部	流動負債	1,068,674,000
	株主資本	1,986,780,644
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	336,134,806
	資本準備金	336,134,806
	利益剰余金	1,600,645,838
	利益準備金	27,500,000
	その他利益剰余金	1,573,145,838
	(うち当期純利益)	(93,632,561)
	負債・純資産合計	3,055,454,644

第 61 期 決 算 公 告

令和７年６月26日

東京都文京区小日向四丁目２番８号

三生保険サービス株式会社

代表取締役　森田　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,721
	固定資産	31,359
	合計	186,080
負純資産及のび部	流動負債	16,261
	株主資本	169,819
	資本金	10,000
	利益剰余金	159,819
	(利益準備金)	(2,500)
	(その他利益剰余金)	(157,319)
	(うち当期純利益)	(4,151)
	合計	186,080

第 45 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

東京都立川市曙町二丁目８番30号三上ビル

東京第一会計株式会社

代表取締役　塩畑　契之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	256,646
	固定資産	67,938
	合計	324,584
負純資産及のび部	流動負債	9,805
	株主資本	314,779
	資本金	20,000
	利益剰余金	294,779
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	289,779
	合計	324,584

(注)　当期純利益　16,533千円

第 10 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

東京都港区芝浦４丁目16番25号

株式会社エンパワープレミアム

代表取締役　吉岡　拓巳

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,463
	合計	3,463
負純資産及のび部	流動負債	383
	株主資本	3,079
	資本金	100,000
	資本剰余金	520,922
	その他資本剰余金	520,922
	利益剰余金	△617,843
	その他利益剰余金	△617,843
	(うち当期純損失)	(2,725)
	合計	3,463

第 1 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

東京都港区赤坂一丁目８番１号

株式会社スカパー・ピクチャーズ

代表取締役社長　長内　敦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,448
	固定資産	131
	資産合計	2,580
負純資産及のび部	流動負債	453
	株主資本	2,126
	資本金	100
	資本剰余金	1,900
	利益剰余金	126
	その他利益剰余金	126
	(うち当期純利益)	(126)
	負債・純資産合計	2,580

第 21 期決算公告

令和７年６月26日

東京都江東区門前仲町１－３－５

株式会社ヨット

代表取締役社長　伊東　要

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,449
	固定資産	1,301
	資産合計	76,750
負純資産及のび部	流動負債	35,790
	固定負債	24,398
	株主資本	16,562
	資本金	30,000
	資本剰余金	△24,750
	その他資本剰余金	△24,750
	利益剰余金	11,312
	その他利益剰余金	11,312
	(うち当期純損失)	(18,724)
	負債・純資産合計	76,750

第 34 期 決 算 公 告

2025年７月28日

東京都港区芝五丁目34番７号

株式会社テクノアライアンス

代表取締役　山崎　雄彦

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,873
	固定資産	680
	資産合計	118,553
負純資産及のび部	流動負債	5,671
	株主資本	112,881
	資本金	70,000
	資本剰余金	13
	資本準備金	13
	利益剰余金	42,868
	利益準備金	8,086
	その他利益剰余金	34,782
	(うち当期純利益)	(14,155)
	負債・純資産合計	118,553

第 32 期 決 算 公 告

2025年７月28日

東京都中央区築地六丁目17番４号

株式会社ケンネット

代表取締役　老川　賢

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	251,553
	固定資産	40,527
	資産合計	292,080
負純資産及のび部	流動負債	49,952
	固定負債	3,484
	株主資本	238,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	228,643
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	225,643
	(うち当期純利益)	(39,582)
	負債・純資産合計	292,080

第 1 期決算公告

令和７年７月28日

東京都渋谷区桜丘町１番地１号

Astemo Cypremos株式会社

代表取締役社長　兼　ＣＥＯ　三田村　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	144,828
	繰延資産	1,137
	資産合計	145,965
負純資産及のび部	流動負債	58,503
	負債合計	58,503
	株主資本	87,461
	資本金	70,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△12,538
	その他利益剰余金	△12,538
	(うち当期純損失)	(12,538)
	純資産合計	87,461
	負債・純資産合計	145,965

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月20日
東京都港区赤坂一丁目12番32号
アークヒルズ熱供給株式会社
代表取締役社長　中島　慶治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	936
	固定資産	1,645
	資産合計	2,581
負債及び純資産の部	流動負債	354
	固定負債	555
	株主資本	1,672
	資本金	450
	利益剰余金	1,222
	利益準備金	35
	その他利益剰余金	1,187
	（うち当期純利益）	（134）
	負債・純資産合計	2,581

決算公告

令和７年７月28日
東京都港区虎ノ門二丁目４番７号
Ｔ－ＬＩＴＥ８階
テンストレントジャパン株式会社
代表取締役　アレクサンダー・マン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	308,587,597
	固定資産	13,170,942
	資産合計	321,758,539
負債及び純資産の部	流動負債	338,738,322
	負債合計	338,738,322
	株主資本	△16,979,783
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△17,979,783
	その他利益剰余金	△17,979,783
	（うち当期純損失）	（12,976,086）
	純資産合計	△16,979,783
	負債・純資産合計	321,758,539

第 15 期決算公告

令和７年６月30日
東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
株式会社ポケット・クエリーズ
代表取締役　佐々木宣彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	232,427
	固定資産	85,175
	資産合計	317,603
負債及び純資産の部	流動負債	131,530
	固定負債	101,815
	株主資本	84,257
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,055
	資本準備金	50,055
	利益剰余金	△65,797
	その他利益剰余金	△65,797
	（うち当期純利益）	（10,173）
	負債・純資産合計	317,603

第 12 期決算公告

令和７年６月27日
東京都千代田区神田錦町３丁目17番地
株式会社ナインアワーズ
代表取締役　松井　隆浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,014,602
	固定資産	320,356
	資産合計	2,334,958
負債及び純資産の部	流動負債	1,052,408
	固定負債	477,810
	株主資本	804,739
	資本金	45,000
	資本剰余金	495,000
	資本準備金	270,000
	その他資本剰余金	225,000
	利益剰余金	264,739
	その他利益剰余金	264,739
	（うち当期純利益）	（290,166）
	負債・純資産合計	2,334,958

第 12 期 決 算 公 告

令和７年７月25日
東京都千代田区一番町５番地
アトラスビル
雄渾キャピタル・パートナーズ株式会社
代表取締役　櫻井　歩身
代表取締役　阿部　知樹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	147,882
	固定資産	88,946
	資産合計	236,829
負債及び純資産の部	流動負債	52,579
	固定負債	—
	株主資本	184,249
	資本金	10,000
	利益剰余金	174,249
	その他利益剰余金	174,279
	（うち当期純利益）	（3,932）
	負債・純資産合計	236,829

第 26 期決算公告

令和７年６月27日
東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
株式会社日立ハイテクアナリシス
代表取締役社長　今野　充

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	13,460
	固定資産	5,133
	資産合計	18,593
負債及び純資産の部	流動負債	11,544
	固定負債	500
	株主資本	6,549
	資本金	100
	資本剰余金	969
	資本準備金	969
	利益剰余金	5,480
	その他利益剰余金	5,480
	（うち当期純利益）	（672）
	負債・純資産合計	18,593

第 38 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社ロッテサービス
代表取締役　古田　潤

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	190
	固定資産	14
	合計	204
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	204
	資本金	10
	利益剰余金	194
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	192
	（うち当期純損失）	（0）
	合計	204

第 66 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社ロッテグリーンサービス
代表取締役　玉塚　元一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	473
	固定資産	17
	合計	490
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	490
	資本金	10
	利益剰余金	479
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	477
	（うち当期純利益）	（22）
	合計	490

第 4 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
東京都港区浜松町２－２－11廣瀬ビル４階
達成電器株式会社
代表取締役　アンドレイ・ゼレツノフ

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,877
	固定資産	2,638
	資産合計	22,516
負債及び純資産の部	流動負債	1,123
	株主資本	21,393
	資本金	5,000
	利益剰余金	16,393
	その他利益剰余金	16,393
	（うち当期純利益）	（412）
	負債・純資産合計	22,516

第 39 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第３投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	70
	固定資産	12,950
	合計	13,021
負債及び純資産の部	流動負債	2
	株主資本	13,018
	資本金	20
	資本剰余金	11,033
	その他資本剰余金	11,033
	利益剰余金	1,965
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,960
	（うち当期純利益）	（47）
	合計	13,021

第 54 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第１投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	17
	固定資産	10,245
	合計	10,263
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	10,261
	資本金	25
	資本剰余金	10,220
	資本準備金	1,355
	その他資本剰余金	8,865
	利益剰余金	15
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	5
	（うち当期純損失）	（5）
	合計	10,263

第 58 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
みどり商事株式会社
代表取締役　玉塚　元一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	222
	固定資産	20
	合計	242
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	242
	資本金	10
	利益剰余金	232
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	231
	（うち当期純利益）	（23）
	合計	242

第 51 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第６投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	18
	固定資産	5,707
	合計	5,725
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	5,724
	資本金	10
	資本剰余金	5,704
	その他資本剰余金	5,704
	利益剰余金	9
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	5
	(うち当期純損失)	(3)
	合計	5,725

第 50 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第５投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	18
	固定資産	6,012
	合計	6,030
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	6,029
	資本金	20
	資本剰余金	6,001
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	5,998
	利益剰余金	8
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	5
	(うち当期純損失)	(3)
	合計	6,030

第 38 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第４投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14
	固定資産	13,788
	合計	13,803
負債及び純資産の部	流動負債	3
	株主資本	13,800
	資本金	10
	資本剰余金	13,248
	その他資本剰余金	13,248
	利益剰余金	541
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	539
	(うち当期純損失)	(8)
	合計	13,803

第 54 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第12投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	153
	固定資産	8,593
	合計	8,747
負債及び純資産の部	流動負債	14
	株主資本	8,732
	資本金	10
	資本剰余金	8,597
	資本準備金	2,400
	その他資本剰余金	6,197
	利益剰余金	124
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	118
	(うち当期純利益)	(89)
	合計	8,747

第 64 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第10投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	18
	固定資産	6,903
	合計	6,922
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	6,920
	資本金	80
	資本剰余金	3,911
	その他資本剰余金	3,911
	利益剰余金	2,929
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	2,909
	(うち当期純損失)	(3)
	合計	6,922

第 54 期決算公告

2025年７月28日
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
株式会社Ｌ第８投資会社
代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	17
	固定資産	8,542
	合計	8,560
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	8,559
	資本金	10
	資本剰余金	6,696
	その他資本剰余金	6,696
	利益剰余金	1,852
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,850
	(うち当期純損失)	(4)
	合計	8,560

第 19 期決算公告

令和７年７月28日
東京都千代田区内幸町一丁目３番３号
アドミラルキャピタル株式会社
代表取締役　木下　玲子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	515,474
	固定資産	1,161,864
	資産合計	1,677,338
負債及び純資産の部	流動負債	724,977
	固定負債	153,720
	株主資本	798,641
	資本金	30,000
	資本剰余金	14,000
	資本準備金	14,000
	利益剰余金	754,641
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	747,141
	(うち当期純利益)	(160,694)
	負債・純資産合計	1,677,338

第 31 期決算公告

令和７年６月27日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
株式会社インサイトテクノロジー
代表取締役　森田　俊哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,796,954
	固定資産	589,048
	資産合計	3,386,003
負債及び純資産の部	流動負債	3,117,526
	固定負債	86,664
	株主資本	181,813
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,800
	その他資本剰余金	1,800
	利益剰余金	80,013
	その他利益剰余金	80,013
	(うち当期純利益)	(91,605)
	負債・純資産合計	3,386,003

第 9 期決算公告

2025年７月28日
東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
日本エス・エイ・エス株式会社
代表取締役　宇野　公博

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	272,016
	固定資産	6,464
	合計	278,480
負債及び純資産の部	流動負債	99,744
	固定負債	—
	株主資本	178,736
	資本金	10,000
	利益剰余金	168,736
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	166,536
	(うち当期純利益)	(35,277)
	合計	278,480

第 12 期決算公告

2025年７月28日
東京都港区麻布台一丁目３番１号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー
ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー・マネジメント株式会社
代表取締役　田井　義信

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	848	流動負債	688
固定資産	183	賞与引当金	97
		固定負債	41
		退職給付引当金	41
		株主資本	302
		資本金	26
		資本剰余金	26
		資本準備金	26
		利益剰余金	249
		その他利益剰余金	249
		(うち当期純利益)	(84)
資産合計	1,032	負債・純資産合計	1,032

第 77 期決算公告

令和７年７月28日　　東京都新宿区西新宿三丁目20番１号
株式会社千葉ロッテマリーンズ
代表取締役社長　高坂　俊介

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,592,923	流動負債	7,149,356
固定資産	3,206,714	固定負債	427,948
有形固定資産	1,808,433	負債合計	7,577,305
無形固定資産	594,408	株主資本	222,332
投資その他の資産	803,872	資本金	60,000
		利益剰余金	162,332
		その他利益剰余金	162,332
		(うち当期純利益)	(29,432)
		純資産合計	222,332
資産合計	7,799,637	負債・純資産合計	7,799,637

第 25 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―５

株式会社東日本住宅評価センター

代表取締役社長　岡出　眞之

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,236,008	流動負債	647,025
固定資産	396,662	固定負債	213,222
有形固定資産	35,441	**負債合計**	**860,247**
無形固定資産	32,082	株主資本	1,772,423
投資その他の資産	329,138	資本金	300,000
		利益剰余金	1,472,423
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	1,412,423
		（うち当期純利益）	(85,318)
		純資産合計	**1,772,423**
資産合計	**2,632,671**	**負債・純資産合計**	**2,632,671**

注　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第 5 期 決 算 公 告

2025年７月28日

東京都港区麻布台一丁目３番１号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー・ソリューションズ株式会社

代表取締役　内嶌　弘直

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,527	流動負債	1,354
固定資産	107	固定負債	140
		株主資本	1,140
		資本金	10
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	1,120
		その他利益剰余金	1,120
		（うち当期純利益）	(103)
資産合計	**2,634**	**負債・純資産合計**	**2,634**

第 42 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　名古屋市千種区今池五丁目１番５号

株式会社ソフトテックス

代表取締役　石黒　佳彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,687,726	流動負債	575,121
固定資産	245,776	固定負債	138,181
		株主資本	1,220,201
		資本金	160,000
		資本剰余金	3,150
		資本準備金	3,150
		利益剰余金	1,123,277
		利益準備金	26,269
		その他利益剰余金	1,097,008
		（うち当期純利益）	(210,985)
		自己株式	△66,226
資産合計	**1,933,503**	**負債・純資産合計**	**1,933,503**

第 38 期 決 算 公 告

2025年７月28日　名古屋市西区八筋町８番地の１

株式会社ＪＲ東海交通事業

代表取締役社長　臼井　謙司

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,672	流動負債	530
固定資産	488	（賞与引当金）	(181)
		固定負債	1,137
		（退職給付引当金）	(867)
		株主資本	2,493
		資本金	100
		資本剰余金	496
		資本準備金	301
		その他資本剰余金	195
		利益剰余金	1,897
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	1,893
		（うち当期純利益）	(42)
資産合計	**4,161**	**負債・純資産合計**	**4,161**

第 31 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　大阪市淀川区西宮原二丁目６番64号

IDEC AUTO－ID SOLUTIONS株式会社

代表取締役　勝田　剛

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,760,332	流動負債	487,737
固定資産	149,727	固定負債	27,996
		負債合計	**515,733**
		株主資本	1,394,326
		資本金	300,000
		資本剰余金	326,000
		その他資本剰余金	326,000
		利益剰余金	768,326
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	693,326
		（うち当期純利益）	(159,112)
		純資産合計	**1,394,326**
資産合計	**1,910,059**	**負債・純資産合計**	**1,910,059**

第 25 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　滋賀県野洲市小篠原２番地１

株式会社パールライス滋賀

代表取締役社長　北川　幸夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,263,516	流動負債	818,857
固定資産	409,627	（うち賞与引当金）	(13,040)
		固定負債	403,182
		（うち退職給付引当金）	(50,987)
		（うち役員退任引当金）	(5,750)
		株主資本	1,451,104
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,351,104
		利益準備金	8,400
		その他利益剰余金	1,342,704
		（うち当期純利益）	(436,900)
資産合計	**2,673,143**	**負債・純資産合計**	**2,673,143**

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

大阪市北区曽根崎新地二丁目２番16号

パーソルファクトリーパートナーズ株式会社

代表取締役　谷川　裕二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,277,138	流動負債	5,224,910
固定資産	839,342	固定負債	53,215
		株主資本	15,838,355
		資本金	30,000
		資本剰余金	23,150
		その他資本剰余金	23,150
		利益剰余金	15,785,205
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	15,777,705
		（うち当期純利益）	(977,939)
資産合計	**21,116,480**	**負債・純資産合計**	**21,116,480**

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

大阪市中央区城見二丁目１番61号

パーソルエクセルＨＲパートナーズ株式会社

代表取締役　伊藤　卓郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	33,522,623	流動負債	9,472,010
固定資産	1,816,032	固定負債	127,130
		株主資本	25,739,515
		資本金	90,000
		資本剰余金	80,000
		その他資本剰余金	80,000
		利益剰余金	25,569,515
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	25,547,015
		（うち当期純利益）	(3,151,214)
資産合計	**35,338,655**	**負債・純資産合計**	**35,338,655**

第 38 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

広島県廿日市市栗栖508番地
株式会社広島リゾート
代表取締役　中本　雅生

貸借対照表の要旨　（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	860,474	流動負債	1,105,104
固定資産	861,601	賞与引当金	1,402
		固定負債	976,947
		退職給付引当金	28,869
		株主資本	△ 359,975
		資本金	80,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	△ 519,975
		利益準備金	275
		その他利益剰余金	△ 520,250
		（うち当期純損失）	（217,979）
資産合計	1,722,076	負債・純資産合計	1,722,076

第 67 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　　大阪市西区南堀江４丁目２番５号
株式会社十川ゴム
代表取締役　十川　忠正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,553**	**流動負債**	**7,053**
固定資産	**7,013**	**固定負債**	**2,711**
		株主資本	**8,193**
		資本金	**471**
		資本剰余金	**235**
		利益剰余金	**7,490**
		利益準備金	164
		その他利益剰余金	7,326
		（うち当期純利益）	（207）
		自己株式	**△3**
		評価・換算差額等	**608**
		その他有価証券評価差額金	608
資産合計	**18,566**	**負債・純資産合計**	**18,566**

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

福岡市博多区東比恵三丁目14番25号
株式会社ラック
代表取締役　松井　秀二

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,761,028	流動負債	1,703,542
固定資産	13,307,423	固定負債	13,710,309
繰延資産	13,037	雑収入復活引当金	59,424
		株主資本	2,667,637
		資本金	65,750
		資本剰余金	26,400
		資本準備金	26,400
		利益剰余金	2,575,487
		利益準備金	700
		その他利益剰余金	2,574,787
		（うち当期純利益）	（520,536）
資産合計	18,081,489	負債・純資産合計	18,081,489

第 39 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

福岡市中央区赤坂１丁目５番11号
ＱＣＣＳ株式会社
代表取締役　角田　智弘

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	343,864	流動負債	131,314
固定資産	97,744	固定負債	45,918
		株主資本	264,376
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	166,836
		利益準備金	2,409
		その他利益剰余金	164,426
		（うち当期純利益）	（109,655）
		自己株式	△ 22,460
資産合計	441,608	負債・純資産合計	441,608

第 13 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　北海道苫小牧市字沼ノ端134番地の590
ソーラーパワー苫小牧株式会社
代表取締役　坂井　洋一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	768,359	流動負債	304,654
固定資産	1,640,642	固定負債	1,562,240
		株主資本	562,177
		資本金	9,883
		資本剰余金	262,071
		資本準備金	2,470
		その他資本剰余金	259,600
		利益剰余金	290,223
		その他利益剰余金	290,223
		（うち当期純利益）	（258,278）
		評価・換算差額等	△20,070
		繰延ヘッジ損益	△20,070
資産合計	2,409,002	負債・純資産合計	2,409,002

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　　佐賀県佐賀市愛敬町７番17号
常盤商事株式会社
代表取締役社長　山﨑　繁行

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,253,382	流動負債	192,440
固定資産	2,615,212	固定負債	383,890
有形固定資産	1,263,376	（退職給付引当金）	（26,126）
無形固定資産	7,189	株主資本	2,854,240
投資その他の資産	1,344,646	資本金	32,500
		資本剰余金	11,400
		資本準備金	11,400
		利益剰余金	2,824,382
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,819,382
		（うち当期純利益）	（206,657）
		自己株式	△14,041
		評価・換算差額等	438,023
資産合計	3,868,594	負債・純資産合計	3,868,594

第 49 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　　東京都千代田区一番町13番地１
リンク情報システム株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,501,834	流動負債	833,395
固定資産	684,090	賞与引当金	328,974
		固定負債	267,231
		退職給付引当金	244,962
		役員退職慰労引当金	18,440
		株主資本	1,078,320
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,031,597
		利益準備金	13,895
		その他利益剰余金	1,017,702
		（うち当期純利益）	（208,755）
		自己株式	△3,277
		評価・換算差額等	6,977
		有価証券評価差額金	6,977
資産合計	2,185,924	負債・純資産合計	2,185,924

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　　埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢315番地１
株式会社ビルディング・ブックセンター
代表取締役社長　佐藤　　忍

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,308	流動負債	502
固定資産	2,825	（賞与引当金）	（84）
		固定負債	379
		（退職給付引当金）	（355）
		株主資本	3,251
		資本金	100
		資本剰余金	660
		資本準備金	660
		利益剰余金	2,491
		利益準備金	139
		その他利益剰余金	2,351
		（うち当期純損失）	（535）
資産合計	4,133	負債・純資産合計	4,133

第 51 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　東京都新宿区西新宿二丁目３番１号

アフラック保険サービス株式会社

代表取締役社長　白井　裕

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,482,010	流動負債	2,725,814
固定資産	463,724	（賞与引当金）	（184,666）
		固定負債	117,064
		（退職給付引当金）	（117,064）
		株主資本	1,102,855
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,196,150
		その他資本剰余金	2,196,150
		利益剰余金	△1,193,294
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	△1,218,294
		（うち当期純損失）	（986,917）
資産合計	3,945,735	負債・純資産合計	3,945,735

第 31 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都品川区南大井六丁目20番14号

日本ノーディックテクノロジー株式会社

代表取締役　山田　直樹

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,081,742	流動負債	1,116,838
固定資産	340,647	賞与引当金	94,303
		工事損失引当金	58,943
		損害補償損失引当金	19,900
		固定負債	1,013,308
		退職給付引当金	122,150
		株主資本	4,292,243
		資本金	60,000
		利益剰余金	4,232,243
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	4,217,243
		（うち当期純利益）	（200,135）
資産合計	6,422,390	負債・純資産合計	6,422,390

第 57 期 決 算 公 告

2025年７月28日　東京都新宿区西新宿３丁目20番１号

株式会社ファミリー

代表取締役　玉塚　元一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	902	流動負債	2,800
固定資産	4,355	固定負債	199
		株主資本	1,891
		資本金	10
		利益剰余金	1,881
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,878
		（うち当期純利益）	（87）
		評価・換算差額等	366
		その他有価証券評価差額金	366
資産合計	5,258	負債・純資産合計	5,258

第 19 期 決 算 公 告

2025年７月28日　東京都新宿区西新宿３丁目20番１号

株式会社ロッテストラテジックインベストメント

代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,574	流動負債	24
固定資産	90,887	固定負債	532
		株主資本	92,934
		資本金	10
		資本剰余金	87,274
		その他資本剰余金	87,274
		利益剰余金	5,649
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	5,647
		（うち当期純利益）	（461）
		評価・換算差額等	971
		その他有価証券評価差額金	971
資産合計	94,462	負債・純資産合計	94,462

第 58 期 決 算 公 告

2025年７月28日　東京都新宿区西新宿３丁目20番１号

株式会社Ｌ第７投資会社

代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	58	流動負債	2,001
固定資産	15,408	固定負債	115
		（役員退職慰労引当金）	（15）
		株主資本	13,350
		資本金	20
		資本剰余金	13,263
		資本準備金	1,520
		その他資本剰余金	11,743
		利益剰余金	67
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	62
		（うち当期純損失）	（20）
資産合計	15,466	負債・純資産合計	15,466

第 67 期 決 算 公 告

2025年７月28日　東京都新宿区西新宿３丁目20番１号

株式会社Ｌ第２投資会社

代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	447	流動負債	8
固定資産	47,663	固定負債	51
		（役員退職慰労引当金）	（51）
		株主資本	48,050
		資本金	20
		資本剰余金	36,850
		その他資本剰余金	36,850
		利益剰余金	11,180
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	11,175
		（うち当期純利益）	（371）
資産合計	48,111	負債・純資産合計	48,111

第 58 期 決 算 公 告

2025年７月28日　東京都新宿区西新宿３丁目20番１号

株式会社Ｌ第11投資会社

代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	46	流動負債	241
固定資産	6,220	固定負債	37
		（役員退職慰労引当金）	（37）
		株主資本	5,987
		資本金	10
		資本剰余金	5,464
		その他資本剰余金	5,464
		利益剰余金	512
		利益準備金	60
		その他利益剰余金	452
		（うち当期純損失）	（4）
資産合計	6,266	負債・純資産合計	6,266

第 41 期 決 算 公 告

2025年７月28日　東京都新宿区西新宿３丁目20番１号

株式会社Ｌ第９投資会社

代表取締役　重光　昭夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15	流動負債	2
固定資産	12,773	固定負債	15
		（役員退職慰労引当金）	（15）
		株主資本	12,771
		資本金	30
		資本剰余金	12,199
		その他資本剰余金	12,199
		利益剰余金	542
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	535
		（うち当期純損失）	（6）
資産合計	12,789	負債・純資産合計	12,789

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月19日　東京都中央区新川一丁目17番21号
株式会社 NYK Business Systems
代表取締役社長　宮地　誠一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,687,553	流動負債	2,626,845
固定資産	676,575	（賞与引当金）	(185,064)
		固定負債	356,580
		（退職給付引当金）	(294,340)
		（役員退任慰労引当金）	(8,800)
		株主資本	380,703
		資本金	99,000
		利益剰余金	281,703
		利益準備金	24,750
		その他利益剰余金	256,953
		（うち当期純利益）	(256,941)
		評価・換算差額等	—
資産合計	3,364,128	負債・純資産合計	3,364,128

第 25 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都新宿区新宿一丁目７番１号
株式会社住宅性能評価センター
代表取締役　伊藤　直也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,380,571	流動負債	365,367
固定資産	315,793	賞与引当金	120,500
		固定負債	27,459
		退職給付引当金	21,958
		株主資本	1,303,398
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,203,398
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,178,398
		（うち当期純利益）	(142,450)
		評価・換算差額等	139
		その他有価証券評価差額金	139
資産合計	1,696,365	負債・純資産合計	1,696,365

第 19 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
東京都港区芝浦４丁目16番25号
株式会社メディ・ウェブ
代表取締役　滝澤　直紀

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	493,504	流動負債	443,952
固定資産	81,479	賞与引当金	508
		役員報酬引当金	760
		その他	442,684
		株主資本	131,031
		資本金	80,000
		資本剰余金	32,124
		その他資本剰余金	32,124
		利益剰余金	18,907
		その他利益剰余金	18,907
		（うち当期純利益）	(79,617)
資産合計	574,983	負債・純資産合計	574,983

第 69 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都立川市柏町１丁目６番地１
超音波工業株式会社
代表取締役社長　松原　史郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,359	流動負債	2,376
固定資産	1,261	固定負債	1,679
有形固定資産	791	負債合計	4,055
無形固定資産	32	株主資本	2,565
投資その他の資産	438	資本金	100
		利益剰余金	2,658
		（利益準備金）	(25)
		（その他利益剰余金）	(2,633)
		自己株式	△193
		純資産合計	2,565
資産合計	6,620	負債・純資産合計	6,620

(注)　当期純利益は45百万円です。

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社ＥＰＡＲＫフィナンシャルパートナーズ
代表取締役　押切　孝平

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	772,704	流動負債	2,820,926
固定資産	67,790	賞与引当金	5,560
無形固定資産	55,738	株主資本	△1,980,431
投資その他の資産	12,051	資本金	100,000
		資本剰余金	2,500,000
		資本準備金	1,300,000
		その他資本剰余金	1,200,000
		利益剰余金	△4,580,431
		その他利益剰余金	△4,580,431
		（うち当期純損失）	(168,830)
資産合計	840,494	負債・純資産合計	840,494

第 7 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
東京都豊島区池袋二丁目９番４号
株式会社ＥＰＡＲＫフィナンシャルパートナーズ
代表取締役　川谷　恭平

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	772,704	流動負債	2,820,926
固定資産	67,790	賞与引当金	5,560
		その他	2,815,366
		株主資本	△1,980,432
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,500,000
		資本準備金	1,300,000
		その他資本剰余金	1,200,000
		利益剰余金	△4,580,432
		その他利益剰余金	△4,580,432
		（うち当期純損失）	(168,830)
資産合計	840,494	負債・純資産合計	840,494

第 49 期 決 算 公 告

令和７年５月19日　神戸市中央区江戸町85番１
ベイ・ウイング神戸ビル５階
株式会社ネグジット総研
代表取締役　美和　啓樹

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,809,926	流動負債	519,641
固定資産	286,549	（うち賞与引当金）	(45,726)
		固定負債	81,784
		（うち退職給付引当金）	(56,315)
		株主資本	1,495,049
		資本金	20,000
		資本剰余金	170,875
		利益剰余金	1,304,174
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,299,174
		（うち当期純利益）	(343,072)
資産合計	2,096,475	負債・純資産合計	2,096,475

第 22 期 決 算 公 告

2025年７月28日　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番２号
株式会社ニコン日総プライム
代表取締役　吉田　雅彦

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,319,134	流動負債	834,897
固定資産	161,697	（賞与引当金）	(291,892)
		固定負債	12,854
		株主資本	633,079
		資本金	50,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	573,079
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	570,579
		（うち当期純利益）	(78,483)
合計	1,480,831	合計	1,480,831

第 13 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　　北九州市若松区大字安瀬64番地１

ソーラーパワー北九州株式会社

代表取締役　坂井　洋一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	569,940	流動負債	274,599
固定資産	1,667,171	固定負債	1,533,707
		株主資本	443,867
		資本金	10,169
		資本剰余金	290,664
		資本準備金	2,542
		その他資本剰余金	288,122
		利益剰余金	143,033
		その他利益剰余金	143,033
		（うち当期純利益）	（143,008）
		評価・換算差額等	△15,061
		繰延ヘッジ損益	△15,061
資産合計	2,237,112	負債・純資産合計	2,237,112

第 13 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　　愛媛県西条市北条962番地14

ソーラーパワー西条株式会社

代表取締役　坂井　洋一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,097,551	流動負債	584,985
固定資産	3,618,906	固定負債	3,977,880
		株主資本	198,055
		資本金	10,621
		資本剰余金	2,661
		資本準備金	2,655
		その他資本剰余金	6
		利益剰余金	184,772
		その他利益剰余金	184,772
		（うち当期純利益）	（184,765）
		評価・換算差額等	△44,463
		繰延ヘッジ損益	△44,463
資産合計	4,716,458	負債・純資産合計	4,716,458

第 51 期 決 算 公 告

令和７年６月18日　　静岡市葵区清閑町12番地の５

大五通商株式会社

代表取締役社長　瓦谷　健

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,184,997	流動負債	3,104,420
固定資産	2,212,978	（賞与引当金）	（20,145）
		固定負債	85,718
		株主資本	3,045,815
		資本金	45,000
		資本剰余金	7,350
		資本準備金	7,350
		利益剰余金	3,007,405
		利益準備金	9,354
		その他利益剰余金	2,998,051
		（うち当期純利益）	（33,886）
		自己株式	△13,940
		評価・換算差額等	162,022
資産合計	6,397,975	負債・純資産合計	6,397,975

第 29 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字美シ森８番

株式会社Ｊヴィレッジ

代表取締役社長　内堀　雅雄

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	629,756	流動負債	230,308
固定資産	100,800	固定負債	46,999
有形固定資産	92,846	負債合計	277,308
無形固定資産	5,645	株主資本	453,248
投資その他の資産	2,309	資本金	495,000
		利益剰余金	△41,751
		繰越利益剰余金	△41,751
		（うち当期純利益）	（37,669）
		純資産合計	453,248
資産合計	730,556	負債・純資産合計	730,556

第 48 期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区神田東松下町43番地

東光株式会社

取締役社長　大塚　典之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	265,357
	固定資産	173,747
	資産合計	439,104
負債及び純資産の部	流動負債	27,575
	固定負債	47,871
	負債合計	75,446
	株主資本	363,657
	資本金	10,000
	利益剰余金	353,657
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	351,157
	（うち当期純損失）	（204,147）
	純資産合計	363,657
	負債・純資産合計	439,104

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月30日

東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

東レ・メディカル株式会社

代表取締役社長　田邉　充

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：億円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	250	流動負債	124
固定資産	48	賞与引当金	6
		固定負債	6
		役員退職慰労引当金	0
		株主資本	166
		資本金	13
		資本剰余金	8
		資本準備金	8
		利益剰余金	145
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	144
		評価・換算差額等	2
資産合計	298	負債・純資産合計	298

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：億円）

科目	金額
売上高	431
売上原価	343
売上総利益	88
販売費及び一般管理費	76
営業利益	12
営業外損益	0
経常利益	12
特別損益	0
税引前当期純利益	12
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	0
当期純利益	8

第 11 期決算公告

令和７年６月27日

東京都中央区日本橋人形町３丁目４番14号

株式会社生活クラブエナジー

代表取締役　須長　雅和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,088,077
	固定資産	67,960
	繰延資産	473
	資産合計	1,156,511
負債及び純資産の部	流動負債	465,304
	固定負債	380,562
	株主資本	310,644
	資本金	65,120
	資本剰余金	270
	利益剰余金	245,253
	利益準備金	4,546
	その他利益剰余金	240,706
	（うち当期純利益）	（23,311）
	負債・純資産合計	1,156,511

第 87 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　　東京都中央区銀座四丁目７番５号

王子木材緑化株式会社

代表取締役社長　安藤　和義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,265	流動負債	7,531
固定資産	7,061	固定負債	985
有形固定資産	5,400	株主資本	11,810
無形固定資産	26	資本金	288
投資その他の資産	1,633	資本剰余金	3,907
		資本準備金	3,907
		利益剰余金	7,615
		利益準備金	64
		その他利益剰余金	7,550
		評価・換算差額等	△1
		繰延ヘッジ損益	△1
資産合計	20,326	負債・純資産合計	20,326

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	67,717
売上原価	59,096
売上総利益	8,620
販売費及び一般管理費	7,510
営業利益	1,110
営業外収益	135
営業外費用	125
経常利益	1,119
特別利益	201
特別損失	7
税引前当期純利益	1,313
法人税、住民税及び事業税	345
法人税等調整額	22
当期純利益	946

第 26 期 決 算 公 告

2025年７月28日　静岡県浜松市中央区三和町10番地
ローム浜松株式会社
代表取締役社長　江口　英和

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,976	流動負債	5,913
固定資産	38,581	固定負債	23,000
		負債合計	**28,913**
		株主資本	20,644
		資本金	10,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	△4,355
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△4,358
		純資産合計	**20,644**
資産合計	**49,557**	**負債・純資産合計**	**49,557**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	22,332
売上原価	25,758
売上総損失	3,425
販売費及び一般管理費	550
営業損失	3,975
営業外収益	423
営業外費用	315
経常損失	3,867
特別利益	13
特別損失	8,007
税引前当期純損失	11,862
法人税、住民税及び事業税	△8
法人税等調整額	△1,205
当期純損失	10,648

第 15 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
Triland Metals Tokyo株式会社
代表取締役　北原　康行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	189,845
	固定資産	39,171
	合計	**229,017**
負債及び純資産の部	流動負債	48,385
	固定負債	51,204
	退職給付引当金	10,546
	株主資本	129,427
	資本金	99,000
	利益剰余金	30,427
	利益準備金	11,829
	その他利益剰余金	18,597
	（うち当期純利益）	（18,597）
	合計	**229,017**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
熊本市中央区世安一丁目４番１号
株式会社セルモ
代表取締役　岩上　梨可

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	26,054	流動負債	4,886
固定資産	38,516	固定負債	40,284
有形固定資産	27,557	**負債合計**	**45,170**
無形固定資産	184	株主資本	17,643
投資その他の資産	10,775	資本金	100
繰延資産	2	利益剰余金	17,543
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	17,518
		評価・換算差額等	1,759
		純資産合計	**19,402**
資産合計	**64,572**	**負債・純資産合計**	**64,572**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,772
売上原価	6,973
売上総利益	3,799
販売費及び一般管理費	3,691
営業利益	108
営業外収益	408
営業外費用	211
経常利益	305
特別利益	2,725
特別損失	394
税引前当期純利益	2,636
法人税、住民税及び事業税	920
当期純利益	1,716

第19期決算公告　令和７年６月19日

東京都江東区豊洲１丁目１番１号
コンティチャックニエムヒユーハン・ウーソルベトナム
代表取締役社長　内野　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	568,683
	固定資産	62,260
	資産合計	**630,944**
負債及び純資産の部	流動負債	937,745
	固定負債	6,273
	退職給付引当金	6,273
	株主資本	△317,901
	資本金	197,657
	利益剰余金	△515,558
	（うち当期純損失）	（19,856）
	評価・換算差額等	4,827
	為替換算調整額	4,827
	負債・純資産合計	**630,944**

第 5 期 決 算 公 告

令和７年７月28日
札幌市中央区南八条西二十二丁目４番10号
株式会社イーエスジーマネージメント
代表取締役　安原　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,218
	固定資産	1,926,318
	合計	**1,932,537**
負債及び純資産の部	流動負債	31,778
	固定負債	1,891,727
	株主資本	9,030
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△ 140,969
	その他利益剰余金	△ 140,969
	（うち当期純損失）	（5,473）
	合計	**1,932,537**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
北海道石狩市新港南三丁目七〇三番三四
代表社員　株式会社イーエスジーマネージメント　職務執行者　近藤　健助
（甲）合同会社ESG
札幌市中央区南八条西二十二丁目四番一〇号
（乙）株式会社イーエスジーマネージメント
代表取締役　安原　浩司

第11期決算公告　令和７年６月23日

東京都中央区日本橋浜町３－９－５－４Ｆ
株式会社ファームシップ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	343,214
	固定資産	74,007
	資産合計	**417,221**
負債及び純資産の部	流動負債	350,562
	販売諸掛引当金	2,664
	固定負債	18,346
	株主資本	48,312
	資本金	100,000
	資本剰余金	416,735
	資本準備金	347,800
	その他資本剰余金	68,935
	利益剰余金	△468,423
	その他利益剰余金	△468,423
	（うち当期純利益）	（11,027）
	負債・純資産合計	**417,221**

第18期決算公告　令和７年７月28日

栃木県足利市常見町三丁目７番地６
株式会社佐取工務店
代表取締役　佐取　信人

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	327,596,680
	固定資産	15,608,023
	資産合計	**343,204,703**
負債及び純資産の部	流動負債	411,500
	負債合計	**411,500**
	株主資本	342,793,203
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	322,793,203
	その他利益剰余金	322,793,203
	（うち当期純損失）	（2,123,360）
	純資産合計	**342,793,203**
	負債・純資産合計	**343,204,703**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一二三万円減少し、七七七万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年七月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
栃木県足利市常見町三丁目七番地六
株式会社佐取工務店
代表取締役　佐取　信人

第８期決算公告　令和７年７月22日

東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社FgG
代表取締役　川本　寛之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,893
	固定資産	300,005
	合計	**308,899**
負債及び純資産の部	流動負債	1,395
	株主資本	307,504
	資本金	10,000
	資本剰余金	273,000
	資本準備金	141,500
	その他資本剰余金	131,500
	利益剰余金	24,504
	その他利益剰余金	24,504
	（うち当期純利益）	（2,179）
	合計	**308,899**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億一六五〇万円、本準備金の額を一億一六五〇万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。なお、減少する資本金一億一六五〇万円及び資本準備金一億一六五〇万円は、その他資本剰余金とします。この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十八日

千葉県八街市朝日四八四番地
新光和株式会社
代表取締役　石井　宏宗

第23期決算公告

令和７年７月28日
千葉県八街市朝日484番地
新光和株式会社
代表取締役　石井　宏宗

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	113,841,988
	固定資産	374,312,502
	資産合計	488,154,490
負債及び純資産の部	流動負債	377,170,330
	株主資本	110,984,160
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	183,000,000
	その他資本剰余金	183,000,000
	利益剰余金	△172,015,840
	利益準備金	4,500,000
	その他利益剰余金	△176,515,840
	（うち当期純損失）	(206,885,887)
	負債・純資産合計	488,154,490

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月三十日を効力発生日とする株式会社アトラストとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都小平市花小金井三丁目三一番二七―一号
株式会社アトラストビル
代表取締役　飴谷　高志

第15期決算公告

令和７年７月28日
東京都小平市花小金井三丁目31番27―１号
株式会社アトラストビル
代表取締役　飴谷　高志

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,368
	固定資産	118,003
	合計	125,372
負債及び純資産の部	流動負債	11,614
	固定負債	72,752
	株主資本	41,006
	資本金	10,000
	利益剰余金	31,006
	その他利益剰余金	31,006
	（うち当期純損失）	(333)
	合計	125,372

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十六日
掲載頁　一〇七頁（号外第三十七号）

次のとおりです。

（乙）
令和七年七月二十八日
東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号
（甲）ＬＥＤ　代表取締役　鈴木　直樹
ＴＯＫＹＯ株式会社
大阪市中央区森ノ宮中央二丁目七番二〇号
（乙）日本ユーザック株式会社
代表取締役　鈴木　直樹

第35期決算公告

令和７年７月28日
大阪市中央区森ノ宮中央二丁目７番20号
日本ユーザック株式会社
代表取締役　鈴木　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	120,247
	固定資産	65,624
	資産合計	185,872
負債及び純資産の部	流動負債	13,714
	固定負債	187,562
	株主資本	△15,403
	資本金	10,000
	利益剰余金	△25,403
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△26,903
	（うち当期純利益）	(779)
	負債・純資産合計	185,872

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を、十四億六千八百十六万三千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都台東区台東二丁目一番一号
共立ＡＴＳホールディングス株式会社
代表取締役　佐々木邦彦

第1期決算公告

令和７年７月28日
東京都台東区台東二丁目１番１号
共立ＡＴＳホールディングス株式会社
代表取締役　佐々木邦彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,029
	固定資産	228,660
	合計	280,689
負債及び純資産の部	流動負債	114,165
	固定負債	223,827
	株主資本	△57,302
	資本金	1,000
	利益剰余金	△58,302
	その他利益剰余金	△58,302
	（うち当期純損失）	(58,302)
	合計	280,689

第13期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社gumi ventures
代表取締役　川本　寛之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	115,708
	固定資産	2,201,440
	合計	2,317,149
負債及び純資産の部	流動負債	33,507
	固定負債	35,994
	株主資本	2,169,445
	資本金	159,350
	資本剰余金	931,489
	（資本準備金）	(650,350)
	利益剰余金	1,078,605
	その他利益剰余金	1,078,605
	（うち当期純利益）	(15,921)
	評価・換算差額等	78,201
	合計	2,317,149

第６期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社gumi Cryptos
代表取締役　川本　寛之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	223,711
	固定資産	1,407,860
	合計	1,631,571
負債及び純資産の部	流動負債	241,354
	株主資本	1,390,217
	資本金	10,000
	資本剰余金	694,787
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	684,787
	利益剰余金	685,429
	その他利益剰余金	685,429
	（うち当期純利益）	(983,660)
	合計	1,631,571

第６期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社gC Games
代表取締役　寺村　康

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	142,534
	固定資産	54,375
	合計	196,910
負債及び純資産の部	流動負債	1,008,667
	株主資本	△811,757
	資本金	500
	資本剰余金	768,747
	資本準備金	500
	その他資本剰余金	768,247
	利益剰余金	△1,581,004
	その他利益剰余金	△1,581,004
	（うち当期純損失）	(162,021)
	合計	196,910

第８期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社gumi X Reality
代表取締役　川本　寛之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	36,311
	固定資産	3,124,620
	合計	3,160,931
負債及び純資産の部	流動負債	39,171
	固定負債	1,823,109
	株主資本	1,298,216
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,540,087
	その他資本剰余金	2,540,087
	利益剰余金	△1,341,871
	その他利益剰余金	△1,341,871
	（うち当期純損失）	(48,791)
	評価・換算差額等	433
	合計	3,160,931

第８期決算公告　令和７年７月28日
東京都品川区西五反田七丁目24番５号
ＢｌｕｅＢａｎｋ株式会社
代表取締役　杉守　一樹
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	239,921
	固定資産	90,827
	資産合計	330,749
負純資産債及びの部	流動負債	139,697
	固定負債	63,080
	株主資本	127,939
	資本金	364,949
	資本剰余金	364,649
	資本準備金	364,649
	利益剰余金	△601,660
	その他利益剰余金	△601,660
	（うち当期純損失）	(284,215)
	新株予約権	31
	負債・純資産合計	330,749

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千九百七十八万九千九百九円、資本準備金の額を四億九千九百四十八万九千九百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
東京都品川区西五反田七丁目二四番五号
ＢｌｕｅＢａｎｋ株式会社
代表取締役　杉守　一樹

第８期決算公告　令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社グラムス
代表取締役　谷　　直史
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,727
	固定資産	364,428
	合計	475,156
負純資産債及びの部	流動負債	93,297
	株主資本	381,858
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	361,858
	その他利益剰余金	361,858
	（うち当期純利益）	(38,907)
	合計	475,156

第４期決算公告
令和７年７月28日
岐阜県高山市下岡本町992番地
株式会社ＦＲＯＧ　ＡＵＴＯ
代表取締役　岩塚　大世
貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,042
	固定資産	24,515
	繰延資産	819
	合計	77,377
負純資産債及びの部	流動負債	23,689
	固定負債	47,407
	株主資本	6,281
	資本金	3,000
	利益剰余金	3,281
	その他利益剰余金	3,281
	（うち当期純利益）	(6,288)
	合計	77,377

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日
岐阜県高山市下岡本町九九二番地
（甲）株式会社ＦＲＯＧ　ＡＵＴＯ
代表取締役　岩塚　大世
岐阜県高山市松之木町五〇七番地の二
（乙）有限会社アウトバーン
取締役　岩塚　大世

第10期決算公告　令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
Tokyo XR Startups株式会社
代表取締役　川本　寛之
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,107
	固定資産	2,056,217
	合計	2,138,325
負純資産債及びの部	流動負債	3,316
	固定負債	250,000
	株主資本	1,885,008
	資本金	42,500
	資本剰余金	266,200
	資本準備金	42,500
	その他資本剰余金	223,700
	利益剰余金	1,576,308
	その他利益剰余金	1,576,308
	（うち当期純利益）	(42,550)
	合計	2,138,325

第40期決算公告
令和７年７月28日
京都府城陽市久世荒内160番地２
株式会社中谷
代表取締役　藤井恵理奈
貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,331
	固定資産	38,419
	合計	58,751
負純資産債及びの部	流動負債	69,038
	株主資本	△10,286
	資本金	10,000
	利益剰余金	△20,286
	その他利益剰余金	△20,286
	（うち当期純損失）	(27,510)
	合計	58,751

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を五億四千六百十一万九千三百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
京都府城陽市久世荒内一六〇番地二
株式会社中谷
代表取締役　藤井恵理奈

第６期決算公告
令和７年７月28日
東京都小平市中島町２番１号
グリーンパーク小平・村山・大和株式会社
代表取締役　上原　伸基
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	542,604
	固定資産	33
	合計	542,637
負純資産債及びの部	流動負債	40,948
	株主資本	501,689
	資本金	499,000
	利益剰余金	2,689
	その他利益剰余金	2,689
	（うち当期純利益）	(2,857)
	合計	542,637

第24期決算公告
令和７年７月28日
京都府京都市南区上鳥羽藁田町19番地
株式会社はーと＆はあとライフサポート
代表取締役　宮﨑　吉昭
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,122
	固定資産	55,487
	繰延資産	5,188
	合計	186,798
負純資産債及びの部	流動負債	46,163
	固定負債	313,438
	株主資本	△172,803
	資本金	50,000
	利益剰余金	△222,803
	その他利益剰余金	△222,803
	（うち当期純損失）	(40,314)
	合計	186,798

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の食事療法事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
京都府京都市南区上鳥羽藁田町一九番地
（甲）株式会社はーと＆はあとプラス
代表取締役　鈴木　雄大
京都府京都市南区上鳥羽藁田町一九番地
（乙）株式会社はーと＆はあとライフサポート
代表取締役　宮﨑　吉昭

第４期決算公告　令和７年７月28日
東京都中央区日本橋久松町12番８号
クラフトバンク株式会社
代表取締役　韓　英志
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,162,747
	固定資産	9,253
	合計	1,172,000
負純資産債及びの部	流動負債	629,151
	固定負債	604,000
	株主資本	△61,150
	資本金	100,000
	資本剰余金	918,276
	資本準備金	581,886
	その他資本剰余金	336,390
	利益剰余金	△1,079,427
	その他利益剰余金	△1,079,427
	（うち当期純損失）	(468,222)
	合計	1,172,000

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年七月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

大阪府堺市中区小阪二〇八番地の一

株式会社友幸産業

代表取締役　藤原　友雄

第29期決算公告

令和７年７月28日

大阪府堺市中区小阪208番地の１

株式会社友幸産業

代表取締役　藤原　友雄

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	88,109
	固定資産	1,453
	合計	89,562
負債及び純資産の部	流動負債	40,678
	株主資本	48,884
	資本金	40,000
	利益剰余金	8,884
	その他利益剰余金	8,884
	（うち当期純利益）	(5,984)
	合計	89,562

第３期決算公告　2025年７月28日

東京都港区赤坂五丁目３番１号

株式会社ＨＵＵＭ

代表取締役　山田　覚

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	347,671
	固定資産	2,877
	合計	350,549
負債及び純資産の部	流動負債	191,549
	賞与引当金	2,963
	役員賞与引当金	7,262
	株主資本	158,999
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	128,999
	その他利益剰余金	128,999
	（うち当期純利益）	(51,018)
	合計	350,549

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二百一万五千円、資本準備金の額を四億九百五十七万八千百七十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

和歌山市梅原五七九番地一

ｇｌａｆｉｔ株式会社

代表取締役　鳴海　禎造

第７期決算公告　令和７年７月28日

和歌山市梅原579番地１

ｇｌａｆｉｔ株式会社

代表取締役　鳴海　禎造

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	610,862
	固定資産	132,631
	資産合計	743,493
負債及び純資産の部	流動負債	321,115
	固定負債	332,105
	株主資本	90,272
	資本金	144,003
	資本剰余金	1,081,566
	資本準備金	1,081,566
	利益剰余金	△1,135,296
	その他利益剰余金	△1,135,296
	（うち当期純損失）	(240,202)
	負債・純資産合計	743,493

第７期決算公告

令和７年６月23日

東京都渋谷区東三丁目16番３号

株式会社クレマンスラボラトリー

代表取締役　平野香奈絵

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,470,408
	固定資産	93,990
	合計	30,564,398
負債及び純資産の部	流動負債	24,576,872
	株主資本	5,987,526
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	4,987,526
	その他利益剰余金	4,987,526
	（うち当期純利益）	(5,903,539)
	合計	30,564,398

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億七十万八千三百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

広島県安芸郡熊野町中溝五丁目一六番一号

マルイチ食品株式会社

代表取締役　瀬川　太積

第17期決算公告

令和７年７月28日

広島県安芸郡熊野町中溝五丁目16番１号

マルイチ食品株式会社

代表取締役　瀬川　太積

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	309,450
	固定資産	254,871
	合計	564,322
負債及び純資産の部	流動負債	127,654
	固定負債	250,000
	株主資本	186,667
	資本金	8,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	158,667
	（うち当期純損失）	(35,674)
	合計	564,322

第１期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区平河町一丁目３番14号ＫＯＫＡビル４階

Emerald株式会社

代表取締役　クア・シー・レン

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,349
	合計	6,349
負債及び純資産の部	流動負債	8,443
	株主資本	△2,094
	資本金	5,000
	利益剰余金	△7,094
	その他利益剰余金	△7,094
	（うち当期純損失）	(7,094)
	合計	6,349

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日

熊本県玉名郡南関町小原一八一五番地二

(甲)　株式会社Ｏｏｋｉ

代表取締役　大木　稔

熊本県玉名郡南関町大字関町一四七九番地

(乙)　有限会社オークフーズ

代表取締役　大木　稔

第27期決算公告

令和７年７月28日

熊本県玉名郡南関町小原1815番地２

株式会社Ｏｏｋｉ

代表取締役　大木　稔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,811
	固定資産	253,176
	繰延資産	2,260
	合計	300,247
負債及び純資産の部	流動負債	80,229
	固定負債	215,698
	株主資本	4,319
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,319
	その他利益剰余金	1,319
	（うち当期純利益）	(8,574)
	合計	300,247

第15期決算公告

令和７年６月23日

東京都中央区日本橋室町３丁目３番１号

セオリアファーマ株式会社

代表取締役　杉本　徹也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,057
	固定資産	41
	合計	2,098
負債及び純資産の部	流動負債	2,468
	固定負債	34
	株主資本	△404
	資本金	30
	利益剰余金	△434
	その他利益剰余金	△434
	（うち当期純損失）	(577)
	合計	2,098

第７期決算公告

令和７年７月28日

和歌山市梅原579番地１

ｇｌａｆｉｔ株式会社

代表取締役　鳴海　禎造

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	610,862
	固定資産	132,631
	資産合計	743,493
負債及び純資産の部	流動負債	321,115
	固定負債	332,105
	株主資本	90,272
	資本金	144,003
	資本剰余金	1,081,566
	資本準備金	1,081,566
	利益剰余金	△1,135,296
	その他利益剰余金	△1,135,296
	（うち当期純損失）	(240,202)
	負債・純資産合計	743,493

第32期決算公告

令和７年７月28日
鹿児島県出水郡長島町諸浦1129番地５
株式会社白石水産
（旧商号　有限会社白石水産）
代表取締役　白石　幹男

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,741
	固定資産	57,843
	繰延資産	4,992
	合計	175,577
負債及び純資産の部	流動負債	112,929
	固定負債	48,034
	株主資本	14,614
	資本金	5,000
	利益剰余金	9,614
	その他利益剰余金	9,614
	（うち当期純利益）	(4,108)
	合計	175,577

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日

鹿児島県出水郡長島町諸浦一一二九番地五　（甲）株式会社白石水産　代表取締役　白石　幹男

鹿児島県出水郡長島町鷹巣一六六一番地　（乙）有限会社福徳金物店　取締役　白石　幹男

第６期決算公告

令和７年７月28日
東京都港区芝浦一丁目１番１号
東芝データ株式会社
代表取締役　北川　浩昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	610,295
	固定資産	296,581
	合計	906,876
負債及び純資産の部	流動負債	1,528,979
	（賞与引当金）	(83,682)
	株主資本	△622,102
	資本金	135,000
	資本剰余金	1,345,000
	資本準備金	125,000
	その他資本剰余金	1,220,000
	利益剰余金	△2,102,102
	その他利益剰余金	△2,102,102
	（うち当期純損失）	(804,913)
	合計	906,876

第12期決算公告

令和７年６月24日
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション
代表取締役　佐藤　雅典

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,135	流動負債	1,594
固定資産	7,673	固定負債	151
		退職給付引当金	144
		その他	7
		株主資本	12,061
		資本金	656
		資本剰余金	3,459
		資本準備金	646
		その他資本剰余金	2,813
		利益剰余金	7,946
		その他利益剰余金	7,946
資産合計	13,808	負債・純資産合計	13,808

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,403
売上総利益	5,403
販売費及び一般管理費	2,854
営業利益	2,548
営業外収益	94
営業外費用	0
経常利益	2,643
特別損失	277
税引前当期純利益	2,365
法人税、住民税及び事業税	△223
法人税等調整額	△10
当期純利益	2,599

第１期決算公告

令和７年７月28日
東京都港区北青山二丁目５番１号
日本クリーンアンモニアシッピング株式会社
代表取締役社長　尾関　洋彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,021
	固定資産	1,440
	合計	23,461
負債及び純資産の部	流動負債	150
	株主資本	23,310
	資本金	27,000
	利益剰余金	△3,689
	その他利益剰余金	△3,689
	（うち当期純損失）	(3,689)
	合計	23,461

第38期決算公告

令和７年６月26日
東京都中央区京橋一丁目６番１号
三菱商事ケミカル株式会社
代表取締役社長　宮澤　正己

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	45,210	流動負債	38,106
固定資産	1,355	賞与引当金	310
		固定負債	471
		退職給付引当金	331
		株主資本	7,992
		資本金	392
		利益剰余金	7,600
		利益準備金	98
		その他利益剰余金	7,502
		評価・換算差額等	△4
		繰延ヘッジ損益	△4
資産合計	46,565	負債・純資産合計	46,565

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	136,240
売上原価	129,514
売上総利益	6,727
販売費及び一般管理費	2,585
営業利益	4,141
営業外収益	353
営業外費用	70
経常利益	4,424
特別損失	7
税引前当期純利益	4,418
法人税、住民税及び事業税	1,263
法人税等調整額	△38
当期純利益	3,192

第44期決算公告

令和７年６月20日
相模原市中央区田名塩田一丁目１番11号
シイエムケイ・プロダクツ株式会社
代表取締役　小林　誠一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,217
	固定資産	1,791
	合計	3,009
負債及び純資産の部	流動負債	783
	固定負債	310
	株主資本	1,916
	資本金	233
	資本剰余金	400
	利益剰余金	1,351
	利益準備金	77
	その他利益剰余金	1,274
	（うち当期純損失）	(149)
	自己株式	△69
	合計	3,009

第14期決算公告

2025年７月28日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号
スカーレットＬＮＧ輸送株式会社
代表取締役　遠藤　智広

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,146	流動負債	34,546
固定資産	19,299	固定負債	3,961
投資その他の資産	19,299	株主資本	△18,061
		資本金	3
		利益剰余金	△18,064
		その他利益剰余金	△18,064
資産合計	20,445	負債・純資産合計	20,445

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	573
販売費及び一般管理費	141
営業利益	431
営業外収益	1,072
営業外費用	2,403
経常損失	899
税引前当期純損失	899
法人税及び住民税	△780
当期純損失	118

第49期決算公告

令和７年７月28日
静岡県富士市本市場新田63番地５
マキシー株式会社
代表取締役　斉藤　和史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,759
	固定資産	38,709
	合計	136,468
負債及び純資産の部	流動負債	64,827
	賞与引当金	5,400
	その他	59,427
	固定負債	4,240
	株主資本	67,400
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,400
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	54,900
	（うち当期純利益）	(54,900)
	合計	136,468

第７期決算公告

令和７年７月28日

愛知県半田市泉町１番地４

グリーンパーク知多南部株式会社

代表取締役　桂木　格

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	564,290
	固定資産	0
	合計	564,290
負債及び純資産の部	流動負債	58,995
	株主資本	505,295
	資本金	499,000
	利益剰余金	6,295
	その他利益剰余金	6,295
	（うち当期純利益）	(3,761)
	合計	564,290

第４期決算公告

令和７年７月28日

東京都港区虎ノ門三丁目２番２号

株式会社イノシア

代表取締役　阿部　雄飛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	286	流動負債	332
固定資産	1,614	賞与引当金	9
		負債合計	332
		株主資本	1,569
		資本金	1,130
		資本剰余金	1,130
		資本準備金	1,130
		利益剰余金	△692
		その他利益剰余金	△692
		純資産合計	1,569
資産合計	1,900	負債・純資産合計	1,900

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	223
売上原価	54
売上総利益	169
販売費及び一般管理費	388
営業損失	219
営業外収益	0
営業外費用	5
経常損失	224
特別損失	25
税引前当期純損失	249
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	250

第19期決算公告

令和７年７月28日

京都府京丹後市峰山町泉17番地

株式会社丹後蔵

代表取締役　中川　正樹

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,445
	固定資産	8,277
	資産合計	21,723
負債及び純資産の部	流動負債	43,656
	固定負債	—
	株主資本	△21,932
	資本金	12,000
	利益剰余金	△33,932
	その他利益剰余金	△33,932
	（うち当期純損失）	(9,288)
	負債・純資産合計	21,723

第47期決算公告

令和７年７月28日　東京都新宿区西新宿１丁目13番８号

株式会社ジャパンデンタル

代表取締役社長　今井　範嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,990	流動負債	30,819
固定資産	243	固定負債	90
有形固定資産	73	支払保証	1,183
無形固定資産	14	株主資本	1,315
投資その他の資産	155	資本金	1,000
支払保証見返	1,183	利益剰余金	315
		利益準備金	17
		その他利益剰余金	298
		評価・換算差額等	8
		その他有価証券評価差額金	2
		繰延ヘッジ損益	6
資産合計	33,418	負債・純資産合計	33,418

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	987
営業費用	956
営業利益	31
営業外収益	1
経常利益	32
特別損失	0
税引前当期純利益	32
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	4
当期純利益	24

第５期決算公告

令和７年６月27日

兵庫県神戸市中央区小野柄通７丁目１番１号日本生命三宮駅前ビル３階

ディピューラメディカルソリューションズ株式会社

代表取締役　岡田　正規

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	70,078
	固定資産	41,541
	資産合計	111,619
負債及び純資産の部	流動負債	27,034
	株主資本	84,585
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△15,414
	その他利益剰余金	△15,414
	（うち当期純損失）	(21,256)
	負債・純資産合計	111,619

第21期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

東京共同会計事務所内

Ｓｏｍｅｉ特定目的会社

取締役　名古路秀和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	22,686,947	流動負債	173,024
特定資産合計	22,686,947	固定負債	225,824
その他の資産の部		負債合計	398,848
流動資産	1,836,975	社員資本	24,147,733
固定資産	22,658	特定資本金	1,289,550
投資その他の資産	22,658	優先資本金	23,605,000
		Ｃ種優先出資	10,105,000
		Ｅ種優先出資	13,500,000
		剰余金	△746,816
		当期未処理損失	746,816
その他の資産合計	1,859,634	純資産合計	24,147,733
資産合計	24,546,582	負債・純資産合計	24,546,582

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	777,194
営業費用	1,132,412
営業損失	355,217
営業外収益	2,408
経常損失	352,808
税引前当期純損失	352,808
法人税等	1,210
当期純損失	354,018

第39期決算公告

令和７年７月25日

神戸市東灘区魚崎浜町15番地２

株式会社コウベデリカテッセン

代表取締役　古塚　孝志

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	108,201
	固定資産	3
	合計	108,205
負債及び純資産の部	流動負債	303
	株主資本	107,902
	資本金	95,000
	資本剰余金	85,000
	資本準備金	85,000
	利益剰余金	△72,097
	利益準備金	1,573
	その他利益剰余金	△73,671
	（うち当期純損失）	(384)
	合計	108,205

第21期決算公告

令和７年７月28日

島根県浜田市金城町波佐イ1319番地48

株式会社グリーンパワー浜田

代表取締役　阿部　哲也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,090,985	流動負債	712,770
固定資産	7,724,613	固定負債	7,002,522
有形固定資産	7,586,526	株主資本	1,187,829
無形固定資産	3,311	資本金	762,250
投資その他の資産	134,775	資本剰余金	1,078,065
		資本準備金	190,562
		その他資本剰余金	887,503
		利益剰余金	△652,486
		繰越利益剰余金	△652,486
		評価・換算差額等	△87,523
		繰延ヘッジ損益	△87,523
資産合計	8,815,599	負債・純資産合計	8,815,599

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,547,983
売上原価	1,392,934
売上総利益	155,048
販売費及び一般管理費	121,674
営業利益	33,373
営業外収益	82,895
営業外費用	164,532
経常損失	48,263
税引前当期純損失	48,263
法人税、住民税及び事業税	1,613
法人税等調整額	△7,679
当期純損失	42,197

第４期決算公告

令和７年６月27日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号

丸紅ペトロリアム株式会社

代表取締役　栃本　恵一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	142,528	流動負債	142,238
固定資産	1,189	固定負債	1,258
		負債合計	143,497
		株主資本	2
		資本金	0
		利益剰余金	2
		その他利益剰余金	2
		評価・換算差額等	218
		繰延ヘッジ損益	218
		純資産合計	220
資産合計	143,717	負債・純資産合計	143,717

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	43
売上総利益	43
販売費及び一般管理費	39
営業利益	3
営業外損益	△1
経常利益	2
税引前当期純利益	2
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	0
当期純利益	2

第54期決算公告

令和７年７月28日

岡山県笠岡市神島外浦3366番地

コウノシマ興産株式会社

代表取締役　安東　尚哉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	73
	固定資産	131
	資産合計	204
負債及び純資産の部	流動負債	10
	固定負債	6,416
	株主資本	△6,222
	資本金	200
	利益剰余金	△6,422
	その他利益剰余金	△6,422
	（うち当期純損失）	(36)
	負債・純資産合計	204

第18期決算公告

令和７年７月28日

東京都港区芝浦四丁目16番25号

株式会社ＥＰＡＲＫ

代表取締役　押切　孝平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,444	流動負債	16,061
固定資産	5,937	固定負債	1,692
有形固定資産	507	株主資本	△167
無形固定資産	166	資本金	90
投資その他の資産	5,263	資本剰余金	11,724
		資本準備金	2,969
		その他資本剰余金	8,755
		利益剰余金	△11,982
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	△11,989
		評価・換算差額等	796
資産合計	18,382	負債・純資産合計	18,382

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,350
売上原価	5,745
売上総利益	3,605
販売費及び一般管理費	2,382
営業利益	1,223
営業外収益	2,940
営業外費用	742
経常利益	3,421
特別利益	962
特別損失	1,466
税引前当期純利益	2,917
法人税・住民税及び事業税	4
法人税等調整額	0
当期純利益	2,913

第３期決算公告

令和７年７月22日

福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号

株式会社gC Labs

代表取締役　寺村　　康

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,762
	固定資産	16,613
	合計	25,375
負債及び純資産の部	流動負債	709,446
	株主資本	△684,071
	資本金	10,000
	資本剰余金	252,860
	その他資本剰余金	252,860
	利益剰余金	△946,931
	その他利益剰余金	△946,931
	（うち当期純損失）	(703,170)
	合計	25,375

第26期決算公告

令和７年７月28日

福岡県久留米市螢川町10番地１

株式会社平安閣エヌピーオー互助会

代表取締役　福島　　洋

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,023	流動負債	1,971
固定資産	12,258	固定負債	17,278
		負債合計	19,249
		株主資本	1,032
		資本金	50
		利益剰余金	982
		その他利益剰余金	982
		純資産合計	1,032
資産合計	20,281	負債・純資産合計	20,281

損益計算書の要旨

（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,466
営業費用	1,744
営業損失	278
営業外損益	404
経常利益	126
税引前当期純利益	126
法人税、住民税及び事業税	37
当期純利益	89

第６期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区鍛冶町１―10―６

ＢＩＺ　ＳＭＡＲＴ神田904号室

一般社団法人日本シーサート協議会

理事長　北村　達也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	109,776
	固定資産	980
	合計	110,756
負味債財及産びの正部	流動負債	9,479
	負債合計	9,479
	一般正味財産	101,276
	正味財産合計	101,276
	合計	110,756

第56期決算公告

令和７年７月28日

札幌市白石区平和通三丁目南１番４号

オヤコ寝装株式会社

代表取締役　白崎　邦彦

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	4,664,443
	固定資産	264,035,637
	資産合計	268,700,080
負債及び純資産の部	流動負債	10,324,750
	固定負債	248,762,000
	負債合計	259,086,750
	株主資本	9,613,330
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△20,386,670
	繰越利益剰余金	△20,386,670
	（うち当期純損失）	(5,237,921)
	純資産合計	9,613,330
	負債・純資産合計	268,700,080

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

札幌市白石区平和通三丁目南一番四号

オヤコ寝装株式会社

代表取締役　白崎　邦彦

第11期決算公告

2025年７月28日

東京都新宿区西新宿七丁目20番１号

住友不動産西新宿ビル29階

公益財団法人 明光教育研究所

代表理事　渡邉　弘毅

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,646,878
	固定資産	1,560,000,002
	合計	1,584,646,880
負味債財及産びの正部	流動負債	662,281
	負債合計	662,281
	指定正味財産	1,560,000,000
	一般正味財産	23,984,599
	正味財産合計	1,583,984,599
	合計	1,584,646,880

決　算　公　告

令和７年７月28日

東京都新宿区横寺町55番地

一般財団法人日本ラーニング・ラボラトリー教育センター

代表理事　楯　　裕史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,185
	固定資産	3,973
	合計	50,158
負味財産及び正味財産の部	流動負債	5,379
	固定負債	38,300
	負債合計	43,679
	一般正味財産	6,478
	正味財産合計	6,478
	合計	50,158

第78期決算公告

令和７年７月28日

札幌市白石区平和通三丁目南１番４号

白崎繊維工業株式会社

代表取締役　白崎　善大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	12,308,651
	固定資産	83,460,027
	資産合計	95,768,678
負純資産及び部	流動負債	2,266,374
	固定負債	92,087,500
	負債合計	94,353,874
	株主資本	1,414,804
	資本金	48,000,000
	利益剰余金	△46,585,196
	繰越利益剰余金	△46,585,196
	（うち当期純利益）	(731,791)
	純資産合計	1,414,804
	負債・純資産合計	95,768,678

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

札幌市白石区平和通三丁目南一番四号

白崎繊維工業株式会社

代表取締役　白崎　善大

第30期決算公告

2025年７月28日

東京都中央区銀座三丁目14番１号

株式会社ＷＳＰ

代表取締役　渡邊　雅夫

貸借対照表の要旨

（2024年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,085,901
	固定資産	159,510
	合計	2,245,412
負純資産及び部	流動負債	634,630
	固定負債	912,587
	株主資本	698,194
	資本金	100,000
	利益剰余金	598,194
	その他利益剰余金	598,194
	（うち当期純利益）	(315,601)
	合計	2,245,412

第21期決算公告

令和７年７月28日

北海道旭川市旭岡五丁目８番地の33

株式会社アサヒＨＬ

代表取締役　富居　慶幸

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,415
	固定資産	714,509
	合計	772,924
負純資産及び部	流動負債	103,862
	固定負債	511,100
	株主資本	157,961
	資本金	3,000
	利益剰余金	154,961
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	152,461
	（うち当期純利益）	(9,629)
	合計	772,924

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸管理事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです

（乙）計算書類の公告義務はありません

令和七年七月二十八日

北海道旭川市旭岡五丁目八番地の三三

（甲）株式会社アサヒＨＬ

代表取締役　富居　慶幸

北海道旭川市緑町十六丁目三〇一〇番地五五

（甲）有限会社アサヒエリアサービス

代表取締役　富居　慶幸

第61期決算公告

令和７年７月９日

三重県桑名市大字小泉365番地

株式会社整備工場東海

代表取締役　林　　政孝

貸借対照表の要旨（令和７年４月15日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,908,235
	固定資産	2,710,945
	繰延資産	1,511
	合計	4,620,692
負純資産及び部	流動負債	798,763
	固定負債	1,620,771
	株主資本	2,201,358
	資本金	12,000
	利益剰余金	2,207,763
	（利益準備金）	(5,000)
	（うち当期純利益）	(11,009)
	自己株式	△18,405
	評価・換算差額等	△200
	合計	4,620,692

第６期決算公告

令和７年７月28日

福島県岩瀬郡天栄村大字大里字仁戸内185番地

株式会社アミートラスト

代表取締役　綱藤　多一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,889
	固定資産	93,706
	繰延資産	621
	合計	98,217
負純資産及び部	流動負債	833
	固定負債	94,925
	株主資本	2,458
	資本金	9,500
	利益剰余金	△7,041
	その他利益剰余金	△7,041
	（うち当期純損失）	(2,869)
	合計	98,217

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸管理事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）左記のとおりです

令和七年七月二十八日

福島県郡山市島二丁目三八番一六号新さくらビル二〇二号

（甲）株式会社パル・コンサルティング

代表取締役　綱藤　勇多

福島県岩瀬郡天栄村大字大里字仁戸内一八五番地

（乙）株式会社アミートラスト

代表取締役　綱藤　多一

第19期決算公告

2025年７月28日

大阪市中央区南船場四丁目12番12号

株式会社ＷＳＰＩｎｃ

代表取締役　渡邊　雅夫

貸借対照表の要旨

（2024年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	895
	合計	895
負純資産及び部	株主資本	895
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 9,104
	その他利益剰余金	△ 9,104
	（うち当期純損失）	(52)
	合計	895

決算公告

令和７年７月28日

東京都港区浜松町二丁目４番１号

世界貿易センタービルディング南館17階

株式会社ＪＳｅｃｕｒｉｔｙ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,010,103
	固定資産	18,798
	資産合計	2,028,902
負純資産及び部	流動負債	1,877,248
	賞与引当金	7,343
	固定負債	25,794
	株主資本	125,860
	資本金	56,461
	資本剰余金	46,461
	資本準備金	46,461
	利益剰余金	22,936
	その他利益剰余金	22,936
	（うち当期純利益）	(72,462)
	負債・純資産合計	2,028,902

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六四六万一九五〇円、資本準備金の額を四六四六万一九五〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービルディング南館一七階

株式会社ＪＳｅｃｕｒｉｔｙ

代表取締役　今村　誉一

最終貸借対照表

令和７年７月28日
東京都品川区南大井六丁目４番22号
東京ネオンビル２階
シェルパ・アンド・カンパニー株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	174,979
	固定資産	5,780
	繰延資産	837
	資産合計	**181,597**
負純資産の及び部	流動負債	124,314
	固定負債	51,824
	株主資本	5,459
	資本金	100,000
	資本剰余金	374,999
	資本準備金	374,999
	利益剰余金	△469,539
	その他利益剰余金	△469,539
	（うち当期純損失）	(286,184)
	負債・純資産合計	**181,597**

資本金の額の減少公告

当社は、別途予定している募集株式の発行により資本金の額の増加がなされることを条件として、資本金の額を五億百円（ただし、当該募集株式の発行により増加する資本金の額がこれを下回る場合には当該額）減少し一億円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
東京都品川区南大井六丁目四番二二号
東京ネオンビル二階
シェルパ・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役　杉本　淳

第22期決算公告

令和７年６月27日
大阪市中央区今橋２－４－10
イデアカード株式会社
代表取締役社長　的場　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,275,152
	固定資産	673,503
	合計	**8,948,655**
負純資産の及び部	流動負債	7,172,772
	固定負債	479,032
	株主資本	1,296,851
	資本金	460,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	716,851
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	711,851
	（うち当期純利益）	(54,845)
	合計	**8,948,655**

第20期決算公告

令和７年７月28日
新潟市西区内野西が丘一丁目２番６号
株式会社テルベル
代表取締役　熊野純一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	274,561,496
	固定資産	92,031,636
	合計	**366,593,132**
負純資産の及び部	流動負債	130,063,194
	固定負債	132,370,800
	株主資本	104,159,138
	資本金	11,000,000
	利益剰余金	93,159,138
	その他利益剰余金	93,159,138
	（うち当期純利益）	(33,388,087)
	合計	**366,593,132**

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社テルベル（乙、住所新潟市西区内野西が丘一丁目二番六号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
東京都豊島区東池袋四丁目二一番一号
アウルタワー三階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役　渡辺　誠

第２期決算公告

令和７年７月28日
長崎県長崎市尾上町１番１号
ONE DEJIMA株式会社
代表取締役　遠山　直人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,794
	固定資産	53,578
	合計	**131,373**
負純資産の及び部	流動負債	21,737
	固定負債	—
	株主資本	109,636
	資本金	100,000
	利益剰余金	9,636
	（うち当期純利益）	(17,523)
	合計	**131,373**

第17期決算公告

令和７年７月28日
横浜市神奈川区大口通138―16
三鑫株式会社
代表取締役　平本　秀美

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	235,660
	固定資産	1,959,142
	繰延資産	165
	資産合計	**2,194,967**
負純資産の及び部	流動負債	196,422
	固定負債	1,675,282
	株主資本	323,263
	資本金	25,000
	利益剰余金	298,263
	その他利益剰余金	298,263
	（うち当期純利益）	(159,599)
	負債・純資産合計	**2,194,967**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「天上人間」に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、甲の確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十八日
横浜市神奈川区大口通八九番地クリオ
大口壱番館七一三
代表取締役（甲）金盛株式会社　東山　静佳
横浜市神奈川区大口通一三八―一六
代表取締役（乙）三鑫株式会社　平本　秀美

第42期決算公告

令和７年６月20日
長崎市五島町３番25号
公益財団法人松藤奨学育成基金
理事長　松藤　章喜

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,717
	固定資産	1,890,948
	合計	**1,894,665**
負純資産の及び部	流動負債	9
	固定負債	—
	負債合計	**9**
	指定正味財産	1,673,499
	一般正味財産	221,157
	正味財産合計	**1,894,656**
	合計	**1,894,665**

第15期決算公告

令和７年７月28日
神奈川県平塚市四之宮五丁目３番12号
株式会社イワタ
代表取締役　岩田　博行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,683
	固定資産	168,691
	合計	**221,374**
負純資産の及び部	流動負債	6,561
	固定負債	84,013
	株主資本	130,799
	資本金	3,000
	利益剰余金	127,799
	その他利益剰余金	127,799
	（うち当期純利益）	(11,284)
	合計	**221,374**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸管理事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません
（乙）左記のとおりです

令和七年七月二十八日
神奈川県平塚市四之宮五丁目三番一二号
代表取締役（甲）岩田株式会社　岩田　博行
神奈川県平塚市四之宮五丁目三番一二号
代表取締役（乙）株式会社イワタ　岩田　博行

第８期決算公告

令和７年７月28日
北海道釧路郡釧路町桂五丁目３番地
株式会社アーリーコーポレーション
代表取締役　岡本　慶秀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	914,399
	固定資産	818,673
	繰延資産	302
	合計	**1,733,375**
負純資産の及び部	流動負債	389,997
	固定負債	1,009,104
	株主資本	334,273
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,023
	資本準備金	6,023
	利益剰余金	318,250
	その他利益剰余金	318,250
	（うち当期純利益）	(116,238)
	合計	**1,733,375**

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はK&Y株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

神奈川県藤沢市本鵠沼二丁目一六番一四号

K&Y株式会社

代表取締役　赤津　欣弥

第12期決算公告

令和７年７月28日

神奈川県藤沢市本鵠沼二丁目16番14号

K＆Y株式会社

代表取締役　赤津　欣弥

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,948
	固定資産	11,678
	合計	25,627
負債及び純資産の部	流動負債	838
	固定負債	8,133
	役員退職慰労引当金	8,133
	株主資本	16,655
	資本金	3,000
	利益剰余金	13,655
	その他利益剰余金	13,655
	（うち当期純損失）	(1,599)
	合計	25,627

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百万円減少し五千四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

新潟県南魚沼市浦佐九四五番地九

関越興業株式会社

代表取締役　井口　和成

第47期決算公告

令和７年７月28日

新潟県南魚沼市浦佐945番地９

関越興業株式会社

代表取締役　井口　和成

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	136,866
	固定資産	36,661
	合計	173,528
負債及び純資産の部	流動負債	8,235
	株主資本	165,292
	資本金	90,000
	利益剰余金	75,292
	利益準備金	17,475
	その他利益剰余金	57,817
	（うち当期純利益）	(3,013)
	合計	173,528

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一五六頁（号外第一五一号）

（乙）

令和七年七月二十八日

大阪市浪速区敷津東二丁目六番二五号

（甲）株式会社モリサワ

代表取締役　森澤　彰彦

東京都新宿区下宮比町二番二七号

（乙）株式会社ＺｅＢｒａｎｄ

代表取締役　菊池　諒

第８期決算公告

令和７年７月28日

岩手県二戸市仁左平字大段12番地３

株式会社ＰＪ二戸フーズ

代表取締役　十文字保雄

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	382,400
	固定資産	648,325
	合計	1,030,725
負債及び純資産の部	流動負債	216,907
	固定負債	62,811
	株主資本	751,007
	資本金	85,000
	資本剰余金	690,446
	利益剰余金	△ 24,439
	（うち当期純損失）	(1,620)
	合計	1,030,725

第14期決算公告

令和７年７月28日

京都市中京区三条通新町西入釜座町18番地１

公益財団法人京釜文化振興財団

代表理事　大西　英生

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,739
	固定資産	798,037
	合計	801,777
負債及び正味財産の部	流動負債	184
	固定負債	—
	負債合計	184
	指定正味財産	797,607
	一般正味財産	3,984
	正味財産合計	801,592
	合計	801,777

第５期決算公告

令和７年７月28日

東京都新宿区下宮比町２番27号

株式会社ＺｅＢｒａｎｄ

代表取締役　菊池　諒

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,900
	固定資産	578
	資産合計	77,478
負債及び純資産の部	流動負債	4,915
	負債合計	4,915
	株主資本	72,562
	資本金	95,000
	利益剰余金	△22,437
	その他利益剰余金	△22,437
	（うち当期純損失）	(22,743)
	純資産合計	72,562
	負債・純資産合計	77,478

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

神戸市中央区中山手通六丁目八番二〇号

株式会社新神戸運輸

代表取締役　新井　洋子

第61期決算公告

令和７年７月28日

東京都中央区晴海一丁目８番12号

株式会社日本建築住宅センター

代表取締役　井上　俊之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	237
	固定資産	3,374
	合計	3,612
負債及び純資産の部	流動負債	128
	固定負債	859
	株主資本	2,623
	資本金	400
	資本剰余金	258
	利益剰余金	2,003
	その他利益剰余金	2,003
	（うち当期純利益）	(6)
	自己株式	△37
	評価・換算差額等	395
	合計	3,612

決算公告

令和７年７月28日

神戸市中央区中山手通六丁目８番20号

株式会社新神戸運輸

代表取締役　新井　洋子

貸借対照表の要旨（令和６年９月２日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	737,622
	固定資産	42,739,604
	資産合計	43,477,226
負債及び純資産の部	流動負債	819,900
	固定負債	43,761,700
	負債の部合計	44,581,600
	株主資本	△1,104,374
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	△13,104,374
	その他利益剰余金	△13,104,374
	（うち当期純利益）	(0)
	純資産の部合計	△1,104,374
	負債・純資産合計	43,477,226

第35期決算公告　令和７年７月28日
神戸市中央区多聞通五丁目１番６号
株式会社ユーコット・インフォテクノ
代表取締役　黒澤　俊夫
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,070,140
	固定資産	459,009
	合計	1,529,150
負債及び純資産の部	流動負債	470,421
	（賞与引当金）	(10,807)
	固定負債	361,316
	（退職給付引当金）	(41,335)
	株主資本	697,412
	資本金	160,000
	利益剰余金	537,412
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	497,412
	（うち当期純利益）	(60,784)
	合計	1,529,150

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
神戸市中央区多聞通五丁目一番六号
株式会社ユーコット・インフォテクノ
代表取締役　黒澤　俊夫

第３期決算公告
令和７年７月28日
東京都港区虎ノ門五丁目９番１号
株式会社ＰＲＯＳＰＥＲ
代表取締役　立花　陽三
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,938
	固定資産	△15,000
	資産合計	209,937
負債及び純資産の部	流動負債	123,361
	負債合計	123,361
	株主資本	86,575
	資本金	20,000
	利益剰余金	66,575
	その他利益剰余金	66,575
	（うち当期純利益）	(1,439)
	純資産合計	86,575
	負債・純資産合計	209,937

第64期決算公告
令和７年７月28日
徳島市南昭和町一丁目29番地１
株式会社ケーズオフィス
代表取締役　久米　一徳
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	459,371
	固定資産	2,228,023
	繰延資産	1,636
	合計	2,689,031
負債及び純資産の部	流動負債	321,282
	固定負債	1,879,989
	株主資本	487,759
	資本金	10,000
	利益剰余金	477,759
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	477,259
	（うち当期純利益）	(35,963)
	合計	2,689,031

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リノハレ（住所徳島市徳島町二丁目二七番地徳島町ビル二〇一）に対して当社の不動産の保有、管理及び賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
徳島市南昭和町一丁目二九番地一
株式会社ケーズオフィス
代表取締役　久米　一徳

第27期決算公告
令和７年６月24日
佐賀市駅前中央１丁目９―41
株式会社ワーク
代表取締役　西村　　学
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	91,491
	固定資産	176
	合計	91,667
負債及び純資産の部	流動負債	10,593
	株主資本	81,074
	資本金	10,000
	利益剰余金	71,074
	（うち当期純利益）	(8,437)
	合計	91,667

第８期決算公告
令和７年７月28日
岡山県倉敷市福江41番地４
ユーロスタイル株式会社
代表取締役　栗山　豪利
貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,463
	固定資産	1,099
	合計	37,563
負債及び純資産の部	流動負債	23,346
	固定負債	18,315
	株主資本	△4,098
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,098
	その他利益剰余金	△5,098
	（うち当期純利益）	(670)
	合計	37,563

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日
岡山県倉敷市福江四一番地四
(甲) ユーロスタイル株式会社
代表取締役　栗山　豪利
岡山市南区豊成三丁目一番一〇〇号
(乙) 有限会社ニノコ
代表取締役　栗山　豪利

第16期決算公告
令和７年７月28日
熊本県荒尾市万田字境崎1545番地
エフエスエネルギー株式会社
代表取締役社長　江本　　智
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,756
	固定資産	422
	合計	18,178
負債及び純資産の部	流動負債	7,200
	株主資本	10,978
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,978
	その他利益剰余金	7,978
	（うち当期純利益）	(2,565)
	合計	18,178

第６期決算公告
令和７年７月28日
広島市安佐南区長束四丁目17番７号
Ｌａｐｉｎホールディングス株式会社
代表取締役　濵本　利寿
貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,256
	固定資産	398,145
	合計	434,402
負債及び純資産の部	流動負債	1,332
	固定負債	242,059
	株主資本	191,010
	資本金	50,000
	利益剰余金	141,010
	その他利益剰余金	141,010
	（うち当期純利益）	(32,380)
	合計	434,402

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日
広島市安佐南区長束四丁目一七番七号
(甲) Ｌａｐｉｎホールディングス株式会社
代表取締役　濵本　利寿
広島市安佐北区安佐町久地二五一番地
二〇九
(乙) 有限会社工房志楽
取締役　濵本　利寿

第82期決算公告　令和７年６月18日
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町2480番地
佐賀トヨタ自動車株式会社
代表取締役　金子　晴雄
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,817
	固定資産	9,512
	合計	18,330
負債及び純資産の部	流動負債	9,217
	固定負債	1,522
	株主資本	6,859
	資本金	50
	資本剰余金	1,264
	利益剰余金	5,558
	（うち当期純利益）	(838)
	自己株式	△13
	評価・換算差額等	730
	合計	18,330

第60期決算公告

2025年７月28日
群馬県桐生市広沢町五丁目1466番地２
三共運送株式会社
代表取締役社長　田口　裕之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	780
	固定資産	426
	合計	1,207
負債及び純資産の部	流動負債	194
	固定負債	104
	株主資本	907
	資本金	10
	利益剰余金	1,296
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,293
	（うち当期純利益）	(973)
	自己株式	△398
	合計	1,207

第23期決算公告

令和７年７月28日
広島市中区舟入川口町10番25号
株式会社グローアップ
代表取締役　水沼　訓弘

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	159,654
	固定資産	16,832
	合計	176,486
負債及び純資産の部	流動負債	64,719
	固定負債	15,192
	株主資本	96,573
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	56,573
	その他利益剰余金	56,573
	（うち当期純利益）	(14,900)
	合計	176,486

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日
広島市中区舟入川口町一〇番二五号
（甲）株式会社グローアップ
代表取締役　水沼　訓弘
広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一
（乙）有限会社中二
取締役　井上　正幸

第32期決算公告

2025年７月28日
佐賀県武雄市北方町大字大崎2738番地
株式会社ＮＥＯＭＡＸ九州
代表取締役社長　山下　誠

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,251,777
	固定資産	545,090
	合計	2,796,867
負債及び純資産の部	流動負債	787,227
	固定負債	0
	株主資本	2,009,640
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,999,640
	利益準備金	3,005
	その他利益剰余金	1,996,635
	（うち当期純利益）	(302,096)
	合計	2,796,867

第12期決算公告

令和７年７月28日
東京都新宿区四谷本塩町３番１号
ＣＰホールディングス株式会社
代表取締役　富田　榮造

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	420,849
	固定資産	2,418,779
	合計	2,839,629
負債及び純資産の部	流動負債	117,520
	固定負債	1,729,606
	株主資本	992,503
	資本金	8,000
	利益剰余金	984,503
	その他利益剰余金	984,503
	（うち当期純利益）	(161,988)
	合計	2,839,629

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
東京都新宿区四谷本塩町三番一号
（甲）ＣＰホールディングス株式会社
代表取締役　富田　榮造
東京都新宿区四谷本塩町三番一号
（乙）有限会社よつ家
取締役　富田　榮造

第18期決算公告

令和７年７月28日
秋田県大館市花岡町字前田40番地16
エヌピーエス株式会社
代表取締役　韓　志新

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	466,038
	固定資産	365,533
	資産合計	831,571
負債及び純資産の部	流動負債	453,321
	株主資本	378,250
	資本金	80,000
	資本剰余金	320,095
	資本準備金	18,039
	その他資本剰余金	302,055
	利益剰余金	△21,845
	利益準備金	1,961
	その他利益剰余金	△23,806
	（うち当期純損失）	(194,596)
	負債・純資産合計	831,571

吸収分割公告

左記会社は、令和七年九月一日を効力発生日として、吸収分割により、甲は乙から乙の試薬製造及び消耗材製造事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記の通り

令和七年七月二十八日
千葉県松戸市上本郷八八番地
（甲）プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表取締役　杉山　悠
秋田県大館市花岡町字前田四〇番地一六
（乙）エヌピーエス株式会社
代表取締役　韓　志新

第１期決算公告

令和７年７月28日
東京都品川区東品川二丁目６番４号
Ｇ１ビル２階
株式会社Ｃｒｅａｔｏｒ’ｓ　Ｘ
代表取締役　湯浅　義朗

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,406
	資産合計	2,406
負債及び純資産の部	流動負債	842
	株主資本	1,564
	資本金	1,500
	利益剰余金	64
	その他利益剰余金	64
	（うち当期純利益）	(64)
	負債・純資産合計	2,406

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千六百四十九万七千八百二十二円（ただし、別途予定している募集株式の発行により増加する資本金の額が五千万六百五十四円を下回る場合には当該額に二億六百四十九万七千百六十八円を加算して算出した額とし、当該募集株式の発行が令和七年八月二十九日までに行われない場合には二億六百四十九万七千百六十八円とする。）減少し一億円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
東京都品川区東品川二丁目六番四号Ｇ一ビル二階
株式会社Ｃｒｅａｔｏｒ’ｓ Ｘ
代表取締役　湯浅　義朗

第37期決算公告

令和７年７月28日
佐賀県藤津郡太良町大字多良1893番地４
株式会社　宮崎運輸
代表取締役　宮崎　晴孝
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	112,071
	固定資産	128,584
	合計	240,655
負債及び純資産の部	流動負債	80,902
	固定負債	151,076
	株主資本	8,677
	資本金	15,000
	利益剰余金	△6,323
	その他利益剰余金	△6,323
	（うち当期純利益）	(4,224)
	合計	240,655

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十八日
佐賀県藤津郡太良町大字多良一八九三番地四
株式会社　宮崎運輸
代表取締役　宮崎　晴孝

第72期決算公告

令和７年７月28日

埼玉県桶川市泉二丁目２番18号
三共理化学株式会社
代表取締役社長　藤谷　京子
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,894,743
	固定資産	6,138,471
	資産合計	15,033,214
負債及び純資産の部	流動負債	4,226,071
	賞与引当金	103,237
	固定負債	2,403,761
	退職給付引当金	299,576
	負債合計	6,629,832
	株主資本	8,399,799
	資本金	110,000
	資本剰余金	3,190,000
	資本準備金	27,500
	その他資本剰余金	3,162,500
	利益剰余金	5,099,799
	利益準備金	143,320
	その他利益剰余金	4,956,479
	（うち当期純損失）	(33,898)
	新株予約権	3,583
	純資産合計	8,403,382
	負債・純資産合計	15,033,214

第１期決算公告

令和７年７月28日
東京都練馬区大泉学園町七丁目６番23―206号
株式会社廣木
代表取締役　髙矢　洋一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	59,373,310
	固定資産	34,103,292
	繰延資産	250,240
	資産合計	93,726,842
負債純資産及びの部	流動負債	90,656,840
	負債合計	90,656,840
	株主資本	3,070,002
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△1,929,998
	その他利益剰余金	△1,929,998
	（うち当期純損失）	(1,929,998)
	純資産合計	3,070,002
	負債・純資産合計	93,726,842

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日
東京都練馬区大泉学園町七丁目六番二三―二〇六号
（甲）株式会社廣木
代表取締役　髙矢　洋一
東京都練馬区大泉学園町七丁目六番二三号
（乙）廣木商事有限会社
取締役　廣木　慶薫

第77期決算公告

令和７年７月28日
北海道浦河郡浦河町荻伏町492番地
株式会社中島組
代表取締役　正木　省司
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,528
	固定資産	193,862
	合計	378,391
負債純資産及びの部	流動負債	68,417
	固定負債	149,974
	株主資本	159,998
	資本金	36,000
	利益剰余金	139,027
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	130,027
	（うち当期純利益）	(956)
	自己株式	△15,029
	合計	378,391

第25期決算公告

令和７年７月28日
北海道新冠郡新冠町字大狩部77番地の１
株式会社優駿インベストメント
代表取締役　正木　省司
貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,935
	固定資産	696,684
	合計	778,619
負債純資産及びの部	流動負債	39,408
	固定負債	753,153
	株主資本	△13,942
	資本金	23,000
	利益剰余金	△36,942
	その他利益剰余金	△36,942
	（うち当期純利益）	(8,198)
	合計	778,619

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
北海道新冠郡新冠町字大狩部七七番地の一
（甲）株式会社優駿インベストメント
代表取締役　正木　省司
北海道浦河郡浦河町荻伏町四九二番地
（乙）株式会社中島組
代表取締役　正木　省司

第７期決算公告

令和７年７月28日
仙台市宮城野区苦竹三丁目４番10号
株式会社鈴与カーゴサービス東北
代表取締役　小川　勝正
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,811
	固定資産	815
	資産合計	21,626
負債純資産及びの部	流動負債	10,291
	（賞与引当金）	(1,894)
	固定負債	236
	永年勤続表彰引当金	236
	株主資本	11,099
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,099
	その他利益剰余金	1,099
	（うち当期純損失）	(9)
	負債・純資産合計	21,626

第７期決算公告

令和７年７月28日
埼玉県日高市高萩993番地７
株式会社鈴与カーゴサービス北関東
代表取締役　小川　勝正
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	377,360
	固定資産	30,061
	資産合計	407,422
負債純資産及びの部	流動負債	385,561
	（賞与引当金）	(58,712)
	固定負債	4,075
	永年勤続表彰引当金	4,075
	株主資本	17,786
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,786
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	7,586
	（うち当期純利益）	(1,565)
	合計	407,422

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
埼玉県日高市高萩九九三番地七
（甲）株式会社鈴与カーゴサービス
北関東
代表取締役　小川　勝正
仙台市宮城野区苦竹三丁目四番一〇号
（乙）株式会社鈴与カーゴサービス
東北
代表取締役　小川　勝正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都青梅市新町六丁目一五番地二〇

（甲）株式会社カネバン

代表取締役　金子　弘行

栃木県那須烏山市野上九七九

（乙）株式会社カネオン

代表取締役　金子　弘行

第２期決算公告　令和７年７月28日

栃木県那須烏山市野上979

株式会社カネオン

代表取締役　金子　弘行

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	50,314,394
	固定資産	13,526,300
	資産合計	63,840,694
負純資債及産のび部	流動負債	25,255,150
	固定負債	7,150,000
	株主資本	31,435,544
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	21,435,544
	その他利益剰余金	21,435,544
	（うち当期純利益）	(17,913,318)
	負債・純資産合計	63,840,694

第20期決算公告　令和７年７月28日

東京都青梅市新町六丁目15番地20

株式会社カネバン

代表取締役　金子　弘行

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	675,892,933
	固定資産	218,017,552
	繰延資産	2,712,293
	資産合計	896,622,778
負純資債及産のび部	流動負債	119,832,739
	固定負債	636,526,000
	株主資本	140,264,039
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	137,264,039
	利益準備金	1,000,002
	その他利益剰余金	136,264,037
	（うち当期純利益）	(6,495,150)
	負債・純資産合計	896,622,778

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区東一丁目二二番一一号

（甲）株式会社ミギナナメウエ

代表取締役　古鍛冶　賢

東京都渋谷区東一丁目二二番一一号

（乙）株式会社ミギテック

代表取締役　山本　大介

第４期決算公告　令和７年７月28日

東京都渋谷区東一丁目22番11号

株式会社ミギテック

代表取締役　山本　大介

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	297,683
	固定資産	31,353
	繰延資産	30,317
	資産合計	359,353
負純資債及産のび部	流動負債	136,982
	固定負債	190,515
	株主資本	31,856
	資本金	7,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	21,856
	その他利益剰余金	21,856
	（うち当期純利益）	(15,643)
	負債・純資産合計	359,353

第６期決算公告　令和７年７月28日

東京都渋谷区東一丁目22番11号

株式会社ミギナナメウエ

代表取締役　古鍛冶　賢

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	253,040
	固定資産	71,933
	繰延資産	18,200
	資産合計	343,174
負純資債及産のび部	流動負債	106,944
	固定負債	184,216
	株主資本	52,014
	資本金	17,845
	資本剰余金	11,845
	資本準備金	11,845
	利益剰余金	22,324
	その他利益剰余金	22,324
	（うち当期純利益）	(28,359)
	負債・純資産合計	343,174

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月三十日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号新宿エルタワー一五階

（甲）フローラサンティ株式会社

代表取締役　齋藤　美子

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号新宿エルタワー一五階

（乙）株式会社ジョイ

代表取締役　齋藤　美子

第17期決算公告

令和７年７月28日

東京都新宿区西新宿一丁目６番１号新宿エルタワー15階

株式会社ジョイ

代表取締役　齋藤　美子

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	191,064
	固定資産	693
	合計	191,757
負純資債及産のび部	流動負債	50,458
	株主資本	141,299
	資本金	99,000
	利益剰余金	42,299
	その他利益剰余金	42,299
	（うち当期純利益）	(9,544)
	合計	191,757

第10期決算公告

令和７年７月28日

東京都新宿区西新宿一丁目６番１号新宿エルタワー15階

フローラサンティ株式会社

代表取締役　齋藤　美子

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	87,482
	固定資産	652
	合計	88,134
負純資債及産のび部	流動負債	14,328
	株主資本	73,805
	資本金	50,000
	利益剰余金	23,805
	その他利益剰余金	23,805
	（うち当期純損失）	(4,970)
	合計	88,134

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月十八日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

川崎市多摩区宿河原三丁目二三番四〇号

（甲）株式会社アンカープライド

代表取締役　加渡　英樹

川崎市宮前区菅生一丁目一番三一号

（乙）株式会社アンカープライド生田

代表取締役　加渡　英樹

第９期決算公告

令和７年７月28日

川崎市宮前区菅生一丁目１番31号

株式会社アンカープライド生田

代表取締役　加渡　英樹

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,913
	固定資産	6,610
	合計	28,524
負純資債及産のび部	流動負債	8,604
	固定負債	22,011
	株主資本	△2,091
	資本金	3,000
	利益剰余金	△5,091
	その他利益剰余金	△5,091
	（うち当期純損失）	(2,017)
	合計	28,524

第18期決算公告

令和７年７月28日

川崎市多摩区宿河原三丁目23番40号

株式会社アンカープライド

代表取締役　加渡　英樹

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,001
	固定資産	24,979
	合計	45,980
負純資債及産のび部	流動負債	14,658
	固定負債	25,068
	株主資本	6,253
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,253
	その他利益剰余金	1,253
	（うち当期純損失）	(206)
	合計	45,980

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　六十五頁（号外第九十五号）

（乙）左記のとおりです。
令和七年七月二十八日
静岡県浜松市中央区下石田町四五八番地の四
（甲）株式会社鈴与カーゴサービス
浜松
代表取締役　會田　晃司
静岡県焼津市利右衛門二六〇八番地の九
（乙）株式会社鈴与カーゴサービス
焼津
代表取締役　村松　秀紀

第６期決算公告

令和７年７月28日　　静岡県焼津市利右衛門2608番地の９
株式会社鈴与カーゴサービス焼津
代表取締役　村松　秀紀

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	86,671	流動負債	81,988
固定資産	8,660	（賞与引当金）	(20,173)
		固定負債	1,563
		退職給付引当金	303
		永年勤続表彰引当金	1,259
		株主資本	11,780
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,780
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	1,680
		（うち当期純利益）	(259)
資産合計	95,332	負債・純資産合計	95,332

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
名古屋市西区城北町三丁目六九番地一
（甲）ドクターエアータオル株式会社
代表取締役　長谷川一秀
名古屋市西区城北町三丁目六九番地一
（乙）株式会社ミツワ産業
代表取締役　長谷川一秀

第28期決算公告

令和７年７月28日
名古屋市西区城北町三丁目69番地１
ドクターエアータオル株式会社
代表取締役　長谷川一秀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,884
	固定資産	14,047
	合計	30,931
負純資産及び部	流動負債	6,873
	固定負債	20,449
	株主資本	3,609
	資本金	45,000
	利益剰余金	△41,391
	その他利益剰余金	△41,391
	（うち当期純利益）	(1,008)
	合計	30,931

第22期決算公告

令和７年７月28日
名古屋市西区城北町三丁目69番地１
株式会社ミツワ産業
代表取締役　長谷川一秀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,534
	固定資産	296
	合計	14,830
負純資産及び部	流動負債	2,269
	固定負債	15,716
	株主資本	△3,155
	資本金	8,000
	利益剰余金	△11,155
	その他利益剰余金	△11,155
	（うち当期純利益）	(△182)
	合計	14,830

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億六千万円、資本準備金の額を五億二千万円、利益準備金の額を二千七百八十三万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
京都府城陽市上津屋境端三二番地
コメックス株式会社
代表取締役　小川　学

第50期決算公告

令和７年７月28日
京都府城陽市上津屋境端32番地
コメックス株式会社
代表取締役　小川　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	488,172	流動負債	727,797
固定資産	190,969	賞与引当金	7,000
		固定負債	230,013
		退職給付引当金	52,218
		株主資本	△278,668
		資本金	670,000
		資本剰余金	679,063
		資本準備金	520,000
		その他資本剰余金	159,063
		利益剰余金	△1,627,731
		利益準備金	27,830
		その他利益剰余金	△1,655,561
資産合計	679,142	負債・純資産合計	679,142

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	4,259,289
売上原価	3,453,668
売上総利益	805,620
販売費及び一般管理費	811,313
営業損失	5,692
営業外収益	738
営業外費用	10,453
経常損失	15,407
特別利益	962
特別損失	930
税引前当期純損失	15,374
法人税、住民税及び事業税	5,838
当期純損失	21,213

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日
奈良県桜井市大字粟殿二四番地の三
（甲）株式会社市田
代表取締役　市田　聖子
奈良県桜井市大字上之宮三九九番地
（乙）アイサポート株式会社
代表取締役　市田　聖子

第33期決算公告

令和７年７月28日
奈良県桜井市大字粟殿24番地の３
株式会社市田
代表取締役　市田　聖子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	281
	固定資産	436
	資産合計	718
負純資産及び部	流動負債	64
	固定負債	7
	株主資本	646
	資本金	10
	利益剰余金	636
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	636
	（うち当期純損失）	(27)
	負債・純資産合計	718

第29期決算公告

令和７年７月28日
奈良県桜井市大字上之宮399番地
アイサポート株式会社
代表取締役　市田　聖子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	142
	固定資産	30
	資産合計	172
負純資産及び部	流動負債	43
	株主資本	129
	資本金	10
	利益剰余金	119
	その他利益剰余金	119
	（うち当期純損失）	(3)
	負債・純資産合計	172

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

山口県宇部市南浜町二丁目二番七号
（甲）安全重機株式会社
代表取締役　真宅　康子

山口県宇部市南浜町二丁目二番七号
（乙）株式会社日電商会
代表取締役　真宅　宣昭

第86期決算公告

令和７年７月28日
山口県宇部市南浜町二丁目２番７号
株式会社日電商会
代表取締役　真宅　宣昭
貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,412
	固定資産	19,694
	合計	42,107
負債及び純資産の部	流動負債	66,962
	固定負債	27,150
	株主資本	△52,005
	資本金	10,000
	利益剰余金	△62,005
	利益準備金	1,003
	その他利益剰余金	△63,008
	（うち当期純利益）	(3,193)
	合計	42,107

第53期決算公告

令和７年７月28日
山口県宇部市南浜町二丁目２番７号
安全重機株式会社
代表取締役　真宅　康子
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	179,065
	固定資産	99,653
	合計	278,719
負債及び純資産の部	流動負債	102,967
	固定負債	125,012
	株主資本	50,740
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,740
	その他利益剰余金	40,740
	（うち当期純利益）	(25,141)
	合計	278,719

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

大分市大字羽田八六五番地
（甲）株式会社センターリバー
代表取締役　中川慎太郎

大分市大字羽田八六五番地
（乙）株式会社エンジョイアミール
代表取締役　中川慎太郎

第12期決算公告

令和７年７月28日
大分市大字羽田865番地
株式会社エンジョイアミール
代表取締役　中川慎太郎
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	61
	固定資産	93
	合計	155
負債及び純資産の部	流動負債	32
	固定負債	118
	株主資本	4
	資本金	40
	利益剰余金	△35
	その他利益剰余金	△35
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	155

第16期決算公告

令和７年７月28日
大分市大字羽田865番地
株式会社センターリバー
代表取締役　中川慎太郎
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	147
	固定資産	593
	合計	741
負債及び純資産の部	流動負債	125
	固定負債	570
	株主資本	44
	資本金	10
	利益剰余金	34
	その他利益剰余金	34
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	741

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十八日

札幌市中央区南一条西十二丁目四番地
（甲）株式会社フヨウサキナ
代表取締役　奥村　大亮

東京都港区赤坂八丁目七番一五号
（乙）株式会社Ｅｍｂｒａｃｅ
代表取締役　梅田　隆

第12期決算公告

令和７年７月28日
東京都港区赤坂八丁目７番15号
株式会社Ｅｍｂｒａｃｅ
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	415,485
	固定資産	31,211
	合計	446,697
負債及び純資産の部	流動負債	24,199
	固定負債	845,412
	株主資本	△422,914
	資本金	73,000
	資本剰余金	76,000
	資本準備金	76,000
	利益剰余金	△571,914
	その他利益剰余金	△571,914
	（うち当期純損失）	(231,412)
	合計	446,697

第42期決算公告

令和７年７月28日
札幌市中央区南一条西十二丁目４番地
株式会社フヨウサキナ
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,494,509
	固定資産	3,761,987
	合計	7,256,496
負債及び純資産の部	流動負債	995,806
	固定負債	450,349
	株主資本	5,810,341
	資本金	30,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	5,730,341
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	5,710,341
	（うち当期純損失）	(395,781)
	合計	7,256,496

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです
（乙）左記のとおりです

令和七年七月二十八日

埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目四五番地
（甲）株式会社照栄
代表取締役　岡田　貴司

埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目四五番地
（乙）シアークラフト株式会社
代表取締役　浅野　健

第14期決算公告

令和７年７月28日
埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目45番地
シアークラフト株式会社
代表取締役　浅野　健
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,245
	固定資産	15,611
	資産合計	39,856
負債及び純資産の部	流動負債	3,305
	固定負債	18,766
	負債合計	22,071
	株主資本	17,785
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,785
	その他利益剰余金	7,785
	（うち当期純損失）	(5,858)
	純資産合計	17,785
	負債・純資産合計	39,856

第７期決算公告

令和７年７月28日
埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目45番地
株式会社照栄
代表取締役　岡田　貴司
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	80,943
	固定資産	308,882
	資産合計	389,825
負債及び純資産の部	流動負債	73,047
	固定負債	251,387
	負債合計	324,435
	株主資本	65,390
	資本金	40,000
	利益剰余金	25,390
	その他利益剰余金	25,390
	（うち当期純利益）	(4,460)
	純資産合計	65,390
	負債・純資産合計	389,825

第41期決算公告

令和７年７月28日
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2752番地
株式会社宏有
代表取締役　野口　誠二

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,850
	固定資産	5
	合計	74,076
負純資債及産のび部	流動負債	43,409
	固定負債	84,578
	株主資本	△53,911
	資本金	10,000
	利益剰余金	△63,911
	利益準備金	1,300
	その他利益剰余金	△65,211
	（うち当期純損失）	(21,132)
	合計	74,076

第42期決算公告

令和７年７月28日
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2752番地２
株式会社野口商会
代表取締役　野口　恭宏

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,695
	固定資産	43,607
	合計	97,303
負純資債及産のび部	流動負債	12,645
	固定負債	15,755
	株主資本	68,902
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,902
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	58,702
	（うち当期純利益）	(7,753)
	合計	97,303

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年七月二十八日
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二七五二番地二
（甲）株式会社野口商会
代表取締役　野口　恭宏
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二七五二番地
（乙）株式会社宏有
代表取締役　野口　誠二

第３期決算公告

令和７年７月28日
東京都台東区浅草橋一丁目３番11号
アトミック株式会社
代表取締役　伊藤　幹根

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	42,393,383
	固定資産	15,973,518
	資産合計	58,366,901
負純資債及産のび部	流動負債	4,265,177
	固定負債	56,861,620
	株主資本	△2,759,896
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△12,759,896
	その他利益剰余金	△12,759,896
	（うち当期純損失）	(25,459,565)
	負債・純資産合計	58,366,901

第40期決算公告

令和７年７月28日
埼玉県川越市芳野台二丁目８番地40
株式会社弘輝テック
代表取締役　伊藤　幹根

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,370,435,462
	固定資産	385,928,703
	資産合計	1,756,364,165
負純資債及産のび部	流動負債	1,013,029,444
	固定負債	26,543,748
	株主資本	716,790,973
	資本金	80,000,000
	利益剰余金	672,740,973
	利益準備金	2,834,350
	その他利益剰余金	669,906,623
	（うち当期純利益）	(85,348,203)
	自己株式	△35,950,000
	負債・純資産合計	1,756,364,165

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年七月二十八日
埼玉県川越市芳野台二丁目八番地四〇
（甲）株式会社弘輝テック
代表取締役　伊藤　幹根
東京都台東区浅草橋一丁目三番一一号
（乙）アトミック株式会社
代表取締役　伊藤　幹根

第４期決算公告

令和７年７月28日
東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号
ふくふく証券設立準備株式会社
代表取締役　塩谷　明達

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	63,881
	固定資産	13,766
	合計	77,647
負純資債及産のび部	流動負債	113,790
	株主資本	△36,143
	資本金	100,000
	利益剰余金	△136,143
	その他利益剰余金	△136,143
	（うち当期純損失）	(37,590)
	合計	77,647

第10期決算公告

令和７年７月28日
東京都中央区京橋一丁目７番１号
ダルマ・キャピタル株式会社
代表取締役　塩谷　明達

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	619,591
	固定資産	125,836
	合計	745,427
負純資債及産のび部	流動負債	564,279
	株主資本	181,148
	資本金	99,000
	資本剰余金	39,000
	資本準備金	39,000
	利益剰余金	43,148
	その他利益剰余金	43,148
	（うち当期純利益）	(70,104)
	合計	745,427

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年七月二十八日
東京都中央区京橋一丁目七番一号
（甲）ダルマ・キャピタル株式会社
代表取締役　塩谷　明達
東京都中央区日本橋室町三丁目四番四号
（乙）ふくふく証券設立準備株式会社
代表取締役　塩谷　明達

第９期決算公告

令和７年７月28日
神奈川県鎌倉市由比ガ浜四丁目４番37号の３
ＭＩＥＬ株式会社
代表取締役　林　雅巳

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,804
	固定資産	144
	繰延資産	4,069
	合計	7,018
負純資債及産のび部	流動負債	41,052
	株主資本	△34,033
	資本金	3,050
	利益剰余金	△37,083
	その他利益剰余金	△37,083
	（うち当期純利益）	(604)
	合計	7,018

第36期決算公告

令和７年７月28日
神奈川県鎌倉市大船三丁目１番５号
湘南パーキング株式会社
代表取締役　林　雅巳

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,842
	固定資産	482,209
	合計	577,052
負純資債及産のび部	流動負債	29,322
	固定負債	183,098
	株主資本	364,631
	資本金	30,001
	利益剰余金	339,670
	利益準備金	3,450
	その他利益剰余金	336,220
	（うち当期純利益）	(20,488)
	自己株式	△5,040
	合計	577,052

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。
令和七年七月二十八日
神奈川県鎌倉市大船三丁目一番五号
（甲）湘南パーキング株式会社
代表取締役　林　雅巳
神奈川県鎌倉市由比ガ浜四丁目四番三七号の三
（乙）ＭＩＥＬ株式会社
代表取締役　林　雅巳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

富山市上赤江町一丁目八番一三号

（甲）日本海給食株式会社

代表取締役　髙田　千明

富山市上赤江町一丁目四番三〇号

（乙）株式会社エムテーランチ

代表取締役　髙田　千明

第44期決算公告

令和７年７月28日

富山市上赤江町一丁目４番30号

株式会社エムテーランチ

代表取締役　髙田　千明

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,479
	固定資産	7,228
	合計	87,707
負債及び純資産の部	流動負債	208,431
	固定負債	44,460
	株主資本	△165,183
	資本金	28,000
	利益剰余金	△193,183
	繰越利益剰余金	△193,183
	（うち当期純損失）	（19,303）
	合計	87,707

第52期決算公告

令和７年７月28日

富山市上赤江町一丁目８番13号

日本海給食株式会社

代表取締役　髙田　千明

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	478,915
	固定資産	566,129
	繰延資産	1,260
	合計	1,046,304
負債及び純資産の部	流動負債	486,997
	固定負債	254,911
	（退職給付引当金）	（29,000）
	株主資本	304,396
	資本金	15,000
	利益剰余金	289,396
	利益準備金	1,150
	その他利益剰余金	288,246
	（うち当期純損失）	（44,284）
	合計	1,046,304

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです

（乙）計算書類の公告義務はありません

令和七年七月二十八日

岐阜県土岐市肥田町浅野九一番地

（甲）三和自動車株式会社

代表取締役　安藤　正彦

岐阜県土岐市肥田町浅野矢落町一丁目六番地の三

（乙）三和商事有限会社

取締役　安藤　正彦

第60期決算公告

令和７年７月28日

岐阜県土岐市肥田町浅野91番地

三和自動車株式会社

代表取締役　安藤　正彦

貸借対照表の要旨

（令和６年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,662
	固定資産	16,271
	合計	35,933
負債及び純資産の部	流動負債	256
	株主資本	35,677
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,677
	その他利益剰余金	25,677
	（うち当期純損失）	（808）
	合計	35,933

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億二百四十二万八千六百二十五円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

岐阜県土岐市肥田町浅野九一番地

三和自動車株式会社

代表取締役　安藤　正彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

大阪市東淀川区柴島二丁目一二番一号

（甲）法円坂メディカル株式会社

代表取締役　堅田　陽介

大阪市中央区内久宝寺町三丁目二番五号一階

（乙）ヴァージル株式会社

代表取締役　堅田　陽介

第20期決算公告

令和７年７月28日

大阪市中央区内久宝寺町三丁目２番５号１階

ヴァージル株式会社

代表取締役　堅田　陽介

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	87,901
	固定資産	22,501
	合計	110,403
負債及び純資産の部	流動負債	55,751
	固定負債	25,002
	株主資本	29,649
	資本金	3,000
	利益剰余金	26,649
	その他利益剰余金	26,649
	（うち当期純損失）	（15,034）
	合計	110,403

第26期決算公告

令和７年７月28日

大阪市東淀川区柴島二丁目12番１号

法円坂メディカル株式会社

代表取締役　堅田　陽介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,450,109
	固定資産	254,962
	合計	1,705,071
負債及び純資産の部	流動負債	1,122,291
	固定負債	350,663
	株主資本	232,116
	資本金	10,000
	利益剰余金	222,116
	その他利益剰余金	222,116
	（うち当期純損失）	（5,466）
	合計	1,705,071

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十九日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

大阪府羽曳野市郡戸五二番地の一

（甲）株式会社田島運輸

代表取締役　三佐川恵美子

大阪府羽曳野市郡戸五六番地

（乙）ひかり倉庫株式会社

代表取締役　三佐川恵美子

第９期決算公告

令和７年７月28日

大阪府羽曳野市郡戸56番地

ひかり倉庫株式会社

代表取締役　三佐川恵美子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,932
	固定資産	547,524
	合計	550,457
負債及び純資産の部	流動負債	51,098
	固定負債	466,599
	株主資本	32,759
	資本金	8,000
	資本剰余金	24,954
	資本準備金	24,954
	利益剰余金	△ 195
	その他利益剰余金	△ 195
	（うち当期純利益）	（550）
	合計	550,457

第40期決算公告

令和７年７月28日

大阪府羽曳野市郡戸52番地の１

株式会社田島運輸

代表取締役　三佐川恵美子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	134,801
	固定資産	37,659
	合計	172,460
負債及び純資産の部	流動負債	43,348
	固定負債	50,456
	株主資本	78,656
	資本金	20,000
	利益剰余金	58,656
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	57,656
	（うち当期純利益）	（12,915）
	合計	172,460

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

広島市安佐南区長束四丁目一六番二号

（甲）株式会社ティーエス・ハマモト

代表取締役　濵本　利寿

山口県宇部市明神町三丁目一番三二号

（乙）ハイカワデザインガラス株式会社

代表取締役　濵本　利寿

第46期決算公告

令和７年７月28日

山口県宇部市明神町三丁目１番32号

ハイカワデザインガラス株式会社

代表取締役　濵本　利寿

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,062
	固定資産	86,328
	合計	104,390
負純資産及び債の部	流動負債	14,128
	固定負債	44,704
	株主資本	45,558
	資本金	40,000
	利益剰余金	45,508
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	44,308
	（うち当期純損失）	(6,322)
	自己株式	△ 39,950
	合計	104,390

第55期決算公告

令和７年７月28日

広島市安佐南区長束四丁目16番２号

株式会社ティーエス・ハマモト

代表取締役　濵本　利寿

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	870,054
	固定資産	796,438
	合計	1,666,493
負純資産及び債の部	流動負債	1,036,616
	固定負債	353,736
	株主資本	276,140
	資本金	50,000
	利益剰余金	226,140
	利益準備金	1,588
	その他利益剰余金	224,552
	（うち当期純利益）	(23,384)
	合計	1,666,493

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

広島県福山市西新涯町二丁目三番二五号

（甲）株式会社神原組

代表取締役　神原　雅弘

広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一

（乙）株式会社木下エネルギーパーク

代表取締役　神原　雅弘

第11期決算公告

令和７年７月28日

広島市佐伯区五日市町大字石内5998番地１

株式会社木下エネルギーパーク

代表取締役　神原　雅弘

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	190,981
	固定資産	75,477
	合計	266,459
負純資産及び債の部	流動負債	1,785
	固定負債	—
	株主資本	264,673
	資本金	10,000
	資本剰余金	18,524
	その他資本剰余金	18,524
	利益剰余金	236,149
	その他利益剰余金	236,149
	（うち当期純利益）	(22,999)
	合計	266,459

第24期決算公告

令和７年７月28日

広島県福山市西新涯町二丁目３番25号

株式会社神原組

代表取締役　神原　雅弘

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	793,852
	固定資産	1,843,164
	繰延資産	16,092
	合計	2,653,108
負純資産及び債の部	流動負債	814,351
	固定負債	1,441,716
	株主資本	397,040
	資本金	20,000
	利益剰余金	377,040
	その他利益剰余金	377,040
	（うち当期純損失）	(66,563)
	合計	2,653,108

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区代々木五―二八―一〇

（甲）株式会社中嶋グループホールディングス

代表取締役　中島　和明

東京都渋谷区神泉町一〇番一五号

（乙）株式会社ナカジマデリバリーセンター

代表取締役　中島　明子

令和５年度決算公告

令和７年７月28日

東京都渋谷区神泉町10番15号

株式会社ナカジマデリバリーセンター

代表取締役　中島　明子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,045
	固定資産	49,745
	合計	57,790
負純資産及び債の部	流動負債	233
	固定負債	14,000
	株主資本	43,557
	資本金	9,900
	資本剰余金	12,715
	その他資本剰余金	12,715
	利益剰余金	20,941
	その他利益剰余金	20,941
	（うち当期純損失）	(2,070)
	合計	57,790

令和５年度決算公告

令和７年７月28日

東京都渋谷区代々木５―28―10

株式会社中嶋グループホールディングス

代表取締役　中島　和明

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	934
	固定資産	99,863
	合計	100,798
負純資産及び債の部	流動負債	79,674
	固定負債	25,550
	株主資本	△4,426
	資本金	100
	利益剰余金	△4,526
	その他利益剰余金	△4,526
	（うち当期純利益）	(31)
	合計	100,798

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

横浜市神奈川区鶴屋町三―三五―一〇

リーヴ横浜西口ビル六階

（甲）株式会社スマートハウジング

代表取締役　能條　和哉

神奈川県横浜市港南区大久保一―一

八―四荒川ビル二階

（乙）株式会社ＪＱＳホールディングス

代表取締役　能條　和哉

第６期決算公告

令和７年７月28日

横浜市神奈川区鶴屋町３―35―10

リーヴ横浜西口ビル６階

株式会社スマートハウジング

代表取締役　能條　和哉

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	143,389,661
	固定資産	10,467,248
	合計	153,856,909
負純資産及び債の部	流動負債	73,430,659
	固定負債	27,110,000
	株主資本	53,316,250
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	43,316,250
	その他利益剰余金	43,316,250
	（うち当期純利益）	(10,985,306)
	合計	153,856,909

第１期決算公告

令和７年７月28日

神奈川県横浜市港南区大久保１―18―４荒川ビル２階

株式会社ＪＱＳホールディングス

代表取締役　能條　和哉

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,902,555
	固定資産	9,000,000
	合計	14,902,555
負純資産及び債の部	流動負債	1,967,726
	固定負債	5,916,000
	株主資本	7,018,829
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△1,981,171
	その他利益剰余金	△1,981,171
	（うち当期純損失）	(1,981,171)
	合計	14,902,555

第 38 期 決 算 公 告

2025年７月28日　福岡市中央区渡辺通一丁目１番１号
株式会社エフ・オー・デー
代表取締役社長　松下　霜一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	26,621	流動負債	6,939
固定資産	439,639	固定負債	24,768
		負債合計	**31,708**
		株主資本	440,405
		資本金	300,000
		利益剰余金	140,405
		利益準備金	1,005
		その他利益剰余金	139,400
		（うち当期純利益）	（10,600）
		評価・換算差額等	△5,852
		純資産合計	**434,553**
資産合計	**466,261**	**負債・純資産合計**	**466,261**

第 23 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　北九州市小倉北区砂津一丁目１番２号
西鉄バス北九州株式会社
代表取締役社長　吉田　透

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,464	流動負債	2,132
固定資産	1,750	（うち賞与引当金）	（482）
有形固定資産	991	固定負債	2,068
無形固定資産	3	（うち退職給付引当金）	（1,756）
投資その他の資産	755	株主資本	2,013
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	75
		利益剰余金	1,813
		その他利益剰余金	1,813
		（うち当期純利益）	（221）
資産合計	**6,214**	**負債・純資産合計**	**6,214**

第 19 期 決 算 公 告

2025年７月28日　東京都大田区羽田空港二丁目６番３号
東京国際エアカーゴターミナル株式会社
代表取締役社長　足立　浩一

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,216	流動負債	3,935
固定資産	3,763	賞与引当金	157
有形固定資産	2,589	その他	3,778
無形固定資産	60	固定負債	9,518
投資その他の資産	1,113	**負債合計**	**13,453**
繰延資産	—	株主資本	△8,473
		資本金	2,400
		資本剰余金	1,800
		資本準備金	1,800
		利益剰余金	△12,673
		その他利益剰余金	△12,673
		評価・換算差額等	—
		繰延ヘッジ損益	—
		純資産合計	**△8,473**
資産合計	**4,980**	**負債・純資産合計**	**4,980**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収入	12,127	特別利益	—
営業原価	8,305	特別損失	—
営業総利益	3,822	税引前当期純利益	2,762
販売費及び一般管理費	1,073	法人税、住民税及び事業税	668
営業利益	2,748	法人税等調整額	△436
営業外収益	151	当期純利益	2,529
営業外費用	137		
経常利益	2,762		

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 69 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　富山県滑川市栗山2880番地
株式会社スギノマシン
代表取締役社長　杉野　岳

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	27,851	流動負債	7,034
（現金・預金）	（7,677）	（賞与引当金）	（882）
（受取手形）	（2,455）	（役員賞与引当金）	（16）
（売掛金）	（7,740）	（受注損失引当金）	（22）
（たな卸資産）	（5,603）	固定負債	3,703
固定資産	27,415	（役員退職慰労引当金）	（171）
有形固定資産	8,009	**負債合計**	**10,737**
（建物）	（3,466）	株主資本	44,262
（土地）	（1,457）	資本金	2,324
無形固定資産	383	資本剰余金	1,360
投資その他の資産	19,022	資本準備金	1,360
		利益剰余金	40,577
		利益準備金	581
		その他利益剰余金	39,995
		評価・換算差額等	266
		その他有価証券評価差額金	266
		純資産合計	**44,529**
資産合計	**55,266**	**負債・純資産合計**	**55,266**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	25,051	特別損益	390
売上原価	16,282	税引前当期純利益	3,968
売上総利益	8,768	法人税、住民税及び事業税	686
販売費及び一般管理費	4,804	法人税等調整額	590
営業利益	3,963	当期純利益	2,691
営業外収益	395		
営業外費用	0		
経常利益	4,359		

第 43 期 決 算 公 告

令和７年７月28日　群馬県館林市赤生田町2267番１
社会医療法人社団慶友会
理事長　宇沢　充圭

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,787,875	流動負債	807,195
固定資産	11,093,368	賞与引当金	70,400
有形固定資産	6,334,209	その他	736,795
無形固定資産	236,580	固定負債	455,460
投資その他の資産	4,522,579	長期リース債務	7,114
		退職給付引当金	319,603
		役員退職慰労引当金	128,742
		負債合計	**1,262,655**
		積立金	16,608,738
		設立等積立金	10,500
		繰越利益積立金	16,598,238
		評価・換算差額等	9,849
		その他有価証券評価差額金	9,849
		純資産合計	**16,618,587**
資産合計	**17,881,243**	**負債・純資産合計**	**17,881,243**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	8,475,067	特別利益	220,161
本来業務	8,465,459	特別損失	4,324
附帯業務	9,608	税引前当期純利益	519,218
事業費用	8,192,825	法人税、住民税及び事業税	1,357
本来業務	8,130,896	法人税等調整額	—
附帯業務	61,929	当期純利益	517,861
事業利益	282,241		
事業外収益	39,188		
事業外費用	18,049		
経常利益	303,381		

第20期決算公告　　令和７年７月28日
兵庫県西宮市西宮浜一丁目２番地
株式会社鈴与カーゴサービス大阪
代表取締役　遠藤　春幸
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,404
	固定資産	5,776
	資産合計	**80,181**
負債及び純資産の部	流動負債	55,108
	（賞与引当金）	(12,669)
	固定負債	1,218
	永年勤続表彰引当金	1,218
	株主資本	23,855
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,855
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	11,755
	（うち当期純利益）	(68)
	負債・純資産合計	**80,181**

合併公告
左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し、乙および丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和７年７月28日
兵庫県西宮市西宮浜一丁目２番地
（甲）株式会社鈴与カーゴサービス大阪
代表取締役　遠藤　春幸
愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目一番地八
（乙）株式会社鈴与カーゴサービス名古屋
代表取締役　遠藤　春幸
福岡市東区みなと香椎三丁目二八番四号
（丙）株式会社鈴与カーゴサービス九州
代表取締役　遠藤　春幸

第7期決算公告　　令和７年７月28日
福岡市東区みなと香椎三丁目28番４号
株式会社鈴与カーゴサービス九州
代表取締役　遠藤　春幸
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,173
	固定資産	2,323
	資産合計	**43,497**
負債及び純資産の部	流動負債	34,153
	（賞与引当金）	(4,328)
	固定負債	111
	永年勤続表彰引当金	111
	株主資本	9,232
	資本金	10,000
	利益剰余金	△767
	その他利益剰余金	△767
	（うち当期純利益）	(59)
	負債・純資産合計	**43,497**

第28期決算公告　　令和７年７月28日
愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目188番地
株式会社鈴与カーゴサービス名古屋
代表取締役　遠藤　春幸
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	104,052
	固定資産	8,439
	資産合計	**112,492**
負債及び純資産の部	流動負債	98,450
	（賞与引当金）	(15,834)
	固定負債	906
	永年勤続表彰引当金	906
	株主資本	13,135
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,135
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	3,035
	（うち当期純利益）	(374)
	負債・純資産合計	**112,492**

第36期決算公告

令和７年６月27日
東京都杉並区和泉１―22―19
朝日生命代田橋ビル
パイオニア販売株式会社
代表取締役社長　濱野　能嗣
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,842
	固定資産	348
	有形固定資産	45
	無形固定資産	17
	投資その他の資産	286
	資産合計	**9,190**
負債及び純資産の部	流動負債	5,457
	（うち賞与引当金）	(187)
	（うち製品保証引当金）	(24)
	固定負債	601
	（うち退職給与引当金）	(256)
	負債合計	**6,058**
	株主資本	3,130
	資本金	100
	資本剰余金	993
	その他資本剰余金	993
	利益剰余金	2,037
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,012
	（うち当期純利益）	(286)
	評価・換算差額等	2
	その他有価証券評価差額金	2
	純資産合計	**3,132**
	負債・純資産合計	**9,190**

第50期決算公告

令和７年７月28日
広島市中区千田町二丁目５番44号
株式会社トータテハウジング
代表取締役　川西　亮平
貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,419,521
	固定資産	3,569,370
	合計	**6,988,892**
負債及び純資産の部	流動負債	2,377,395
	賞与引当金	60,000
	固定負債	11,424
	負債の部合計	**2,388,820**
	株主資本	4,600,072
	資本金	100,000
	資本剰余金	13,175
	その他資本剰余金	13,175
	利益剰余金	4,486,897
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,461,897
	（うち当期純利益）	(238,666)
	純資産の部合計	**4,600,072**
	合計	**6,988,892**

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和７年９月１日であり、両社の株主総会の承認決議は令和７年８月25日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和７年７月28日
広島市中区千田町二丁目５番44号
（甲）株式会社トータテハウジング
代表取締役　川西　亮平
広島市中区国泰寺町二丁目４番７号
（乙）株式会社トータテ都市開発
代表取締役　川西　亮平

第53期決算公告　　令和７年７月28日
広島市中区国泰寺町二丁目４番７号
株式会社トータテ都市開発
代表取締役　川西　亮平
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,171,990
	固定資産	3,842,079
	合計	**11,014,069**
負債及び純資産の部	流動負債	8,337,271
	賞与引当金	60,000
	株主資本	2,676,797
	資本金	100,000
	資本剰余金	13,870
	その他資本剰余金	13,870
	利益剰余金	2,562,927
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,537,927
	（うち当期純利益）	(62,452)
	合計	**11,014,069**

第58期決算公告

令和７年６月23日
神奈川県愛甲郡愛川町中津4020番地６
東京スチールセンター株式会社
代表取締役　神吉　伸幸
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,118
	固定資産	1,521
	資産合計	**2,639**
負債及び純資産の部	流動負債	1,109
	固定負債	124
	退職給付引当金	106
	役員退職慰労引当金	15
	負債合計	**1,233**
	株主資本	1,405
	資本金	260
	資本剰余金	23
	資本準備金	23
	利益剰余金	1,122
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	1,080
	（うち当期純利益）	(141)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	**1,406**
	負債・純資産合計	**2,639**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の行う株式会社木下エネルギーパーク（本店　広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一）、株式会社藤村組（本店　山口県岩国市美川町南桑二三二〇番地の二）及び大高建設株式会社（本店　岡山市北区今一丁目一番一〇号）の経営管理事業（株式の保有およびこれに附帯する一切の業務を含む）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年七月二十八日

広島県福山市西新涯町二丁目三番二五号

（甲）株式会社神原組

代表取締役　神原　雅弘

広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一

（乙）株式会社木下組

代表取締役　神原　雅弘

第77期決算公告

令和７年６月25日

東京都稲城市押立1705番地

株式会社ワイ・デー・ケー

代表取締役　坂本　洋子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,972
	固定資産	5,133
	資産合計	**12,105**
負債及び純資産の部	流動負債	2,560
	賞与引当金	254
	固定負債	720
	退職給付引当金	70
	負債合計	**3,280**
	株主資本	8,431
	資本金	100
	資本剰余金	438
	資本準備金	228
	その他資本剰余金	210
	利益剰余金	8,007
	利益準備金	69
	その他利益剰余金	7,938
	（うち当期純利益）	（817）
	自己株式	△114
	評価・換算差額等	394
	その他有価証券評価差額金	394
	純資産合計	**8,825**
	負債・純資産合計	**12,105**

第39期決算公告

令和７年７月28日

広島市佐伯区五日市町大字石内5998番地１

株式会社木下組

代表取締役　神原　雅弘

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	273,099
	固定資産	405,253
	繰延資産	651
	合計	**679,003**
負純資産の及び部	流動負債	358,358
	固定負債	141,443
	株主資本	179,201
	資本金	55,000
	資本剰余金	6,000
	その他資本剰余金	6,000
	利益剰余金	118,201
	その他利益剰余金	118,201
	（うち当期純利益）	（54,916）
	合計	**679,003**

第24期決算公告

令和７年７月28日

広島県福山市西新涯町二丁目３番25号

株式会社神原組

代表取締役　神原　雅弘

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	793,852
	固定資産	1,843,164
	繰延資産	16,092
	合計	**2,653,108**
負純資産の及び部	流動負債	814,351
	固定負債	1,441,716
	株主資本	397,040
	資本金	20,000
	利益剰余金	377,040
	その他利益剰余金	377,040
	（うち当期純損失）	（66,563）
	合計	**2,653,108**

第87期決算公告

2025年７月28日

東京都港区高輪二丁目15番21号

株式会社コシダテック

代表取締役　越田　亮三

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,612
	固定資産	9,516
	繰延資産	3
	資産合計	**20,132**
負債及び純資産の部	流動負債	9,700
	賞与引当金	149
	その他	9,551
	固定負債	5,468
	退職給付引当金	711
	役員退職慰労引当金	192
	その他	4,565
	負債合計	**15,168**
	株主資本	4,640
	資本金	371
	資本剰余金	164
	資本準備金	164
	利益剰余金	4,105
	利益準備金	39
	その他利益剰余金	4,066
	（うち当期純利益）	（74）
	評価・換算差額等	323
	その他有価証券評価差額金	330
	土地再評価差額金	△7
	純資産合計	**4,964**
	負債・純資産合計	**20,132**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を承継して存続し乙及び丙は解散することについてこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都新宿区四谷本塩町三番一号

（甲）株式会社コインパーク

代表取締役　富田　榮造

東京都新宿区四谷本塩町三番一号

（乙）株式会社シェアリングサービス

代表取締役　富田　榮造

東京都新宿区四谷本塩町三番一号

（丙）株式会社ランナバウトエンヂニアリング

代表取締役　富田　榮造

第29期決算公告

令和７年７月28日

東京都新宿区四谷本塩町３番１号

株式会社コインパーク

代表取締役　富田　榮造

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,396,229
	固定資産	2,703,067
	合計	**5,099,296**
負純資産の及び部	流動負債	599,923
	固定負債	230,032
	株主資本	4,269,340
	資本金	90,000
	利益剰余金	4,179,340
	その他利益剰余金	4,179,340
	（うち当期純利益）	（728,120）
	合計	**5,099,296**

第9期決算公告

令和７年７月28日

東京都新宿区四谷本塩町３番１号

株式会社ランナバウトエンヂニアリング

代表取締役　富田　榮造

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	872
	固定資産	93
	合計	**966**
負純資産の及び部	流動負債	280,185
	株主資本	△279,218
	資本金	100,000
	利益剰余金	△379,218
	その他利益剰余金	△379,218
	（うち当期純利益）	（0）
	合計	**966**

第10期決算公告

令和７年７月28日

東京都新宿区四谷本塩町３番１号

株式会社シェアリングサービス

代表取締役　富田　榮造

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	19,723
	固定資産	1,138
	合計	**20,861**
負純資産の及び部	流動負債	338
	株主資本	20,523
	資本金	100,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	△159,476
	その他利益剰余金	△159,476
	（うち当期純利益）	（0）
	合計	**20,861**

最終貸借対照表

令和７年７月28日

広島県三原市沼田西町小原字袖掛200番地の76

株式会社レニアス

代表取締役　仁井　茂樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,202	流動負債	2,477
固定資産	3,248	（うち賞与引当金）	(71)
有形固定資産	3,039	固定負債	1,612
無形固定資産	134	（うち退職給付引当金）	(158)
投資その他の資産	74	株主資本	3,361
		資本金	70
		利益剰余金	3,291
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	3,286
		（うち当期純利益）	(969)
資産合計	**7,451**	**負債・純資産合計**	**7,451**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。合併の効力発生日は令和七年八月三十一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

（甲）株式会社RAホールディングス

代表取締役　仁井　茂樹

広島県三原市沼田西町小原字袖掛二〇〇番地の七六

（乙）株式会社レニアス

代表取締役　仁井　茂樹

第７期決算公告

令和７年７月28日

東京都港区南青山四丁目13番９号クレセントヒルズ３Ｆ

株式会社ＭｉＬ

代表取締役　杉岡　侑也

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	319,991	流動負債	208,341
固定資産	7,653	ポイント引当金	814
		固定負債	434,297
		株主資本	△314,997
		資本金	50,000
		資本剰余金	481,237
		資本準備金	481,237
		利益剰余金	△846,234
		その他利益剰余金	△846,234
		（うち当期純損失）	(180,202)
		新株予約権	3
資産合計	**327,644**	**負債・純資産合計**	**327,644**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万七千五百円、資本準備金の額を二億八千百二十三万四千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都港区南青山四丁目一三番九号

クレセントヒルズ三Ｆ

株式会社ＭｉＬ

代表取締役　杉岡　侑也

第21期決算公告

令和７年７月28日

静岡市清水区愛染町21番地の１

静甲愛染ビル３階

株式会社鈴与カーゴサービス静岡

代表取締役　村松　秀紀

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	204,161
	固定資産	19,242
	資産合計	**223,403**
負債及び純資産の部	流動負債	201,005
	（賞与引当金）	(35,656)
	（役員賞与引当金）	(2,587)
	固定負債	6,810
	退職給付引当金	2,108
	永年勤続表彰引当金	4,702
	株主資本	15,587
	資本金	10,000
	資本剰余金	738
	資本準備金	738
	利益剰余金	4,849
	その他利益剰余金	4,849
	（うち当期純利益）	(4,895)
	負債・純資産合計	**223,403**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十八日

静岡市清水区愛染町二一番地の一静甲愛染ビル三階

（甲）株式会社鈴与カーゴサービス静岡

代表取締役　村松　秀紀

静岡県富士市比奈字片田五〇〇番地の二

（乙）株式会社鈴与カーゴサービス富士

代表取締役　村松　秀紀

第21期決算公告

令和７年７月28日　静岡県富士市比奈字片田500番地の２

株式会社鈴与カーゴサービス富士

代表取締役　村松　秀紀

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	281,071	流動負債	231,160
固定資産	27,065	（賞与引当金）	(56,435)
		固定負債	10,063
		退職給付引当金	3,206
		永年勤続表彰引当金	6,856
		株主資本	66,913
		資本金	10,000
		資本剰余金	37,720
		資本準備金	37,720
		利益剰余金	19,192
		その他利益剰余金	19,192
		（うち当期純利益）	(825)
資産合計	**308,136**	**負債・純資産合計**	**308,136**

第 55 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　　愛知県半田市日東町１番地の６

豊田メタル株式会社

代表取締役社長　岩瀬　正美

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,290,486	流動負債	987,423
固定資産	3,271,852	賞与引当金	79,947
有形固定資産	3,188,095	役員賞与引当金	4,650
無形固定資産	15,351	その他	902,826
投資その他の資産	68,405	固定負債	115,871
		退職給付引当金	96,066
		役員退職慰労引当金	4,275
		その他	15,530
		負債合計	1,103,295
		株主資本	5,459,043
		資本金	600,000
		利益剰余金	4,859,043
		利益準備金	150,000
		その他利益剰余金	4,709,043
		純資産合計	5,459,043
資産合計	6,562,338	負債・純資産合計	6,562,338

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	6,753,294	営業外費用	52,371
売上原価	5,830,331	経常利益	429,919
売上総利益	922,962	税引前当期純利益	429,919
販売費及び一般管理費	487,555	法人税、住民税及び事業税	144,108
営業利益	435,407	法人税等調整額	△　6,645
営業外収益	46,883	当期純利益	292,455

第 48 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

愛知県名古屋市中村区太閤通四丁目１番地

医療法人珪山会

理事長　鵜飼　泰光

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,669,859	流動負債	453,402
固定資産	1,226,067	賞与引当金	105,090
有形固定資産	347,107	固定負債	5,636,266
無形固定資産	25,077	退職給付引当金	380,848
その他の資産	853,882	役員退職慰労引当金	4,435,300
		負債合計	6,089,669
		出資金	50,000
		積立金	1,761,825
		別途積立金	80,000
		繰越利益積立金	1,681,825
		評価・換算差額等	△5,568
		その他有価証券評価差額金	△5,568
		純資産合計	1,806,257
資産合計	7,895,926	負債・純資産合計	7,895,926

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	4,527,022	経常利益	165,575
（うち本来業務）	(4,225,556)	特別利益	36,827
（うち附帯業務）	(301,466)	特別損失	17,587
事業費用	4,392,973	税引前当期純利益	184,814
（うち本来業務）	(4,041,031)	法人税、住民税及び事業税	5,603
（うち附帯業務）	(351,942)	法人税等調整額	34,608
事業利益	134,049	当期純利益	144,602
事業外収益	78,508		
事業外費用	46,982		

第 85 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　　神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17番４

協和合金株式会社

代表取締役　高島　眞吾

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,912,508	流動負債	1,134,321
固定資産	2,494,705	固定負債	1,012,634
		（うち引当金）	(251,618)
		株主資本	2,159,182
		資本金	411,873
		資本剰余金	422,587
		資本準備金	422,587
		利益剰余金	1,526,250
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	1,496,250
		（うち当期純利益）	(75,059)
		自己株式	△201,529
		評価・換算差額等	101,074
資産合計	4,407,213	負債・純資産合計	4,407,213

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区東二丁目一五番五号エスキナビル二階

（甲）Ｃｏｃｏｒｏ Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　涂　俊光

東京都渋谷区東二丁目一五番五号エスキナビル二階

（乙）株式会社セクションエイト

代表取締役　横山　淳司

第 7 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

東京都渋谷区東二丁目15番５号エスキナビル２階

Cocoro International Japan株式会社

代表取締役　涂　　俊光

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,721	流動負債	207,176
固定資産	354,759	固定負債	143,874
繰延資産	770	株主資本	29,200
		資本金	19,250
		資本剰余金	16,250
		資本準備金	16,250
		利益剰余金	△6,299
		その他利益剰余金	△6,299
		（うち当期純利益）	(846)
資産合計	380,251	負債・純資産合計	380,251

第 7 期 決 算 公 告

令和７年７月28日

東京都渋谷区東二丁目15番５号エスキナビル２階

株式会社セクションエイト

代表取締役　横山　淳司

貸借対照表の要旨　（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	241,186	流動負債	1,253,265
固定資産	1,506,788	固定負債	758,638
		株主資本	△264,929
		資本金	10,000
		資本剰余金	869,635
		資本準備金	800,000
		その他資本剰余金	69,635
		利益剰余金	△1,144,565
		特別償却準備金	760
		繰越利益剰余金	△1,145,325
		（うち当期純損失）	(262,266)
		新株予約権	1,000
資産合計	1,747,974	負債・純資産合計	1,747,974

吸収分割公告

株式会社ＢＣＪ－82－１（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）は、吸収分割をして株式会社ＢＣＪ－82－２（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）に対し、その吸収分割契約書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

株式会社ＢＣＪ－82－２（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）は、吸収分割をして株式会社ＢＣＪ－81（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）に対し、その吸収分割契約書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

株式会社ＢＣＪ－81（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）は、吸収分割をして株式会社ＢＣＪ－82－１（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）に対し、その吸収分割契約書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

株式会社ＢＣＪ－82－１（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）は、吸収分割をして株式会社ＢＣＪ－82－２（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）に対し、その吸収分割契約書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

株式会社ＢＣＪ－82－２（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）は、吸収分割をして株式会社ＢＣＪ－81（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階　代表取締役　杉本　勇次）に対し、その吸収分割契約書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

これらの会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.t-gaia.co.jp/ 下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

（丁）下記のとおりです。

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

（甲）株式会社ティーガイア　代表取締役　石田　将人

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（乙）株式会社ＢＣＪ－82－１　代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（丙）株式会社ＢＣＪ－82－２　代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（丁）株式会社ＢＣＪ－81　代表取締役　杉本　勇次

第１期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階

株式会社ＢＣＪ－82－１

代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	613	流動負債	2,320
固定資産	53,884	固定負債	37,810
		負債合計	40,130
		株主資本	14,367
		資本金	100
		資本剰余金	16,214
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	16,214
		利益剰余金	△1,946
		その他利益剰余金	△1,946
		純資産合計	14,367
資産合計	54,497	負債・純資産合計	54,497

損益計算書の要旨

（自　令和６年８月13日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	—
販売費及び一般管理費	22
営業損失	22
営業外収益	16
営業外費用	1,940
経常損失	1,946
税引前当期純損失	1,946
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	1,946

第１期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号

パレスビル５階

株式会社ＢＣＪ－81

代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13
	固定資産	8,361
	資産合計	8,375
負債及び純資産の部	流動負債	1
	固定負債	—
	負債合計	1
	株主資本	8,373
	資本金	0
	資本剰余金	8,376
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	8,376
	利益剰余金	△3
	その他利益剰余金	△3
	（うち当期純損失）	(3)
	純資産合計	8,373
	負債・純資産合計	8,375

第１期決算公告

令和７年７月28日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号

パレスビル５階

株式会社ＢＣＪ－82－２

代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15
	固定資産	16,314
	資産合計	16,329
負債及び純資産の部	流動負債	161
	固定負債	8,157
	負債合計	8,318
	株主資本	8,011
	資本金	0
	資本剰余金	8,361
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	8,361
	利益剰余金	△350
	その他利益剰余金	△350
	（うち当期純損失）	(350)
	純資産合計	8,011
	負債・純資産合計	16,329

第10期決算公告

令和７年７月28日

京都市下京区中堂寺粟田町93番地

京都リサーチパーク６号館２階

ＤＸＨＵＢ株式会社

代表取締役　澤田　賢二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	514,973
	固定資産	182,729
	資産合計	697,702
負債及び純資産の部	流動負債	410,624
	賞与引当金	15,558
	ポイント引当金	3,303
	固定負債	79,724
	株主資本	206,908
	資本金	100,000
	資本剰余金	106,347
	資本準備金	100,254
	その他資本剰余金	6,092
	利益剰余金	561
	その他利益剰余金	561
	（うち当期純利益）	(8,238)
	評価・換算差額等	444
	その他有価証券評価差額金	444
	負債・純資産合計	697,702

第23期決算公告

2025年６月26日

福岡市博多区吉塚本町13番79号

ＪＲ九州システムソリューションズ株式会社

代表取締役　香月　裕司

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,112
	固定資産	2,355
	資産合計	5,468
負債及び純資産の部	流動負債	2,144
	（賞与引当金）	(155)
	（完成工事補償引当金）	(2)
	固定負債	2,073
	（退職給付引当金）	(190)
	負債合計	4,218
	株主資本	1,250
	資本金	97
	資本剰余金	36
	資本準備金	36
	利益剰余金	1,116
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,113
	（うち当期純利益）	(252)
	純資産合計	1,250
	負債・純資産合計	5,468